

# 山形大学人文社会科学部

# 研究年報

第 20 号

## 目 次

### 論 文

A labeling analysis of *tough*-movement operations ..... Naoto TOMIZAWA..... 1

2010年代における国際証券投資の膨張  
——国際資金循環の視点から—— ..... 山 口 昌 樹..... 21

虚空からの音楽  
——齋藤一郎による成瀬巳喜男監督『浮雲』の《宿命のテーマ》について  
..... 大久保 清 朗..... 41

### 研究ノート

山形県における技能実習生受入れ企業の現状分析  
..... 源 島 稔・本 多 広 樹・中 澤 信 幸..... 75

### 資料紹介

ナチス・ホロコースト関係ドキュメンタリー映画目録  
——山形国際ドキュメンタリー映画祭応募作品より—— ..... 山 崎 彰..... 99

投稿規程 ..... 125

令和 5 年 3 月

山形大学人文社会科学部

## Article

# A labeling analysis of *tough*-movement operations\*

Naoto TOMIZAWA

### 1. Introduction

It is sometimes observed that unlike the subject of genuine raising constructions, the subject DP of the *tough*-movement construction allows only partial reconstruction in the sense that the complement of D can reconstruct but its edge cannot (cf. Kim 1998, Sportiche 2002, 2006, Hicks 2009). One plausible explanation of this fact (which I will adopt in this paper) is an introduction of the D and its edge at a stage of the derivation that is later than the stage when the D's nominal complement is introduced. The implementations of such a “late merger” operation in Sportiche (2006) and Tomizawa (2020), however, violate the Extension Condition (Chomsky 1993) and the No Tampering Condition (Chomsky 2008).

This paper proposes a revision of such a late merger analysis of the edge material of D that does respect the Extension Condition and the No Tampering Condition. The crucial component of the analysis to be presented in this paper is the labeling option in terms of direct selectional features. Specifically, (1d) is adopted, along with the traditional labeling options (1a-c) for the Labeling Algorithm (Chomsky 2013).

#### (1) Labeling Algorithm

Given a syntactic object (SO)  $\{\alpha, \beta\}$ ,

- a. if  $\alpha$  is a head and  $\beta$  is not a head, then  $\alpha$  is selected as the label of SO,
- b. if both  $\alpha$  and  $\beta$  are identical in a certain prominent feature, the prominent feature is taken to be the label of SO,
- c. if  $\alpha$  is a copy and  $\beta$  is not a copy, then  $\alpha$  is the label of SO,
- d. if the head of  $\alpha$  directly selects  $\beta$ , then  $\alpha$  is selected as the label of SO.

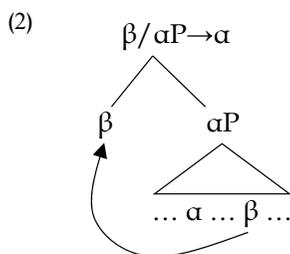
The “direct selection” relation in (1d) is typically found in a head-complement configuration. Thus, if such a complement phrase (=  $\beta$ ) re-merges with a projection (=  $\alpha P$ ) of its selecting head (=  $\alpha$ ), then (1d) ensures that the resulting syntactic object  $\{\beta, \alpha P\}$  can be labeled as  $\alpha$ .<sup>1</sup> This is illustrated in (2) below.

---

\* I would like to thank Stephen Ryan for discussions of empirical data and an anonymous reviewer of this journal for valuable comments and suggestions on an earlier version of this paper. Responsibility for inadequacies that remain is my own. This work is supported in part by Grand-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI) 21K00565 from the Japan Society for the Promotion of Science.

1 The assumption that this re-merging operation is permitted is not compatible with Abels' (2003) Anti-locality Constraint,

For expository purposes, the notation “ $x/y \rightarrow y$ ” is employed to represent that given the syntactic object consisting of  $x$  and  $y$ , the Labeling Algorithm selects  $y$  as the label of  $\{x, y\}$ .



It will be shown that this additional labeling option in (1d), combined with some auxiliary assumptions on relabeling within a phase-based labeling system, generates the *tough*-movement construction.

The paper is organized as follows. Section 2 starts with the derivational analysis of restrictive relative clauses and motivates the labeling option (1d) above. Section 3 turns to the analysis of the *tough*-movement construction and shows that the option (1d) provides us with the derivation of the construction that (i) respects the Extension Condition and No Tampering Condition and (ii) explains the partial reconstruction properties that the construction has. Section 4 reviews how this analysis deals with a variety of reconstruction phenomena and gives some further speculations. Section 5 is a brief conclusion.

## 2. Nominalization of restrictive relative clauses in the labeling theory

In this section, we will review Donati and Cecchetto’s (2011) analysis of restrictive relative clause formation within the labeling system framework and motivate an additional labeling option that hinges on a head’s direct selectional property.

### 2.1. Problems with Donati and Cecchetto’s (2011) nominalization procedure

A restrictive relative clause merges with a nominal projection to yield a noun phrase. An interesting analysis of this syntactic procedure within the labeling system framework is presented by Donati and Cecchetto (2011) (see also Cecchetto and Donati 2006). They claim that this nominalization procedure is made possible when the term that a restrictive relative clause merges with is N. Being a lexical item, N is by definition a probe (with an edge feature) and, hence, can provide a label.

To take an example, consider the underlying structure (3a) below, where  $D_c$  is a null D that selects a nominal complement. This nominal complement internally merges with CP, yielding (3b). (For expository convenience, a “lower” copy of the element that has undergone internal merge operation is marked by strike-through.) Since  $man_N$  is a lexical item, it can provide a label for the whole structure as shown in (3c).

---

which this paper does not adopt. I’d like to thank an anonymous reviewer of this journal for bringing this point to my attention.

The whole structure, then, merges with D, projecting DP as in (3d).

- (3) a. [<sub>CP</sub> that [<sub>TP</sub> we will never forget [<sub>DP</sub> D<sub>e</sub> man<sub>N</sub>]]]  
 b. man<sub>N</sub> [<sub>CP</sub> that we will never forget [D<sub>e</sub> man]]  
 c. [<sub>NP</sub> man<sub>N</sub> [<sub>CP</sub> that we will never forget [D<sub>e</sub> man]]]  
 d. [<sub>DP</sub> the<sub>D</sub> [<sub>NP</sub> man<sub>N</sub> that we will never forget [D<sub>e</sub> man]]]

This analysis of the nominalizing phenomenon in restrictive relative clause formation is insightful in several respects but it faces both theoretical and empirical problems that are difficult to overcome.

One crucial feature of their labeling system is that it can never allow nominalization of a relative clause construction when NP (rather than N) internally merges with a relative clause. For example, the structure (4) below can never be labeled, since the internally merged NP is not a lexical item.

- (4) [<sub>NP</sub> book on her desk] [<sub>CP</sub> that every professor liked [<sub>DP</sub> D<sub>e</sub> ~~book on her desk~~]]

However, some device is needed to nominalize the relative clause because the sentence (5) is grammatical.

- (5) [The book on her desk that every professor liked \_\_\_ best] concerned model theory.

(Sauerland 1998)

To deal with this sort of restrictive relative clause formation where the relative clause modifies a phrasal constituent such as *book on her desk*, Donati and Cecchetto (2011) appeal to late merger operations. They claim that the underlying structure for the relative clause in (5) should be (6a) below, where *on her desk* is not present yet. The noun *book* undergoes internal merge with CP, as in (6b), and projects as in (6c). It is at this stage of the derivation that *on her desk* is introduced by a late merger operation, as in (6d).

- (6) a. [<sub>CP</sub> that every professor liked [<sub>DP</sub> D<sub>e</sub> book<sub>N</sub>] best]  
 b. book<sub>N</sub> [<sub>CP</sub> that every professor liked [D<sub>e</sub> ~~book~~] best]  
 c. [<sub>NP</sub> book<sub>N</sub> [<sub>CP</sub> that every professor liked [D<sub>e</sub> ~~book~~] best]]  
 d. [<sub>NP</sub> book<sub>N</sub> [on her desk] [<sub>CP</sub> that every professor liked [D<sub>e</sub> ~~book~~] best]]

It might be obvious from this illustration that late merger is an indispensable part of Donati and Cecchetto's (2011) theory. But late merger is a device that lacks theoretical foundations and, hence, carries "a burden of proof" (Chomsky 2015: 6) if it is to be adopted. In addition, the well-formedness of the example (5) poses an empirical problem, as well. In (5), the pronoun *her* can be bound to *every professor*. This fact rejects the late introduction of *on her desk* in terms of the late merger operation outlined in (6); rather, it supports the derivation laid out in (4), where the copy of *her* that appears within the complement of *liked* is successfully c-commanded by its quantificational antecedent *every professor*.

Similarly, the ill-formedness of the idiomatic interpretation of *make headway* in the example (7) below provides additional evidence against a late merger of *on Mary's project*, since the late merger analysis predicts wrongly that *Mary* can be an antecedent of *she*.

- (7) \*[The headway on Mary<sub>i</sub>'s project [she<sub>i</sub> had made \_\_\_]] pleased the boss. (Sauerland 1998)

Rather, the ill-formedness of (7) strongly supports an analysis that introduces *headway on Mary's project* within the complement position of *made*, since it correctly predicts that such coreference of *Mary* and *she* violates the Binding Condition (C).<sup>2</sup>

What can be drawn from these considerations is that the merger of a relative clause with a nominal phrasal constituent such as *book on her desk* and *headway on Mary's project* should yield a labeled constituent. In the next subsection, a new labeling option in terms of direct selectional features is introduced.

## 2.2. A labeling option in terms of direct selectional features

Before going into details, let us adopt the hypothesis that what undergoes internal merge in relative clause formation is not DP but *nP*. That the element undergoing internal merge is a nominal fragment that excludes D is a widely adopted part of the analysis of restrictive relative clause formation (see Kayne 1994, for example) and Donati and Cecchetto (2011) argue that the D that selects the nominal fragment is stranded *in situ* in relativization. This stranding of D is presupposed in my earlier work (2020), where drawing on but revising Sportiche's (2006) analysis of the *tough*-movement construction, predicative-NP movement is argued to be involved in both restrictive relative clause formation and *tough*-movement. The hypothesis that this nominal fragment is *nP* rather than NP does not seem to affect the essential parts of the arguments presented in these works.

Another assumption I will adopt here is that this internal merger of *nP* with CP does not involve any operator feature that is similar to *wh*-features in interrogative *wh*-movement phenomena. *nP* can merge with CP simply because (internal) merge applies freely (Chomsky 2015).

In addition, let us adopt the hypothesis that labeling of a given constituent is carried out on a phase basis: labeling is not instantaneous but carried out at a phase level. This means that the existence of a non-labeled constituent is never an inherent blocker of further application of a syntactic operation to such a

<sup>2</sup> The arguments presented here on the basis of the examples in (5) and (7) have shown that strict-cyclic introduction of such dependent elements as *on her desk* and *on Mary's project* is forced in the environment where reconstruction of some material related to such a dependent element is needed for an independent reason (such as bound pronoun interpretation in (5) and idiomatic interpretation in (7)). In this respect, an anonymous reviewer raised an interesting question of whether strict-cyclic introduction of dependent elements is also forced in non-reconstruction environments as well. If dependent elements are always introduced strict-cyclically (in other words, if they are never introduced by late merger), this will constitute a stronger argument against Donati and Cecchetto's (2011) analysis, which is built on the availability of late merger.

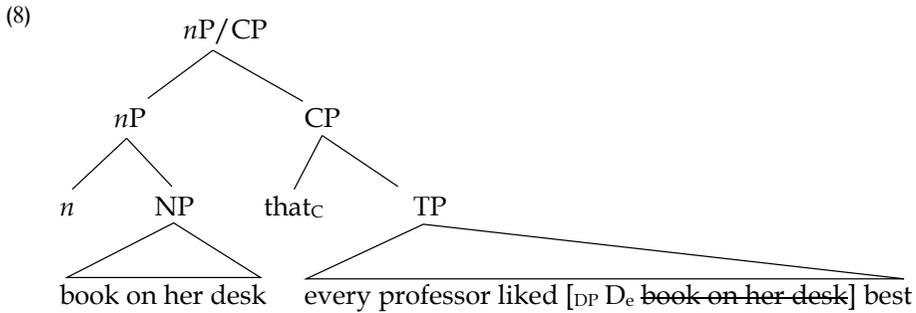
It is, however, quite difficult to construct an argument along these lines for the following reason. First of all, the merger of a restrictive relative clause and its "antecedent" nominal expression is carried out either by internal merge, as discussed here, or by external merge: the former is conventionally referred to as a raising/promotion analysis, and the latter as a matching analysis. Thus, the grammatical status of the sentence (i) under the coreference interpretation of *John* and *he* does not reject the raising/promotion analysis, because the sentence is successfully generated under the matching analysis. Nor does it support the raising/promotion analysis, simply because the analysis does not generate this sentence in a strict-cyclic fashion.

(i) Mary looked at every picture of John, that he, sent. (Hackl and Nissenbaum 2012)

What is needed here is an environment where a matching analysis is unavailable for an independent reason. To the best of my knowledge, however, such an environment is typically provided by reconstruction requirements.

constituent.

Bearing these assumptions in mind, consider the structure generated by the internal merger of *book on her desk* and *that every professor liked best*, as shown in (8) below. (Notice that “*nP/CP*” is not a label: it represents a syntactic constituent that has to be labeled.)



Here, {*nP*, *CP*} is not labeled under Donati & Cecchetto’s (2011) framework; nor is it in the original formulation of the Labeling Algorithm by Chomsky (2013) in (9a-c).

(9) Labeling Algorithm (Chomsky 2013)

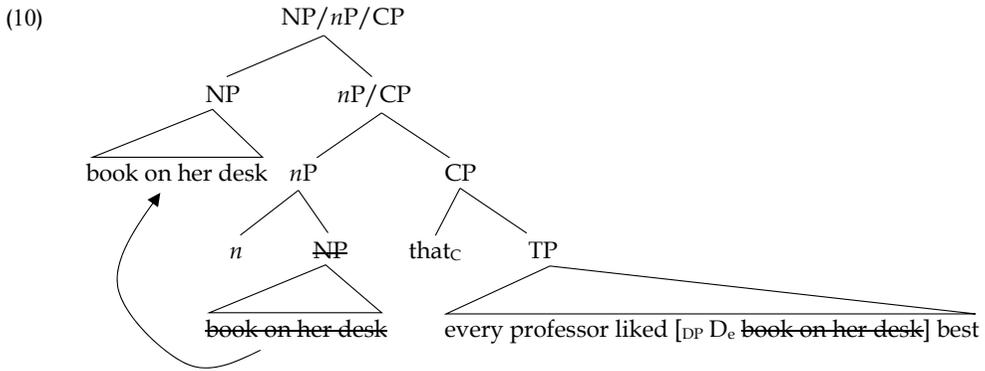
Given a syntactic object (SO) { $\alpha$ ,  $\beta$ },

- a. if  $\alpha$  is a head and  $\beta$  is not a head, then  $\alpha$  is selected as the label of SO,
- b. if both  $\alpha$  and  $\beta$  are identical in a certain prominent feature, the prominent feature is taken to be the label of SO,
- c. if  $\alpha$  is a copy and  $\beta$  is not a copy, then  $\alpha$  is the label of SO,

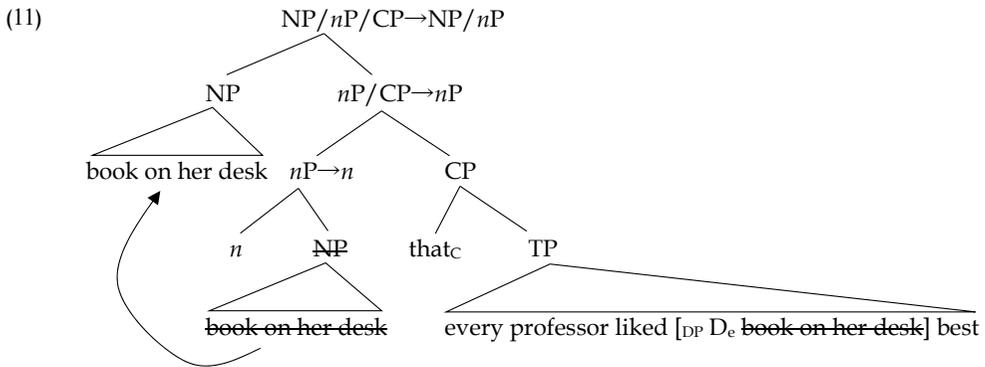
In (8), neither *nP* nor *CP* is a lexical element; nor do they share a prominent feature.<sup>3</sup>

As discussed in Chomsky (2013, 2015) and others, a labeling problem can sometimes be resolved if one of the terms involved undergoes “movement.” This option is formulated in (9c). Let us then consider what happens when a term of a term undergoes “movement.” In (8), since the head *n* of the *nP* constituent of {*nP*, *CP*} is not a phase-head, nothing precludes application of “movement” to [<sub>NP</sub> *book on her desk*] to internally merge it with the non-labeled {*nP*, *CP*}, as illustrated in (10).

3 Both *nP* and *CP* serve as predicates (see for example Heim and Kratzer 1998), which Tomizawa (2020) employs in the determination of the label of {*nP*, *CP*}. However, the predicate nature of these elements is semantic and relevant in the semantic component but not in narrow syntax.



This internal merger of [<sub>NP</sub> book on her desk] has a series of consequences. First of all, the complement NP of *n* becomes a copy (as indicated by strike-through), so that the label of {*n*, NP} becomes *n*. Thanks to this relabeling of *nP* as *n*, the constituent dominating it, which used to be the non-labeled {*nP*, CP}, is successfully assigned the label *nP*. Now that the formerly non-labeled constituent {*nP*, CP} has the label *nP*, the topmost constituent in (10) is recast as an element consisting of NP and *nP*. The result of these changes is shown in (11).



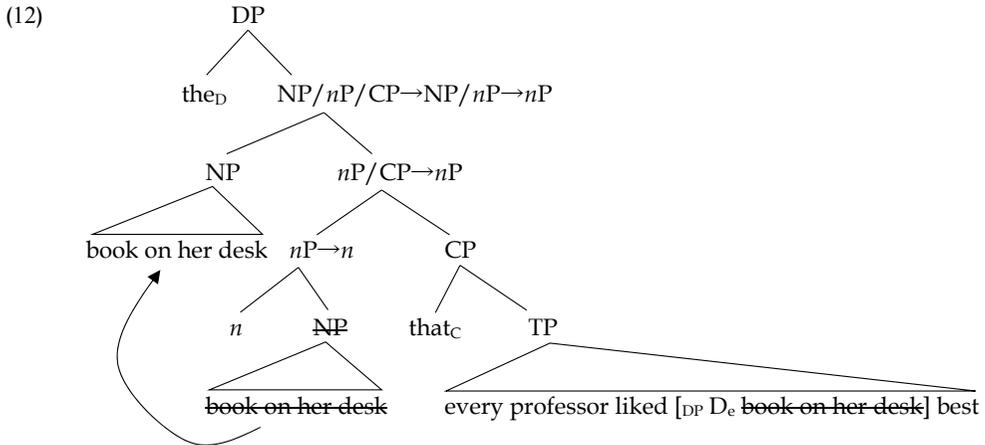
The original labeling problem of {*nP*, CP} has now been resolved but we have a new labeling problem at the topmost {NP, *nP*} in (11). Looking at {NP, *nP*}, we will notice immediately that NP and *nP* are not so distinct in the sense that NP is actually the direct complement of the *n* head of *nP*. Given this consideration, it would be more natural to expect that the label of the topmost {NP, *nP*} will be *n* rather than some other element if it ever has a label.

This labeling option for the topmost {NP, *nP*} can be made possible by the adoption of the additional labeling device in (9d) below.

- (9) Given a syntactic object (SO) { $\alpha$ ,  $\beta$ },  
 d. if the head of  $\alpha$  directly selects  $\beta$ , then  $\alpha$  is selected as the label of SO.

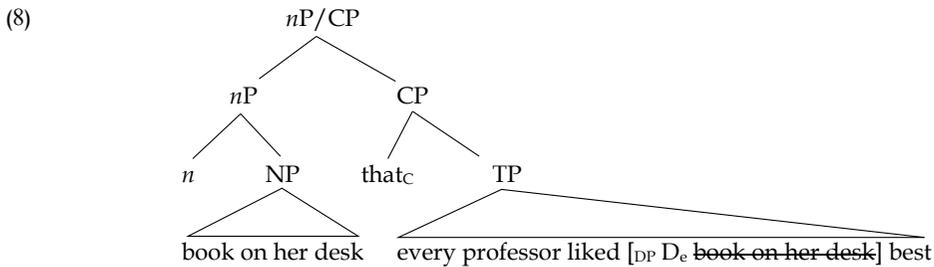
Going back to the topmost {NP, *nP*} in (11), since NP is (originally) directly selected by the *n* head of *nP*, {NP,

*nP*} is successfully labeled as *nP*. At a later stage of the derivation, this *nP* can be merged with D, giving rise to the DP structure in (12).



To summarize, the nominalization of the relative clause construction is possible in the labeling system in this paper when NP is re-merged with the *nP* whose head originally directly selects it.

Let me note in passing that when the labeling problem of the topmost {*nP*, CP} in (8), reproduced below, needs to be resolved, application of internal merge to TP (rather than to NP) is an unsuccessful option.



This is due to the phase-head status of *that<sub>C</sub>*. By the time the labeling problem of {*nP*, CP} emerges, CP has been constructed and the TP complement of the phase-head C has been transferred, so that this TP is no longer accessible.

### 3. A revised analysis of the *tough*-movement construction

Section 3.1 briefly reviews earlier works on the *tough*-movement construction in Sportiche (2006) and Tomizawa (2020) and presents two problems. Section 3.2 is a solution in terms of the labeling option introduced in section 2.2.

3.1. The *nP*-movement analysis

The *tough*-movement construction shares some of the derivational steps that are employed in restrictive relative clause formation outlined above. Thus, the derivation of the example sentence in (13) has intermediate steps in (14a, b).

(13) These pictures of himself will be difficult to tell Bill about. (Pesetsky 1987)

(14) a. [<sub>CP</sub> C PRO to tell Bill about [<sub>DP</sub> D<sub>c</sub> [<sub>nP</sub> pictures of himself]]]

b. [<sub>nP</sub> pictures of himself] [<sub>CP</sub> C PRO to tell Bill about [D<sub>c</sub> ~~pictures of himself~~]]

In Tomizawa's (2020) analysis of *tough*-movement operations, the {*nP*, CP} constituent in (14b) is not labelable in the light of the labeling options in (9a, b). (Note that Tomizawa's 2020 analysis actually adopts NP instead of *nP* as the complement constituent of D<sub>c</sub> in (14) but this review adopts *nP* in accordance with the categorical hypothesis adopted throughout this paper.) The labeling problem that the {*nP*, CP} in (14b) poses is argued to be resolved by "extraction" of *nP*, in the light of the labeling option (9c). Then, the derivation continues roughly as follows: the "extracted" *nP* merges with the matrix TP, as in (14c) below, and it further undergoes late merger with D, as in (14d).

(14) c. [<sub>TP</sub> [<sub>nP</sub> pictures of himself] will be difficult [<sub>CP</sub> [~~pictures of himself~~] [PRO to tell Bill about [D<sub>c</sub> ~~pictures of himself~~]]]]]

d. [<sub>TP</sub> [<sub>DP</sub> these<sub>D</sub> [<sub>nP</sub> pictures of himself]] will be difficult [<sub>CP</sub> [~~pictures of himself~~] [PRO to tell Bill about [D<sub>c</sub> ~~pictures of himself~~]]]]]

This late merger analysis of D is originally proposed by Sportiche (2006) and adopted in Tomizawa's work. It correctly predicts that the edge of D does not reconstruct but its interior material can, because only the interior has reconstruction sites. One example of the relevant contrast that follows from this difference is given in (15a, b). (For similar contrasts see Kim 1998, Sportiche 2002, 2006, Hicks 2009.)

(15) a. Pictures of his<sub>i</sub> friends will be hard to convince [any artist]<sub>i</sub> to sell. (Longenbaugh (2017)

b. \*Her<sub>i</sub> work is hard to convince [every woman in the group]<sub>i</sub> to share. (Rezac 2006)

The matrix subjects in (15a, b) have the following structures.

(16) a. [<sub>DP</sub> D [<sub>nP</sub> pictures of his<sub>i</sub> friends]]

b. [<sub>DP</sub> her<sub>i</sub> D [<sub>nP</sub> work]]

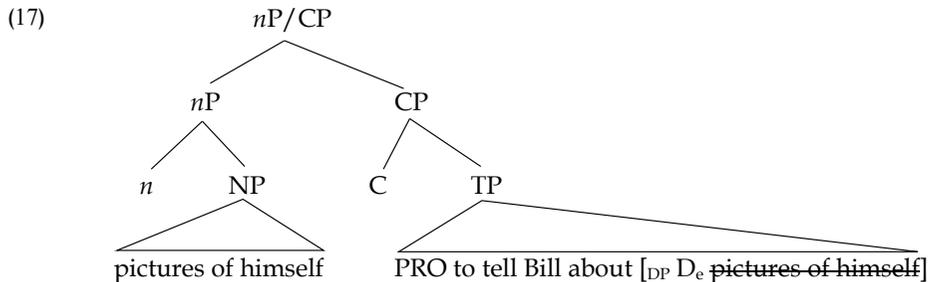
In (16b), the pronominal specifier (*her*) is introduced after the *nP* material has merged with the matrix clause. Therefore, it does not have a copy of its own within the complement position of *share*, giving rise to a familiar weak crossover effect. In (16a), on the other hand, *pictures of his friends* has a copy within the complement position of *sell*, which guarantees that *his* can be bound to its quantificational antecedent *any artist*.

Although illuminating in the treatment of the edge/interior contrast in reconstruction, this analysis has a couple of problems. Two such problems, I would like to pay special attention to here: (i) the late merger

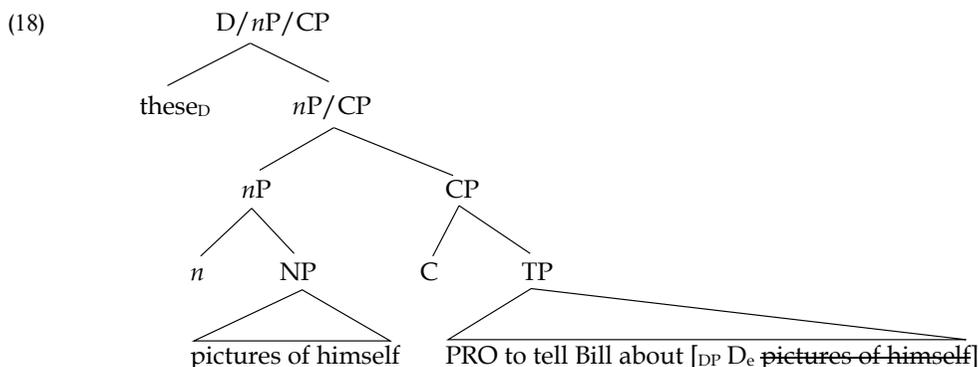
of D and its specifier and (ii) the nature of “movement” from the position “adjoined to CP” to the matrix subject position. As mentioned in section 2.1 in the review of Donati and Cecchetto’s (2011) analysis of restrictive relative clause formation, late merger lacks theoretical foundations. Even Sportiche (2016, 2019) embarks on a project to dispense with late merger operations. The nature of “movement” from the position “adjoined to CP” to the matrix subject position is also questionable. In the traditional dichotomy of A/A’-movement, it is categorized as an instance of movement from A’-position to A-position, which is improper and rejected.

### 3.2. An alternative resolution of the labeling problem

Returning to the derivational stage in (14b), where *nP* merges with CP, let us reconsider how  $\{nP, CP\}$  is labeled. For expository purposes, the relevant tree diagram is produced below.



Notice that it is in principle possible to continue subsequent derivational processes without identifying the label of  $\{nP, CP\}$ . Let us suppose that this non-labeled  $\{nP, CP\}$  is externally merged with a new D (*these*). The choice of D is not made at random; rather, it is motivated by the direct selection property of D: D directly selects *n*. Just because  $\{nP, CP\}$  in (17) does not have a label in the light of the Labeling Algorithm does not mean the  $\{nP, CP\}$  constituent’s label(s) is invisible. The Labeling Algorithm does find two candidates for the label (namely, *n* and C) but cannot select one over the other. What is occurring here is indeterminacy, not invisibility. The categorial features of the terms of the non-labeled constituent  $\{nP, CP\}$  are visible. The external merger of D yields the structure in (18) below, where the new topmost constituent, consisting of *these<sub>D</sub>* and  $\{nP, CP\}$ , does not have a label yet.



Whether D is a phase-head or not is a controversial question in the literature. Here, I will take the position that D is not a phase-head and look at some consequences.

Since *these<sub>D</sub>* in (18) is not a phase-head, it is possible to continue further derivational processes before identifying the labels of {nP, CP} and {these<sub>D</sub>, {nP, CP}}. Since merge is free, let us suppose that the topmost constituent in (18) is externally merged with DIFFICULT<sub>R</sub>, the root lexical entry of *difficult*. Here, the choice of DIFFICULT<sub>R</sub> is not arbitrary. *Tough*-movement predicates select two arguments that are categorically realized as (i) an infinitival CP and (ii) a *for*-PP containing an experiencer of some sort. The experiencer *for*-PP is not always spelled out, which suggests that what *tough* predicates directly select is the infinitival CP.

Let me characterize the lexical properties of *tough*-movement predicates here:

- (19) A *tough*-movement predicate:
- i. takes an infinitival CP and an experiencer *for*-PP,
  - ii. directly selects the infinitival CP,
  - iii. is an obligatory-control predicate, with experiencer controlling the PRO subject of the infinitival CP.

For the property (19iii) see Epstein (1984), Pesetsky (1987), Rezac (2006), among others.<sup>4</sup>

The external merger of DIFFICULT<sub>R</sub> and the topmost constituent in (18) barely satisfies this direct selectional property; “barely,” because DIFFICULT<sub>R</sub> does not merge with a syntactically genuine CP but does merge with a constituent whose categorial property of CP is syntactically visible. For clarity, let us assume the following projection rule for direct selectional features.<sup>5</sup>

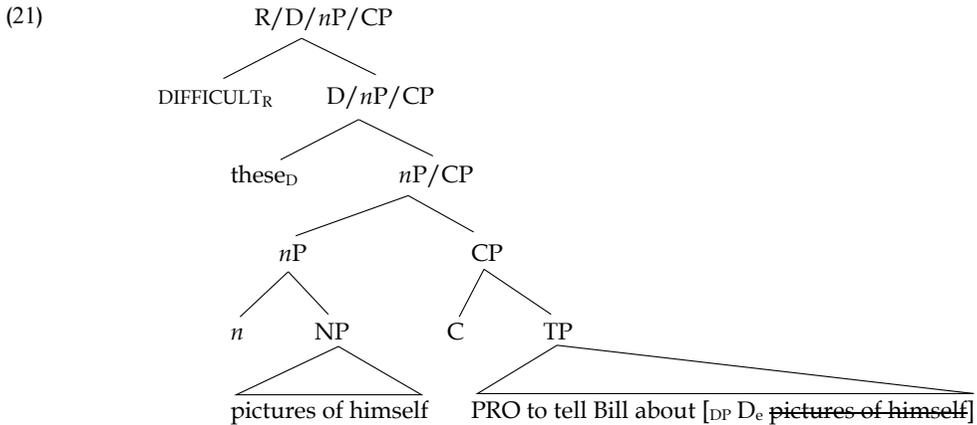
4 The obligatory-control property in (19iii) provides straightforward answers to why the *tough*-movement construction does not have a tensed clause variant as in (i) and why the subject of the infinitival complement cannot “move” into the matrix subject position as in (ii).

(i) \*John is easy [<sub>CP</sub> that anyone likes \_\_\_] (Browning 1987)  
 (ii) \*John is difficult [<sub>CP</sub> \_\_\_ to solve these problems] (Browning 1987)

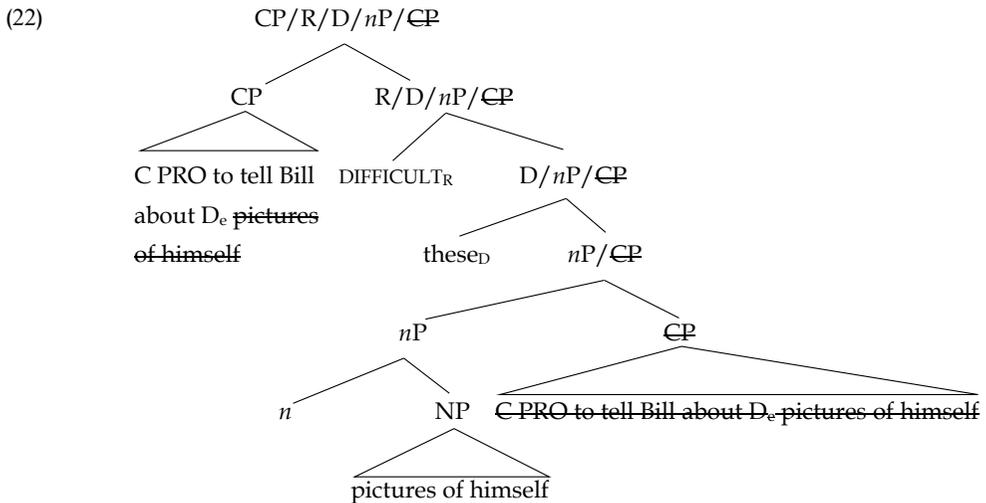
5 Thanks to an anonymous reviewer for encouraging me to clarify the mechanism behind this syntactic visibility.

(20) Given that  $\alpha$  directly selects  $\beta$ ,  $\alpha$  must merge with a constituent whose possible label is that of  $\beta$ . When  $\text{DIFFICULT}_R$  merges with the constituent (18), the latter has not its label specified yet and has three possible labels: D,  $n$  (of  $nP$ ) and C (of CP). Since C (of CP) is visible in this sense, the direct selectional relation between  $\text{DIFFICULT}_R$  and the CP complement is met in the relevant structure.

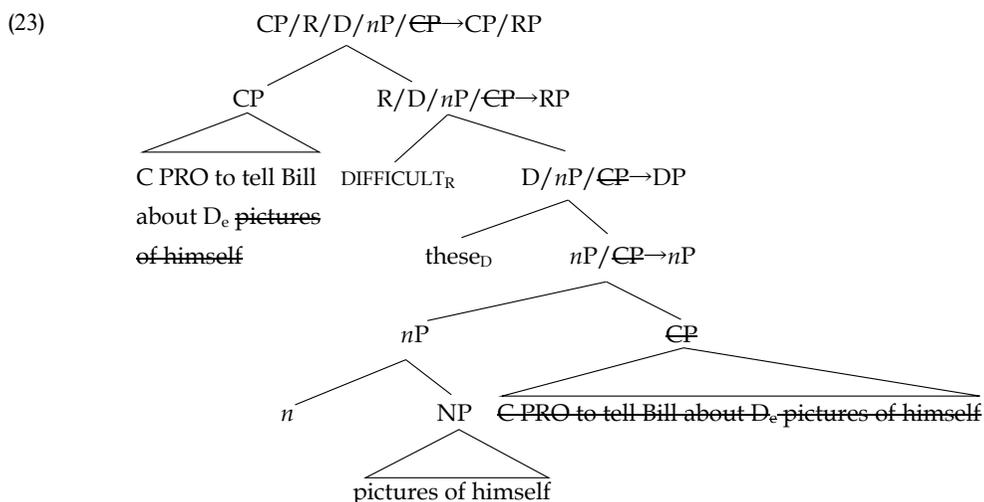
The following structure is yielded.



Here,  $\text{DIFFICULT}_R$  is not a phase-head. It is then possible to internally merge CP to the topmost constituent, which generates the following structure.



This internal merger of CP has a number of labeling consequences. First of all, the lower copy of CP becomes invisible to the Labeling Algorithm, so that the constituent  $\{nP, \overline{CP}\}$  is successfully labeled as  $nP$ . The constituent consisting of this  $nP$  and *these<sub>D</sub>* is now labeled as DP. (Let me note in passing that we are now in an interesting situation.  $DIFFICULT_R$  directly selects CP (though “barely,” as noted above) but the directly selected complement is now relabeled as DP.) The constituent consisting of this DP and  $DIFFICULT_R$  will also be successfully labeled, perhaps with the aid of an adjectivizing functional element. If we follow the idea pursued in Chomsky’s (2015) discussion of verbal roots and verbalizing functional elements, the label of  $\{DIFFICULT_R, DP\}$  would be  $\langle \emptyset, \emptyset \rangle$ . However, I will leave open the extension of the verbal considerations to the adjectival domain here and assume instead that  $\{DIFFICULT_R, DP\}$  selects R as the label. These changes are reflected in (23).



Let us turn to the label of the topmost constituent in (23). The label might appear to be indeterminate between CP and RP. The new labeling option that is introduced in section 2.2, namely (9d), selects RP as the label of  $\{CP, RP\}$ . This is because CP and the head R of RP are originally in a direct selectional relation (though “barely,” as noted above). To sum up, with the internal merger of CP in (22/23), every non-labeled constituent is successfully labeled.

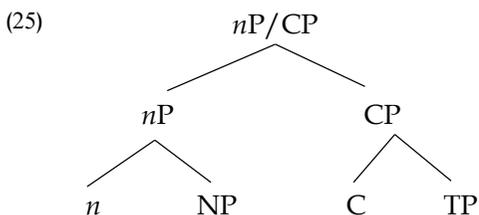
The constituent fully labeled in this way undergoes further derivational operations. An adjectivizing functional element (notated as *a* in the following illustrations) is externally merged and then  $DIFFICULT_R$  “moves” to adjoin to it. (Thus, the *tough*-predicate precedes the infinitival CP complement when they are spelled out.) Then, matrix *be* and T are introduced. Crucially, at the next stage of the derivation, the DP complement of  $DIFFICULT_R$ , namely [ $DP$  these *n* pictures of himself [ $\overline{CP}$  PRO to tell Bill about  $D_e$  pictures of himself]], internally merges with the matrix clause. This “movement” of DP is legitimate in the light of the Phase Impenetrability Condition since neither  $DIFFICULT_R$  nor the adjectivizing functional element (*a*) is

a phase-head. That they are not phase-heads are natural to the extent that neither  $SEEM_R$  nor its verbalizing functional category ( $v$ ) is a phase-head in the raising construction like *These pictures of his friends v SEEM<sub>R</sub> to be nice*. With the completion of these operations, the following structure is generated.

- (24) [<sub>DP</sub> these *n* pictures of himself [<sub>C-PRO</sub> to tell Bill about <sub>D<sub>c</sub></sub> pictures of himself]] T be  
 DIFFICULT<sub>R+a</sub> [[<sub>CP</sub> C PRO to tell Bill about <sub>D<sub>c</sub></sub> pictures of himself] DIFFICULT<sub>R</sub> [<sub>DP</sub> these *n* pictures  
 of himself [<sub>C-PRO</sub> to tell Bill about <sub>D<sub>c</sub></sub> pictures of himself]]]

The new analysis of the *tough*-movement operation presented in this subsection resorts to neither a counter-cyclic late merger of D nor an obscure “movement” operation from the position “adjoined to CP” to the matrix position. What “moves” into the matrix subject position is a DP that contains the infinitival CP constituent. Thus, the original position from which the DP starts “movement” is not a position “adjoined to CP”; rather, it is the complement position of the *tough*-predicate. The head D of the DP (and its edge element) is introduced after its complement *nP* merges with the infinitival CP. In this sense, D is introduced at a later stage of the derivation. However, this D is merged with  $\{nP, CP\}$ , rather than with the *nP* material within  $\{nP, CP\}$ . Thus, both the Extension Condition and the No Tampering Condition are respected.

As a closing remark of this section, let us overview the system pursued in this paper. Given a structure (25), where  $\{nP, CP\}$  does not have a label, this labeling problem can be tackled from four approaches.



One is to give *nP* a syntactic status of copy, namely, to “move” *nP*. The labeling option (9c), then, selects CP as the label of  $\{nP, CP\}$ . A variant of this approach is abundant at the intermediate step of long-distance “A’-movement” (see Chomsky 2013, 2015). In (25), however, no well-formed linguistic expression would be produced since the “A’-moved” *nP* would not be properly interpreted. Another approach to the labeling problem in (25) is to “move” NP. Subsection 2.2 proposes that this movement is employed in the derivation of the noun phrase that contains a restrictive relative clause. A third approach to the labeling problem is to “move” CP. Section 3.2 proposes that this movement is involved in the successful *tough*-movement operation. A fourth approach to the labeling problem is to “move” TP. This logical possibility is excluded from phase considerations. C is a phase-head and when CP is constructed its TP material is transferred. Therefore, at a later stage of the derivation when *nP* and CP are merged, it is already impossible to access to TP.

#### 4. Further speculations on reconstruction

The analysis of the *tough*-movement construction presented in this paper takes a new step forward to construct a computational system devoid of late merger operations. In this section I would like to take up two points that need further consideration within the present analysis: one is concerned with particular cases of anti-reconstruction phenomena and the other with the general architecture of the system to deal with reconstruction.

First of all, our analysis of the *tough*-movement construction is designed to account for reconstruction contrasts like (15a, b), reproduced below.

- (15) a. Pictures of his<sub>i</sub> friends will be hard to convince [any artist]<sub>i</sub> to sell.  
 b. \*Her<sub>i</sub> work is hard to convince [every woman in the group]<sub>i</sub> to share.

In these examples, each matrix DP subject has a D head; in addition, the subject in (15b) has *her* in the edge domain, as well. These instances of D and *her* are introduced at intermediate stages of the derivation of these sentences after the *nP* complement parts (*pictures of his friends* and *work*) are merged with the respective CP clauses. The relevant structures are shown below.

- (26) a. [ D [[<sub>NP</sub> pictures of his friends] [[<sub>nP</sub> n [<sub>NP</sub> ~~pictures of his friends~~]]] [<sub>CP</sub> PRO to convince [any artist] to sell [D<sub>e</sub> [<sub>nP</sub> n [<sub>NP</sub> ~~pictures of his friends~~]]]]]]]  
 b. [her D [[<sub>NP</sub> work] [[<sub>nP</sub> n [<sub>NP</sub> ~~work~~]]] [<sub>CP</sub> PRO to convince every woman in the group to share [D<sub>e</sub> [<sub>nP</sub> n [<sub>NP</sub> ~~work~~]]]]]]]]]

In (26a), *his* has a copy within the complement of *sell* and this copy is c-commanded by its quantificational antecedent *any artist*. In (26b), on the other hand, *her* does not have such a copy within the c-command domain of its purported antecedent *every woman*, giving rise to a familiar weak crossover effect. Thus, the difference in (26a, b) is attributed to the presence of a reconstruction site in the former and the lack thereof in the latter.

This kind of reconstruction contrast does not arise in the raising construction. This is because no late introduction of D is involved. Thus, both (27a, b) are well-formed under the bound pronoun interpretation of *his*.

- (27) a. Someone from his<sub>i</sub> class seems to [every professor]<sub>i</sub> to be a genius.  
 b. His<sub>i</sub> father seems to [every boy]<sub>i</sub> to be a genius. (Fox 1999)

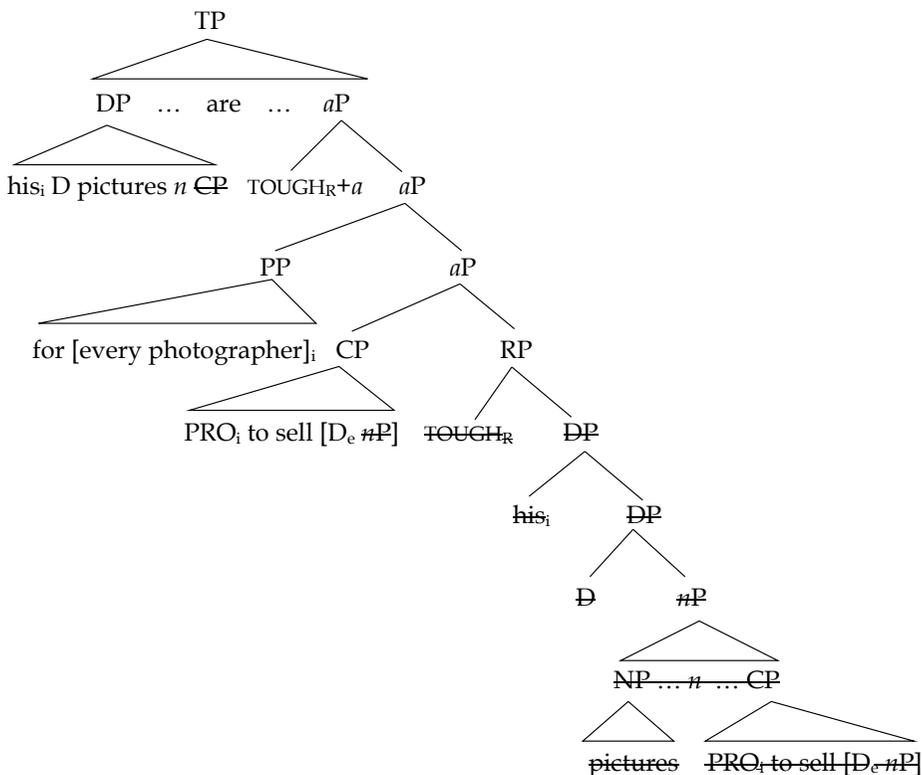
However, the analysis of the contrast between (15a, b) above does not provide a satisfactory account to the contrast in (28a, b), originally observed by Sportiche (2002).

- (28) a. Pictures of his<sub>i</sub> friends are hard for [every photographer]<sub>i</sub> to sell.  
 b. \*His<sub>i</sub> pictures are tough for [every photographer]<sub>i</sub> to sell.

The reason lies in the position of the quantificational antecedent *every photographer*. This element is an experiencer argument of the relevant *tough*-predicates ( $HARD_R$  in (28a) and  $TOUGH_R$  in (28b)). Since these

*tough*-predicates merge with their CP complements first, the merger of *every photographer* and a series of subsequent operations ultimately yield the following structure for the ill-formed sentence (28b).

(29)



Here, *his* is introduced during the construction of the DP in the sister position of  $TOUGH_R$ . When *every photographer* is merged, it appears that it successfully c-commands *his*.<sup>6</sup> Then, it is predicted that the bound pronoun interpretation is available, contrary to fact.

Thus, the degraded status of (28b), compared with (28a), calls for an account that is different from the one given to (15b) above. I would like to suggest here that the degraded status of this sentence comes from the interference of *his* in the establishment of the obligatory-control relation between the experiencer argument (*every photographer*) and the PRO subject of the infinitival CP argument. Specifically, let us adopt the following condition.

- (30) When obligatorily controlled PRO serves as a bound pronoun, it needs to be locally c-commanded by its quantificational controller.

6 The grammatical status of the following sentences suggests that the DPs within the experiencer *for*-PPs can c-command outside the PPs, since given the plausible assumption that the subject DPs in these examples are originally generated at the complement positions of *difficult* and *hard*, the anaphors within the DPs are c-commanded by the experiencers.

(i) a. Pictures of himself are difficult for John.

b. Each other's problems, however, were hard for them.

(Pesetsky 1987)

Going back to the structure (29) above, the obligatorily controlled PRO in the most deeply embedded CP needs to be locally c-commanded by *every photographer* since the latter is its quantificational controller. However, their local c-command relation is disturbed by the presence of *his* and it leads to the degradation.

Given the analyses for the contrasts in (15a, b) and (28a, b), further contrast as in (31a, b) and (32a, b) from Sportiche (2006) is also accounted for, along the lines similar to Sportiche’s (2006) original idea but crucially without resorting to late merger operations.

- (31) a. Pictures of his<sub>i</sub> friends are hard for [every photographer]<sub>i</sub> to sell.  
 b. \*Most pictures of his<sub>i</sub> friends are hard for [every photographer]<sub>i</sub> to sell.
- (32) a. Pictures of his<sub>i</sub> friends are easy to persuade [every photographer]<sub>i</sub> to see.  
 b. \*Most pictures of his<sub>i</sub> friends are easy to persuade [every photographer]<sub>i</sub> to see.

“Weak” quantifiers (i.e., cardinals) reside within the *nP* domain, while “strong” (i.e., genuine) quantifiers occur above D (see Milsark 1974 for the weak/strong distinction). Strong quantifiers do not reconstruct (see Boeckx 2001 for reconstruction in the raising construction). Since quantifiers require their restriction to stay in their vicinity, the restriction of strong quantifiers does not reconstruct, either. Therefore, *his* in (31b) and (32b) has to remain within the matrix subject DP and the sentences result in weak crossover violations.

We will now turn our attention to a brief consideration of the general architecture of the system to deal with reconstruction. Reconstruction is optional. Hence, given two copies, either copy can be interpreted. The other copy (namely the non-interpreted copy) is simply disregarded in the relevant interpretive component. This characterization of reconstruction is essential in the analysis presented in this paper. Since no late merger is permitted and every element is introduced cyclically, anti-reconstruction phenomena require (i) some extraneous factors that force interpretation of “upper” copies and (ii) some devices to disregard “lower” copies. “Neglect” in Sportiche (2019, 2016) is one implementation of this disregarding device. The nature of strong quantifiers in (31b) and (32b) above, on the other hand, represents a case of extraneous factors that force interpretation of upper copies. Examples that suggest another kind of extraneous factor are the following, where reconstruction is never permitted.

- (33) a. \*He<sub>i</sub> seems to John<sub>i</sub>’s friends to be \_\_ nice. (Belletti & Rizzi 1988)  
 b. ?\*John<sub>i</sub> seems to [the idiot]<sub>i</sub>’s parents to be \_\_ a genius.

The matrix subjects *he* and *John* are DPs that have the following internal structures, respectively.

- (34) a. [<sub>DP</sub> he+n+D [<sub>NP</sub> he+n [<sub>NP</sub> he]]]  
 b. [<sub>DP</sub> John+n+D [<sub>NP</sub> John+n [<sub>NP</sub> John]]]

Here, both *he* and *John* are attached to D and these Ds do not reconstruct.

Examples in (33a, b) can be contrasted with (26a, b), reproduced here as (35a, b), where *his* can reconstruct.

- (35) a. Someone from his<sub>i</sub> class seems to [every professor]<sub>i</sub> to be a genius.

b. His<sub>i</sub> father seems to [every boy]<sub>i</sub> to be a genius.

In (35a) *his* resides within the complement domain of the head D of the surface subject, whereas *his* in (35b) occupies the edge of the head D. The comparison between (33a, b) and (35a, b) in the light of reconstruction suggests that the head D may not reconstruct. Since the D head is a labeler in all these structures, I would like to speculate that the following condition is another instance of extraneous factors that force interpretation of upper copies.

(36) A labeler does not reconstruct.

## 5. Concluding remarks

This paper presents an analysis of the *tough*-movement operation that makes no recourse to counter-cyclic late merger operations. This provides a new step forward in the efforts to construct a computational system that is devoid of late merger operations.

One crucial component of the analysis presented is the labeling option (1d) (= 9d), repeated below.

(1) Given a syntactic object (SO)  $\{\alpha, \beta\}$ ,

d. if the head of  $\alpha$  directly selects  $\beta$ , then  $\alpha$  is selected as the label of SO.

This new labeling option ensures nominalization of a relative clause in relative clause formation and it is also employed in the *tough*-movement operation. Just as the D head of the noun phrase “modified” by a relative clause is introduced at a later stage of the derivation, so is the D head of the subject noun phrase in the *tough*-movement construction. This accounts for the reconstruction asymmetry that is observed in the *tough*-movement construction but is missing in the raising construction. In the derivation of the *tough*-movement construction, the constituent that “moves” into the matrix subject position is not a run-of-the-mill noun phrase but a DP that contains a copy of the CP complement of the relevant *tough*-movement predicate. Since this complex DP comes from the complement position of the *tough*-movement predicate, the so-called *tough*-movement is viewed as a genuine A-movement.

## References

- Abels, Klaus. 2003. *Successive cyclicity, anti-locality, and adposition stranding*, Doctoral dissertation, University of Connecticut.
- Boeckx, Cedric. 2001. Scope reconstruction and A-movement. *Natural Language and Linguistic Theory* 19, 503-548.
- Browning, Marguerite. 1987. *Null operator constructions*, Doctoral dissertation, MIT.
- Cecchetto Carlo and Caterina Donati. 2006. On labeling: Principle C and head movement. *Syntax* 13, 241-278.

- Chomsky, Noam. 1993. A minimalist program for linguistic theory. In Ken Hale and Samuel Jay Keyser eds., *The view from Building 20: Essays in linguistics in honor of Sylvain Bromberger*, 1-52. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Chomsky, Noam. 2008. On phases. In Robert Freidin, Carlos P. Otero, and Maria Luisa Zubizarreta eds., *Foundational issues in linguistic theory: Essays in honor of Jean-Roger Vergnaud*, 133-166. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Chomsky, Noam. 2013. Problems of projection. *Lingua* 130, 33-49.
- Chomsky, Noam. 2015. Problems of projection: Extensions. In Elisa Di Domenico, Cornelia Hamann, and Simona Matteini eds., *Structures, strategies and beyond: Studies in honour of Adriana Belletti*, 3-16. Amsterdam: John Benjamins.
- Donati, Caterina and Carlo Cecchetto. 2011. Relabeling heads: A unified account for relativization structures. *Linguistic Inquiry* 42, 519-560.
- Epstein, Samuel David. 1984. Quantifier-PRO and the LF representation of PRO<sub>arb</sub>. *Linguistic Inquiry* 15, 499-505.
- Fox, Danny. 1999. Reconstruction, Binding Theory, and the interpretation of chains. *Linguistic Inquiry* 30, 157-196.
- Hackl, Martin and Jon Nissenbaum. 2012. A modal ambiguity in for-infinitival relative clauses. *Natural Language Semantics* 20, 59-81.
- Heim, Irene and Angelika Kratzer. 1998. *Semantics in generative grammar*. Malden: Blackwell.
- Hicks, Glyn. 2009. *Tough*-constructions and their derivation. *Linguistic Inquiry* 40, 535-566..
- Kim, Kwang-sup. 1998. *(Anti-)Connectivity*. Doctoral dissertation, University of Maryland at College Park.
- Longenbaugh, Nicholas. 2017. Composite A/A'-movement: Evidence from English *tough*-movement. Manuscript.
- Milsark, Gary Lee. 1974. *Existential sentences in English*. Doctoral dissertation, MIT.
- Pesetsky, David. 1987. Binding problems with experiencer verbs. *Linguistic Inquiry* 18, 126-140.
- Rezac, Milan. 2006. On *tough*-movement. In Cedric Boeckx ed., *Minimalist essays*, 288-325.
- Sauerland, Uli. 1998. *The meaning of chains*. Doctoral dissertation, MIT..
- Sportiche, Dominique. 2002. Movement types and triggers. *GLOW Newsletter* 48, 116-117.
- Sportiche, Dominique. 2006. NP movement: How to merge and move in *tough*-constructions. LingBuzz.
- Sportiche, Dominique. 2016. Neglect. LingBuzz.
- Sportiche, Dominique. 2019. Somber prospects for late merger. *Linguistic Inquiry* 50, 416-424.
- Tomizawa, Naoto. 2020. Predicate NP movement in *tough*-constructions," *Yamagata University Faculty of Humanities and Social Sciences Annual Research Report* 17, 19-43.

## A labeling analysis of *tough*-movement operations

Naoto TOMIZAWA

This paper presents an analysis of the *tough*-movement operation in terms of the Labeling Algorithm. The analysis introduces a new type of labeling option that hinges on the direct selectional features in the head-complement configuration. This new labeling option ensures nominalization of a relative clause in relative clause formation and is also employed in the *tough*-movement operation. In both the relative clause formation and the *tough*-movement operation, the head D is introduced at a later stage of the relevant derivation. This is shown to be the source of the contrast in the reconstruction that is found in the *tough*-movement construction but is missing in the raising construction. In this analysis, the matrix subject of the *tough*-movement construction is not a run-of-the-mill noun phrase but a DP that contains an invisible copy of the infinitival CP complement of the *tough*-predicate. Since this complex DP comes from the complement position of the *tough*-predicate, the so-called *tough*-movement is viewed as a genuine A-movement. The analysis of the *tough*-movement operation in this paper makes no recourse to a counter-cyclic late merger and provides a new step forward in the efforts to construct a computational system that is devoid of late merger operations.



論 文

## 2010年代における国際証券投資の膨張<sup>1</sup>

### —国際資金循環の視点から—

山 口 昌 樹

#### 1. はじめに

世界金融危機に対する反省から国際金融システムの脆弱性を修復するため新たな国際金融秩序の構築が進んでいる。国際的な金融統治の構築に向けたイニシアチブを握るのはG7からG20へと移行し、IMF、そして金融安定フォーラムから改組された金融安定理事会との協働によって国際金融の不安定性が顕在化しないよう制度設計に取り組んでいる。また、金融機関に対する規制もバーゼル III の合意やドット・フランク法の成立に見られるよう強化されてきた。

一方で、欧州債務危機は別格としても2010年代においても、2016年のチャイナ・ショック、2018年のVIXショック、2020年のコロナ・ショックといった具合に金融ショックは依然として発生している。その度に先進国だけでなく新興市場国・途上国においても株価の暴落、為替相場の下落、資本流出が繰り返されている。このように国際金融システムは未だに不安定性を内包したままである。不安定性が顕在化する背景には何があるのだろうか。世界金融危機へと向かう過程において信用膨張が観察された経緯から類推すると、2010年代においても国際資本フローの膨張が進行して不安定性を生み出す根源となっていることが疑われる。

本研究は国際資本フローとして証券投資を対象を絞り、世界金融危機から2019年にかけての変化を分析する。証券形態での調達と運用を各国間の金融連関における結び付きの度合いの視点から変化を観測するため、直接的な債権債務関係だけでなく間接的な波及効果まで含めて測定することによって国際証券投資における各国の位置づけを示す。なお、分析対象国は69カ国にのぼり国際証券投資の世界的な連関が分析の射程に入る。さらに、2007年から2019年にかけての変化については各国の動向からパターンを析出することによって全体像を浮き彫りにする。

これ以降の構成は次の通りである。2節では先行研究を2つの系譜に分類して紹介することで国際資本フロー研究における本研究の位置づけを示す。3節では、まず分析に使用するデータセッ

1 本稿は日本金融学会2022年度秋期大会における報告を改訂したものである。討論者を務めた横浜国立大学経済学部・佐藤清隆教授からは丁寧なコメントをいただき論文の改訂の大きな助けとなったことに感謝したい。なお、論文中のあり得べき誤りはすべて筆者の責任に帰する。

トの作成方法を解説した上で、世界金融危機前の2007年と COVID-19による金融的混乱が起こる前の2019年を比較しつつ証券形態での運用と調達の上位国の動向を確かめる。次に、レオンチェフ逆行列を用いて国際証券投資における各国の位置づけを波及効果も含めた金融関連の観点から計測する。これにより2019年における国際証券投資で各国が有する影響力を示す。4節は2007年から2019年にかけての変化の分析へ移行する。クラスター分析の1つである X-means 法を用いて変化のパターンを析出することによって動向を観測する。さらに、注目すべき変化のパターンを示した国々についてそれぞれの国の国際的な金融関連を確認し、変化を説明する要因について議論する。最後に、むすびでは本研究で得られた知見をまとめ、残された課題を挙げる。

## 2. 先行研究

本研究が取り組む国際資本フロー分析は大胆に分類すると2つの系譜が存在する。それらはグローバル・インバランス論と国際資金循環分析である。前者は拡大する国際資本フローを、2000年代に入り増加した先進国における経常収支赤字、新興市場国・途上国においては経常収支黒字、これら赤字と黒字の増加から説明した。グローバル・インバランスから国際資本フローを分析する議論がしばらくの間は興隆を見たものの、その限界を指摘する研究もある。例えば、松林(2014)は2000年代における国際資本フローの特徴を解明する中で、グローバル・インバランスを背景とした新興市場国・途上国から米国への資金流入を指摘するにとどまらない。それに加えて、リージョナル・インバランスをファイナンスするドイツから南欧への資金流入と欧米間のグロスのドル取引を特徴として挙げ、経常収支に表れるネットの資金過不足のグローバルな調整を越えた資金フローが投機的色彩を帯びて世界金融危機と結びついていたと推論した。

実際、世界金融危機後における国際資本フローの変化を2010年代半ばまでグローバル・インバランスの視点から追跡した田中(2017)は、先進国の経常収支赤字、新興市場国・途上国の経常収支黒字という構図は2010年代半ばに解消されたことを報告した。現在、米国の経常収支赤字が突出した状況が続いているため、分析は米国の経常収支赤字のファイナンスへ移行し、詳細な観察によって2010年代半ばに民間の証券投資流入がそれまでの公的な投資に取って変わったことを確認した。奥田(2020)もグローバル・インバランスの構図が崩れた2010年代半ば以降について米国の対外調達を詳細に観察した。米国への資金供給において大きな役割を担っていた中東産油国は原油価格の暴落のため、中国は経済減速により影を潜めており、日本とユーロ圏からの資金流入が増加するが、2018年には中東産油国による資金供給が復活するとともに中国を除くアジア太平洋地域が米国の対外調達を支えるといった具合にめまぐるしい変化を確認した<sup>2</sup>。

国際資本フロー分析のもう1つの系譜は国際資金循環分析である。この分析とグローバル・インバランス論との大きな違いは、後者が経常収支に注目することに示されるようにネットの国際

2 グローバル・インバランスの分析は海外に目を向けると枚挙に暇が無いほどであるが、Bernanke (2005)、Caballero et al. (2008)、Borio and Disyatat (2011)、Obstfeld (2012) を挙げておく。

資本フローに焦点を絞るのに対し、一方、国際資金循環分析は対外調達・対外運用の両面、つまりはグロスの観点から国際資本フローを分析するところにある。グローバル・インバランス論が興隆する以前は国際資金循環の視点から米国を中心とするマネーフローが分析されていた。例えば、片岡（2001）は国際通貨としてのドルの特性を究明するという課題に答えるため、米国のグロスの国際資本フローを分析し、巨額の対外資金調達と対外資金運用を手がける「国際資金ポンプ」の機能にドルの中心的機能を見いだした。その分析の中で、1990年代には米国は日欧からの債券で資金を調達し、新興市場国への株式での運用するリスク転換の実態を確認した。山本（2002）もまた米国を中心とする国際資金循環の変容を追跡した研究である。その関心は国際資金循環の不安定性の源泉にあり、1つには米国による対外負債の維持可能性、もう1つの要因としてカリブ海オフショア金融センターと高レバレッジ金融機関がデリバティブ取引を通じて過剰な国際資本フローを創出している点を挙げた<sup>3</sup>。

近年では、国際資本フローをグロスの観点から分析する研究が散見されるようになった。岩本（2015）は、1990年代半ばから2010年までを対象に米国を分析し、米国はグロスで対外資産・対外債務の両方を拡大させ、対外バランスシートに大きなレバレッジがかかっていると報告した。米国による国際金融仲介の中身は、債券や銀行借入によって資金を調達し、直接投資や株式投資として運用していることを確認しており、米国が引き続きリスク転換の機能を発揮していることが分かる。前田（2015）は米国を対外投資と対外調達の両面から資本フローの変化を世界金融危機からまだ間もない2011年まで観察した。危機以前と同様に直接投資と株式と財務省証券への安定的な資金流入が起こっていること、さらに、直接投資と株式形態での対外投資には急激な変化が起こっていないことを確認しており、こうした点に米国の国際資本フローに安定的な性質を見出している。

国際資金循環分析は米国に焦点を絞る研究が多いものの、全世界を射程に収めて国際資本フローの連関を取り上げる研究もある。Ogasawara and Iwatsubo（2016）は国際証券投資における世界金融危機前後の2012年までの全般的な変化を観測した。そこから見いだされたのは、投資家が株式投資を減らす一方で長期債投資を増やしたこと、欧州が対外投資を引き上げており間隙を埋めるように日本がリスク資本を提供するようになったという変化であった。G20諸国を対象として国際資本フローを分析したのはZhang（2021）である。この研究は外国直接投資、証券投資、銀行融資の3つの形態について2007年から2018年までの変化をレオンチェフ逆行列を用いて国際金融連関を明らかにした。さらにネットワーク分析を用いて、国際金融連関における中心的な役割を果たす国々の同定も試みている。

ここまで紹介した国際資本フロー分析の系譜における本研究の位置づけを確認しよう。本研究はグローバル・インバランス論の範疇には入らず、グロスの観点から分析を行う国際資金循環分

3 片岡（2001）は米国を「世界の銀行」として捉える国際信用創造を重視した国際金融仲介論の系譜に連なる。国際金融仲介論については徳永（2006）を参照されたい。

析の系譜に連なる。ただし、分析の焦点を米国に絞ることはせず、全世界を対象として世界金融危機以降における国際資本フローの変化を明らかにする。さらに、レオンチェフ逆行列を用いて直接的な国際金融連関のみならず波及効果まで含めて分析することによって、国際資本フローにおける各国の役割がどのように変化したかも確認する。

### 3 国際資金循環の分析

#### 3. 1 国際資本フローの概観

分析に際して使用するデータセットについてまず紹介する。国際資本フローを捕捉するためのデータはIMFが公表するCoordinated Portfolio Investment Survey (CPIS)から取得した。このデータベースは国際的な金融連関、つまりクロスボーダーの対外投資と対外調達が記録された統計である。非居住者により発行された有価証券の保有状況を各国について調査しており、CPISは証券投資の残高を公表するストック統計になっている。このデータベースは株式、短期と長期の債券という投資形態の内訳まで報告する。なお、公的な外貨準備は含まれないため、CPISから観測できるのは民間部門についての証券投資動向になる。公表形式は、各国がどの国に対して証券形態での資産と負債を有しているかを示す国×国の資産・負債マトリクスである。

分析に用いたデータセットは次のように作成した。分析年次は、世界金融危機が発生する前年の2007年、COVID-19による2020年春の金融的混乱が起こる前の2019年、そして両年の中間に当たる2013年である。これらの年次においてデータ利用が可能であった69カ国を分析対象とした。CPISには株式や債券といった内訳も公表されているが、内訳まで踏み込むとデータが欠落する国が増えて、利用できるデータが少なくなる。このため、国際資本フローの全容を解明するという本研究の趣旨から各国の証券投資全体の金額を分析に利用する。

ここで作成したデータセットから国際証券投資の状況を概観する。表1は証券形態での対外負債と対外投資について分析対象とした全ての国の残高の合計、そして上位5カ国の金額と総計に占める比率を示す。なお、負債と資産の総額は、ある国が保有する資産は別の国にとっては負債であるため一致することになる。まず、総額の推移を確認すると、世界金融危機後に証券投資の後退があったことを先行研究が報告しているが、欧州債務危機の余韻が覚めやめ2013年には世界金融危機前の残高を凌ぐまでに証券投資は回復した。2007年から2013年にかけての投資残高の増加率は16.3%であったが、2015年にチャイナ・ショックがあったにも拘わらず2013年から2019年までの増加率は40.2%と証券投資の拡大ペースは加速した。結局、国際証券投資は世界金融危機前のピークと比較しても2019年には約1.6倍にまで膨れ上がった。

次に負債について確認すると、国際証券投資の流入先として米国が群を抜く存在であると分かる。しかも、総額に占める比率が上昇しておよそ全世界の四分の一に迫ることから米国の存在がますます大きくなっていると分かる。流入先の顔ぶれとしては国際金融センターである英国、オフショア金融センターであるケイマン諸島とルクセンブルク、そしてドイツ、フランスといった

表1 国際証券投資の概観

負債

(単位: 10億ドル)

2007年			2013年			2019年		
総額	33,988		総額	39,551		総額	55,476	
米国	5,738	20.1%	米国	7,361	18.6%	米国	13,534	24.4%
英国	3,525	9.0%	英国	3,763	9.5%	英国	4,517	8.1%
ドイツ	2,771	8.3%	フランス	2,822	7.1%	ケイマン	4,434	8.0%
フランス	2,244	8.2%	ルクセンブルク	2,654	6.7%	ルクセンブルク	4,203	7.6%
ルクセンブルク	2,115	7.6%	ドイツ	2,560	6.5%	フランス	3,338	6.0%

資産

2007年			2013年			2019年		
総額	33,988		総額	39,551		総額	55,476	
米国	6,830	16.9%	米国	8,590	21.7%	米国	12,229	22.0%
英国	3,056	10.4%	英国	3,679	9.3%	ルクセンブルク	4,796	8.6%
フランス	2,836	8.2%	ルクセンブルク	3,355	8.5%	日本	4,394	7.9%
ルクセンブルク	2,778	6.6%	日本	3,273	8.3%	アイルランド	3,682	6.6%
ドイツ	2,588	6.2%	ドイツ	2,943	7.4%	ドイツ	3,579	6.5%

(出所) CPIS, IMF より筆者作成

先進国が名を連ねる。2007年から2013年まで表1で顔ぶれを追いかけると、上位国にほとんど変化がないことも分かる。

資産側へと目を転じて、世界へ資本を供給する米国の存在、そして、世界において米国が占める比率の上昇が確認できる。上位国としては、負債側と同様に先進国の英国、日本、ドイツ、それに加えてオフショア金融センターのルクセンブルクとアイルランドが登場する。表1から分かるのは、国際証券投資において米国が中心的存在であることはもちろんであるが、それだけではなく、日欧の先進国とオフショア金融センターも国際証券投資において一定の役割を担っていることである。

### 3. 2 国際資金循環の分析手法

本稿では証券形態での調達と運用が世界全体にどのように波及するかという間接効果まで含めて国際資本フローにおける各国の位置づけを観測する。国際資本フローにおける各国の役割を同定するためには、ある一国から別の一国への直接的な資金の流れを追いかけるだけでは不十分である。例えば、日本からの投資がケイマン諸島を経由して米国へ向かい、米国からアイルランドを経由してイタリアへ投資が向かうといったオフショア金融センターを経由する国際資本フローが増加しているためである。

こうした波及効果まで含めた分析を行うために用いる手法は辻村・溝下(2002)と辻村・辻村(2008)が提案したものであり、産業連関分析において用いられるレオンチェフ逆行列を国際資

金循環分析に应用している。一国内における資金循環表は1950年代には確立されていた一方で、複数国間の資金の貸借関係を記述する国際資金循環表の構想は進まなかった。しかし、アジア通貨危機を契機として国際資本移動を把握する必要性が高まり CPIS へと結実した。統計が整備されたことによって辻村・辻村 (2008) は国際資金循環分析の基礎的な手法を開発できることとなり、欧州通貨統合の国際資金循環への影響、ユーロシステムにおける資金循環の分析へと応用された。

ただし、辻村・辻村 (2008) における国際資金循環分析の解説は辻村・溝下 (2002) を前提としたものであり理解するのが難しいこと、さらに、この手法自体が国際金融研究においてなじみがないものであるため、上記2つの研究に基づきつつ再構成して分析手法を紹介する。

分析に際してまず Y 表を作成する。産業連関分析において産業×産業の取引金額表は Y 表と一般的に呼ばれる。産業を国に、取引金額を証券投資形態での資産と負債に入れ替えることによって国際資金循環分析に援用できるようになる。具体的には各国間における資産と負債を次のように行列 Y を用いて記録する。この対外資産負債行列は産業連関表における投入産出行列に相当するものであり、運用調達行列と呼称すべきものである。行列 Y は Y 表の基本部分であり、ある一国から別の一国への投資とある一国による別の一国からの調達が対になって記録されるため必ず正方向行列となる<sup>4</sup>。

$$Y = \begin{pmatrix} y_{11} & y_{12} & \dots & y_{1n} \\ y_{21} & y_{22} & \dots & y_{2n} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots \\ y_{n1} & y_{n1} & \dots & y_{nn} \end{pmatrix} \quad (1)$$

ただし、 $n$  は分析対象となる国の数である。行列 Y の各要素  $y_{ij}$  は  $i$  国から  $j$  国への投資を表すと同時に、 $j$  国による  $i$  国からの調達も表す。行列 Y の行に注目して右方向へ追いかけると  $i$  国から世界のその他の国々への投資額を確認することができ、行の数字を足し合わせれば  $i$  国の投資総額を求められる。一方、Y 表の列を下方向へ追いかけると  $j$  国による世界各国からの調達額が分かり、 $j$  列の合計は  $j$  国の調達総額に相等する。

レオンチェフ逆行列を導出するため次の手順へ移る。各国の資産総額と負債総額を計算し、2つの総額の差額を求めた上で、行列 Y を利用して次のような Y 表を作成する。

$$\begin{array}{cccccc} y_{11} & y_{12} & \dots & y_{1n} & \varepsilon_1^Y & t_1^Y \\ y_{21} & y_{22} & \dots & y_{2n} & \varepsilon_2^Y & t_2^Y \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \vdots & \vdots \\ y_{n1} & y_{n2} & \dots & y_{nn} & \varepsilon_n^Y & t_n^Y \\ \rho_1^Y & \rho_2^Y & \dots & \rho_n^Y & & \\ t_1^Y & t_2^Y & \dots & t_n^Y & & \end{array}$$

ここで、 $\varepsilon_i^Y$  は  $i$  国の負債超過額を、 $\rho_j^Y$  は  $j$  国の資産超過額を表す。ある国について投資総額に

4 波及効果を含めた国際金融連関を計測するレオンチェフ逆行列が存在するには行列 Y が正方向行列であることが必要条件である。なお、必要十分条件はホーキンス・サイモンの条件である。

相当する行和と調達総額に相当する列和を差し引きすれば、当該国の負債超過額あるいは資産超過額を求められる。 $t_k^Y$  は  $k$  国の資産総額または負債総額である。すなわち、

$$t_k^Y = \max\left(\sum_{j=1}^n y_{kj}, \sum_{i=1}^n y_{ik}\right), \quad k = 1, \dots, n. \quad (2)$$

と表される。資産総額が負債総額より大きい場合は負債超過額  $\varepsilon_i^Y$  と資産超過額  $\rho_j^Y$  は次のように定義される。

$$\begin{aligned} \rho_k^Y &= t_k^Y - \sum_{i=1}^n y_{ik} > 0 \\ \varepsilon_k^Y &= 0 \end{aligned} \quad (3)$$

一方、負債総額が資産総額を上回る場合には資産超過額と負債超過額は次のように定義される。

$$\begin{aligned} \varepsilon_k^Y &= t_k^Y - \sum_{j=1}^n y_{kj} > 0 \\ \rho_k^Y &= 0 \end{aligned} \quad (4)$$

Y 表において負債超過ベクトル  $\varepsilon^Y$ 、資産超過ベクトル  $\rho^Y$ 、資産総額または負債総額のベクトル  $T^Y$  を定義すると次のようになる。

$$\varepsilon^Y = \begin{pmatrix} \varepsilon_1^Y \\ \varepsilon_2^Y \\ \vdots \\ \varepsilon_n^Y \end{pmatrix} \quad (5)$$

$$\rho^Y = (\rho_1^Y \quad \rho_2^Y \quad \dots \quad \rho_n^Y) \quad (6)$$

$$T^Y = \begin{pmatrix} t_1^Y \\ t_2^Y \\ \vdots \\ t_n^Y \end{pmatrix} \quad (7)$$

Y 表は資産超過額・負債超過額を考慮すると各国の資産総額と負債総額が一致するように作成されている。Y 表の行について見ると、 $i$  国の資産総額  $t_i^Y$  は  $i$  国から他の全ての国への投資額の合計に負債超過額  $\varepsilon_i^Y$  を加えたものに等しい。この関係は次式のように表現できる。

$$\sum_{j=1}^n y_{ij} + \varepsilon_i^Y = t_i^Y \quad (8)$$

次に、レオンチェフ逆行列を求める準備として、行列 Y の各要素を  $t_i^Y$  によって除して投入係数行列 C を計算する。投入係数  $c_{ij}$  は次のように求める。

$$c_{ij} = \frac{y_{ij}}{t_j^y} \quad (9)$$

投入係数行列  $C$  は投入係数  $c_{ij}$  を要素として構成され次のような形式になる。

$$C = \begin{pmatrix} c_{11} & c_{12} & \dots & c_{1n} \\ c_{21} & c_{22} & \dots & c_{2n} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots \\ c_{n1} & c_{n1} & \dots & c_{nn} \end{pmatrix} \quad (10)$$

ここまででレオンチェフ逆行列を求める準備が整った。あとは単位行列  $I$  から投入係数行列  $C$  を差し引き逆行列を求めればよい。レオンチェフ逆行列を次のように定義する。レオンチェフ逆行列の各要素  $\gamma_{ij}$  は  $j$  国の資金需要が 1 単位増加したとき、 $i$  国に対する資金需要の極限值になっている<sup>5</sup>。

$$(I - C)^{-1} = \begin{pmatrix} \gamma_{11} & \gamma_{12} & \dots & \gamma_{1n} \\ \gamma_{21} & \gamma_{22} & \dots & \gamma_{2n} \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots \\ \gamma_{n1} & \gamma_{n1} & \dots & \gamma_{nn} \end{pmatrix} \quad (11)$$

次に波及効果を含む国際金融連関を各国について計測する尺度として負債影響力係数  $w_j^y$  と負債感応度係数  $z_i^y$  を求める。それぞれ次のように定義される。

$$w_j^y = \frac{\sum_{i=1}^n \gamma_{ij}}{\frac{1}{n} \sum_{j=1}^n \sum_{i=1}^n \gamma_{ij}} \quad (12)$$

$$z_i^y = \frac{\sum_{j=1}^n \gamma_{ij}}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n \gamma_{ij}} \quad (13)$$

負債影響力係数は  $j$  国における資金需要が 1 単位増加することにより誘発される全世界の資金需要増加の極限值を表す。計算式の分母は全ての国についての影響力の平均値であり、この平均値を用いて  $j$  国の影響力を相対化している。負債影響力係数が 1 より大きい国は全ての国の影響力の平均より値が大きく、資金需要増大の他国への波及効果が大きいと評価される。一方、負債感応度係数は全ての国において資金需要が 1 単位だけ増加したとき、 $i$  国による資金供給増加の極限值を相対的な大きさとして示す。この係数が高い国は世界全体の資金需要増加に対して、自国が他国へ資金供給を増やす傾向があると判定できる。

5 ここで先ほどの恒等式 (8) をベクトルと行列によって書き直すと次のようになる。

$$CT^y + e^y = T^y$$

これを  $T$  について解く。

$$T^y = (I - C)^{-1} e^y$$

級数展開することによって  $T^y$  は次式のようにになる。

$$T^y = e^y I + e^y C + e^y C^2 + e^y C^3 + \dots$$

この式では負債超過額が 1 単位増加したときの直接効果と間接効果を計算しており、他の国々に対してどれだけの資金需要が発生するかという波及効果を求められる。

ここまで解説した分析手法は負債超過に着目したものである。一方で国際証券投資のネットワークを分析するに際しては資産超過に注目することも必要である。ネットワークにおける波及効果が調達面と運用面とで対称的でない可能性があること、新興国が経常収支黒字を背景として資産を蓄積し、投資先を海外に求める動きがあることから資産超過の側面から分析することは妥当であろう。

運用面から分析するためには、行列  $Y$  を転置して行列  $Y^*$  とし、 $\varepsilon^Y$  ベクトルと  $\rho^Y$  ベクトルの配置を入れ替えて、次のような  $Y^*$  表を作成する。なお、行列  $Y^*$  の各要素は  $y_{ij}^* = y_{ji}$  となる。

$$\begin{array}{ccccccc} y_{11}^* & y_{12}^* & \dots & y_{1n}^* & \rho_1^Y & t_1^Y \\ y_{21}^* & y_{22}^* & \dots & y_{2n}^* & \rho_2^Y & t_2^Y \\ \vdots & \vdots & \ddots & \vdots & \vdots & \vdots \\ y_{n1}^* & y_{n2}^* & \dots & y_{nn}^* & \rho_n^Y & t_n^Y \\ \varepsilon_1^Y & \varepsilon_2^Y & \dots & \varepsilon_n^Y & & \\ t_1^Y & t_2^Y & \dots & t_n^Y & & \end{array}$$

あとは先ほどと同様の手順によって資産影響力係数  $w_j^{Y^*}$  と資産感応度係数  $z_i^{Y^*}$  を算出できる。

$$w_j^{Y^*} = \frac{\sum_{i=1}^n Y_{ij}^*}{\frac{1}{n} \sum_{j=1}^n \sum_{i=1}^n Y_{ij}^*} \quad (14)$$

$$z_i^{Y^*} = \frac{\sum_{j=1}^n Y_{ij}^*}{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n Y_{ij}^*} \quad (15)$$

資産影響力係数は  $j$  国の資金供給が 1 単位だけ増加したとき、全世界へ波及する効果の大きさを他国と比較して相対的に表す。資産感応度係数は全ての国において資金供給が 1 単位増加したとき、 $i$  国に対する資金供給増加の極限值を相対的に表す指標である。この係数の数値が高ければ、国際的な資金供給の増加によって当該国へ資本が流入する傾向が強いことになる。

### 3. 3 計算結果

分析対象とした69カ国について2007年と2019年の4つの係数を計算した結果を表2にまとめた。平均値が1となっているのは、係数を算出するに当たり各国の極限的な波及効果を平均によって基準化しているためである。このことから分かるように、係数の値が1を越える国は国際資本フローにおいてより高い存在感を発揮していると数値を読み解けばよい。表2から分かるのは、最大値を比較すると負債と資産ともに感応度係数が影響度係数より大きいことである。これは次のように解釈できる。影響力係数は一国の資金需要あるいは資金供給が全世界に対して与える波及効果を計測したものである。国際資本フローの中心は米国と目されているものの、その米国といえども一国のみでは全世界に波及するほどの大きな影響力を有していないことが示されている。

一方の感応度係数は、世界的に資金需要が増加した場合にどの国が資金供給に応じるのか、世

表2 国際資金循環分析の計算結果

係数の種類	年	平均	最大	最小	標準偏差
負債影響力係数	2007年	1	1.30	0.19	0.29
	2019年	1	1.25	0.24	0.26
負債感応度係数	2007年	1	11.27	0.18	1.78
	2019年	1	12.64	0.16	1.85
資産影響力係数	2007年	1	1.60	0.23	0.49
	2019年	1	1.46	0.18	0.41
資産感応度係数	2007年	1	9.74	0.22	1.53
	2019年	1	13.80	0.18	1.91

界的に資金供給が増加した場合にどの国が金融資産を供給するのか、を計測する。前者については、世界的な M&A の興隆に伴う資金需要の増加といった状況が符合するだろうし、後者については金融緩和によって供給されたマネーが運用先を求めるといった状況を思い浮かべればよい。いずれについても感応度係数は現代の国際的な金融連関の分析にふさわしい計測手法である。さらに、国際資金循環の分析には調達と運用の両面を視野に収める必要があるため、負債感応度係数と資産感応度係数の2つの指標を用いる。

それでは、2つの指標から2019年時点の国際証券投資における各国の位置づけを確かめる。国際資金循環において中心的な役割を果たす筆頭はやはり米国である。感応度係数は負債では12.6、資産については13.8と群を抜く数値の高さである。米国に続く国々を負債について高い順に羅列するとルクセンブルク5.5、ドイツ4.3、日本4.1、アイルランド3.9であった。一方、資産については英国4.8、ルクセンブルク4.7、ケイマン4.1、フランス3.4が連なる。日米欧の先進国とオフショア金融センターが国際資金循環の中心に位置することを計算結果から確認できる。

#### 4. 世界金融危機後の変化

##### 4. 1 変化のパターン

前節において確認した現状から米国を中心に先進国とオフショア金融センターが一種の機構のごとく国際資金循環を増幅していることがうかがわれた。しかし、幾度かの金融危機を経て国際資金循環に変化が起きていないのかを検証したい。検証方法は次の通りである。2つの感応度係数について2007年と2019年とで各国の数値の変化をまず算出する。この間、数値を大きく上昇させた国もあれば国際資金循環の役割を後退させた国もあるはずである。そこで、2つの係数の変化分を用いて69カ国をグルーピングして変化のパターンを確認することによって変化の状況を俯瞰する。次に、国際資金循環において存在感を高めたグループと後退させたグループを取り上げ、これらグループを構成する国々の対外資産と対外負債に影響を与えた国々を同定することによって国際資金循環における変化の背景を探る。

表3 2つの係数の変化分

変化分の種類	平均	最大	最小	標準偏差
負債感応度係数	0	1.96	-1.53	0.44
資産感応度係数	0	4.06	-1.79	0.63

2つの係数の変化分の分布状況が表3から分かる。平均値がほぼゼロであることと標準偏差の数値に基づくと、平均値から大きく外れて係数の値を変化させた国々があることを読み取れる。そこで、変化の状況にどのようなパターンがあるかを探っていく。

ここでは非階層的クラスター分析に位置づけられる X-means 法によって最適なクラスター数を探り、各国をクラスターに振り分ける<sup>6</sup>。まず、クラスター分析はいくつかの変数から構成される多数の標本を類似性の高いグループ（クラスター）にまとめる分類のための技法である。これは標本間の距離を定義して、距離の近さによって標本を分類する統計手法である。クラスター分析は階層的クラスター分析と非階層的クラスター分析に分かれる。階層的クラスター分析はまず個々の標本をひとつのクラスターと考え、それを近いものから併合していき、最終的に全標本で表わされるひとつの集団にまとめあげる。その結果はデンドログラムと呼ばれる樹形図で表現され、結びつきの階層構造として表示されることが一般的である。

しかし、本研究のように階層的構造を示す必要がなく、標本数がある程度多い場合に標本をいくつかの集団に分割して全体としてどのような特徴のクラスターかを記述したい場合には非階層的クラスター分析が適している。手法としては K-means 法が頻繁に利用されており、この手法はクラスターの数  $k$  をあらかじめ決定して標本を  $k$  個のグループに分類する。しかし、クラスター数を設定するために必要となる経験的な情報がない場合には初期値の選び方によっては適切なクラスターが得られないかもしれない。

翻って、X-means 法では最適なクラスター数を自動計算する。X-means 法の考え方は、 $k=2$  から再帰的に K-means 法を実行していくというもので、クラスターの分割前と分割後で BIC（ベイズ情報量規準）を比較し、値が改善しなくなるまで分割を続ける。K-means 法の逐次繰り返しと BIC による分割停止基準を用いることでクラスター数を自動的に決定するアルゴリズムが X-means 法である。このように、クラスター数を事前に指定する K-means 法とは異なり最終的にでき上がるクラスターの数が不定であることから X-means 法と呼ばれている。本研究は石岡（2006）が提案したアルゴリズムを利用する。

負債感応度係数と資産感応度係数の2つの数値に基づき X-mean 法によってクラスターを探索した結果、3つのクラスターが検出された。表4に記載された数値は各クラスターにおける2つ

6 X-means 法の解説は山口（2020）における解説を使用した。

表4 クラスタ分析の結果

	負債感応度	資産感応度	国数
クラスター1	-0.008	-0.047	60
クラスター2	-0.781	-0.931	5
クラスター3	1.103	1.879	4

の係数の変化分の平均値である。もっとも大きいクラスターであるクラスター1は2010年代に国際資金循環における役割をほとんど変化させていないことが分かる。一方で、クラスター2は大きな後退を、クラスター3は役割の増大を経験したことが示されている。

クラスター2を構成するのはフランス、ドイツ、イタリア、スペイン、英国といった欧州の先進国である。負債感応度については英国のマイナス1.53とフランスのマイナス1.51という数値が突出している。これらの国々は世界的な資金需要の盛り上がり之際しての資金供給の役割が相対的にみて低下したというのがこの数値の意味である。一方、資産感応度について目立った数値はドイツのマイナス1.79と英国のマイナス0.96である。世界からの資金供給を受け入れる面での役割が後退したことが数値から読み取れる。このように世界金融危機前と比べると欧州先進国の存在感は調達と運用の両面において低下した。

クラスター3には米国、ルクセンブルク、アイルランド、ケイマン諸島が含まれる。負債感応度についてはケイマンの1.96と米国の1.36が目目を引く結果であった。クラスター3の国々は世界からの資金需要に対して資金供給する立場をさらに強大なものにしたというのが2010年代の動向なのである。そして、資産感応度に目を転じると、米国の4.06という数値が1を少し上回る程度であるオフショア金融センターを圧倒している。世界からの資金の受け皿として米国の位置づけはますます高まったわけである。

#### 4. 2 変化の背景

国際資金循環において役割を後退させた欧州先進国、そして存在感をますます高めた米国とオフショア金融センターの動向についてその背景を探りたい。前節までの集約化された数値から各国の動向を直感的に理解するのは難しいため、表5に2007年から2019年にかけてのクラスター2とクラスター3の国々の運用と調達をまとめた。この表には、2007年の残高に対する2019年の残高の倍率、そして運用・調達の世界総額の変化に対する各国の寄与度も合わせて記載した。なお、総額欄の寄与度はこの間の増加率に相当する。

クラスター3の国々と比べると欧州先進国のこの間の運用・調達の増勢は見劣りする。調達においてはドイツ、イタリア、スペインは世界金融危機前より残高を減らしている。欧州先進国のこうした凋落は世界金融危機前に興隆を極めたドルビジネスの反動だと推察される。2000年代前半に欧州の総合大銀行グループは低収益環境からの脱却を図るためドル建ての資産・負債を世界

表5 運用と調達の変化

運用				国名	調達			
2007年	2019年	倍率	寄与度		2007年	2019年	倍率	寄与度
2,837	2,739	1.0	0%	フランス	2,244	3,338	1.5	3%
2,588	3,580	1.4	3%	ドイツ	2,771	2,425	0.9	-1%
1,175	1,670	1.4	1%	イタリア	1,512	1,337	0.9	-1%
636	738	1.2	0%	スペイン	1,306	1,174	0.9	0%
3,056	3,359	1.1	1%	英国	3,526	4,518	1.3	3%
90	2,187	24.4	6%	ケイマン	1,815	4,434	2.4	8%
1,927	3,682	1.9	5%	アイルランド	1,179	2,720	2.3	5%
2,779	4,796	1.7	6%	ルクセンブルク	2,115	4,204	2.0	6%
6,830	12,230	1.8	16%	米国	5,738	13,535	2.4	23%
33,988	55,476	1.6	63%	総額	33,988	55,476	1.6	63%

(出所) CPIS, IMF より筆者作成

金融危機の発生まで増加させた。その内実はMMFのような短期金融市場からドルを調達し、その資金をロンドン経由で米国の民間証券、とりわけ証券化商品へ還流させた。総合大銀行グループは投資銀行ビジネスに傾斜しており、こうした投資は高いレバレッジをかけた投機色が強いものであった。リスクを無視した総合大銀行グループの常軌を逸した投資行動が世界金融危機前のピークをもたらした。もちろん、こうした行動は持続するはずもなく世界金融危機によって破綻した。このため、2007年と比較すると2019年における国際資金循環での役割を欧州先進国は後退させたのである。

次に、役割を強化した国々について見ていこう。世界金融危機から2010年代を通じて米国は国際資金循環の中心というだけにとどまらず、その位置づけをさらに強固なものとしたことが分かる。調達欄に見る米国への資金流入は世界金融危機前と比べても2.4倍にまで膨張し、米国から世界への運用も1.8倍に上る。全世界の運用・調達の増加に対する寄与度から見ても米国は他国の追随を許さない伸びを記録している。このような増勢にある米国の国際証券投資をグローバル・インバランス論が説いていたような米国の経常収支赤字からは説明することはとてもできない。2019年の米国の証券調達が13.5兆ドルである一方で、2010年から2019年までの米国の経常収支赤字は足し合わせても1兆ドルにしかならない。国際資金循環の分析にはグロス取引から実態に接近する必要があると改めて分かる。

表5ではオフショア金融センターの躍進も目を引く<sup>7</sup>。国際資金循環の分析においてかつてはケイマン諸島を筆頭とするカリブ海のオフショア金融センターが注目されていた。山本(2002)は

7 ケイマン諸島については運用の数値を読み解く際には注意が必要である。表5の2007年の運用の数値は明らかに過小であると考えられる一方で、調達の数値には特段の違和感はない。過小である理由は次の通りである。CPISは債権国から保有資産を調査することで作成されるため、ケイマン諸島に対する投資は世界各国からの報告を集計すれば実態に近い数値が得られる。一方、ケイマン諸島からの投資はケイマン諸島自体に依存するしかないので、2007年当時は情報開示の水準が低かったことにより数値が過小となったことが疑われる。

「国際資金フローを仲介する重要なチャネル」(112頁)と位置づけたし、田中(2014)もまた「アメリカへの資金流入ルートとして無視できない」(260頁)と評価する。表5はケイマン諸島だけではなくアイルランド、ルクセンブルクという欧州所在のオフショア金融センターの増勢を明らかにしている。これはこれまであまり注目されていなかった事態であろう。

オフショア金融センターが担う役割については徳永(2008)が具体的に解き明かしている。2000年代前半、つまり世界金融危機へと向かっていく時期にカリブ海のオフショア金融センターに所在するヘッジファンドへ米国からレポ取引を通じて巨額の短期資金が供給された。その規模は米国金融機関の対外短期債権の向かう先として英国を凌いでいた。ヘッジファンドはレバレッジを急拡大させその運用資産を増加させ、その中身としてはCDOといったクレジット市場が挙げられる。このような資金動向からオフショア金融センターは単なる資金の中継地ではなく国際的な信用創造に関わっていることがうかがわれ、世界金融危機を引き起こす過剰なりターン追求の一端を担ったわけである。

世界金融危機後にオフショア金融センターに対する国際的な監視が強化された。2006年に発足した「税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバルフォーラム」は2009年のG20サミット(ロンドン)での議論を受けて拡充され、タックス・ヘイブンのブラックリストを公開して包囲網を敷いた。ところが、オフショア金融センターによる国際資金循環への関与はますます強まっており、国際証券投資の膨張を牽引している。

#### 4. 3 国際的な信用増幅機構

国際証券投資の膨張を牽引した国々についてもう一段だけ深掘りしたい。注目すべきは広域的に強化されたことであり、広域的という意味を理解するためには少しだけ補足が必要となる。国際資金循環の研究は米国に焦点を絞って行われ、米国が担う役割を評価してきた。その役割は「世界の銀行」と評されてきたが、米国の対外資産において外国直接投資と株式投資といったリスクの高い投資の比重が上昇していることからGourinchas and Rey(2005)は「世界のベンチャーキャピタリスト」という見方を提示した。また、徳永(2008)は、米国の大手商業銀行がトレーディング業務やヘッジファンド型業務を拡大させ、広範囲の金融サービスの提供によって資金供給している実態に基づいて米国を「世界の金融コングロマリット」と呼称した。

このように米国に焦点を絞った国際資金循環の分析は今後は視野を拡大する必要がある。表5が示すように対外的な資金供給は欧州先進国も増加させており、国際的な信用創造に加担していることが分かる。すでに指摘したように欧州のオフショア金融センターも存在感を高めた。国際的な信用創造は米国一国のみが担うという状況ではなく、欧州先進国とオフショア金融センターも合わせた国際的な金融連関を射程に収めなくてはならない。この金融連関は各国が協働する信用創造のメカニズムと見立てられるため国際的な信用増幅機構とここで呼称しよう。

信用増幅機構の構成要素は、先進国とオフショア金融センターとの金融連関、米欧の巨大金融

表6 寄与度から見た国際的金融連関

(単位：%)

国名	米国		ケイマン		アイルランド		ルクセンブルク	
	調達	運用	調達	運用	調達	運用	調達	運用
増加率	135.9	79.1	144.4	2343.2	130.7	91.1	98.7	72.6
1位	ケイマン 26.9	ケイマン 21.3	米国 80.3	米国 1724.5	米国 43.8	米国 36.8	イタリア 16.6	米国 30.1
2位	日本 16.4	日本 8.2	日本 33.0	日本 119.0	英国 19.3	英国 20.4	フランス 15.9	フランス 7.3
3位	カナダ 15.5	アイルランド 7.6	香港 27.8	イタリア 68.0	ルクセンブルク 11.8	ルクセンブルク 5.7	ドイツ 11.9	英国 6.7
4位	ルクセンブルク 14.6	カナダ 7.5	ルクセンブルク 4.6	英国 65.9	イタリア 8.4	フランス 5.4	スペイン 6.4	アイルランド 5.0
5位	アイルランド 12.4	英国 5.5	アイルランド 2.3	フランス 61.2	ドイツ 7.5	オランダ 4.1	アイルランド 5.2	オランダ 3.5

(出所) CPIS, IMF

機関による信用創造が中核として挙げられ、また、2010年代の国際証券投資の膨張を分析するためには日米欧による緩和マネーの供給も重要な役割を果たしたはずである。以下では、本研究と関係が深い金融連関について膨張を牽引した米国とオフショア金融センターを対象として確認する。各国の運用と調達の増加に対してどの国が貢献したのか寄与度の順位によって金融連関を見る。

表6においてまず目を引くのは米国とケイマン諸島とが相互的な資金循環を強固にしたことである。米国においてはケイマン諸島が、ケイマン諸島にはおいては米国が調達と運用の増加に対する寄与度が筆頭に位置する。1990年代にはすでに両国間での資本循環が形成されていたことを山本(2002)が報告しており、この金融連関が世界金融危機後も引き続き強固になっていることを確認できる。これらの国々と日本との結び付きが強いことも注目に値する。感応度係数による計測結果では国際資金循環における日本の存在は目立たなかったが、米国とケイマン諸島に対する資金供給において大きな役割を担っている。調達についてはルクセンブルク、アイルランドと米国、ケイマン諸島との結び付きも確認できる<sup>8</sup>。

次に、アイルランドについて見ると、欧州所在でありながら調達・運用ともに増加に最も貢献したのは米国あり、大西洋を挟んで強固な結び付きがあると分かる。ただし、米国の後に連なるのは全て欧州諸国であり、欧米から資金を集め欧米へ還流させている状況がうかがえ、とりわけ近接する英国との金融連関が強固であることはケイマン諸島とは異なる特徴である。同じく欧州にあるルクセンブルクは欧州との金融連関がアイルランドより強いと評価できる。ルクセンブル

8 今回の分析には中国が含まれないため少しだけ補足したい。2020年のデータでは中国マネーの半分が香港に向っており、その香港がケイマンへ資金を供給している。さらに、ケイマンに流れ込んだ資金は米国の証券投資の存在感を押し上げた立役者であることが表から分かる。つまり、陰伏的ではあるが中国マネーの役割もこの分析から垣間見ることができる。なお、中国から米国へ直接向かう証券投資残高は中国による証券投資残高の2割を占めるに過ぎない。

クで調達を増加を牽引したのは欧州諸国であり、米国は上位に入っておらず、欧州の資金を集める金融センターとしての特徴がうかがえる。ただし、運用先は欧州への資金流入もあるものの米国がトップである。欧州所在のオフショア金融センターが大西洋を越えた相互的な金融連関によって国際証券投資の膨張を担ったことが分かる。

## 5. むすび

本研究は世界金融危機から2010年代にかけての国際証券投資の変化を明らかにする試みであった。とりわけ国際資金循環において各国が担った役割に変化があったのかが研究上の関心であった。課題に答えるため国際資金循環の分析手法としてレオンチェフ逆行列を用いて資産と負債の両面から国際的な金融連関を各国について評価した。さらに、金融連関における変化のパターンを見いだすために X-means 法によるクラスター分析を試みた上で、注目すべきパターンを示した国々についての金融連関を観察した。

分析結果の中で注目すべき点は、国際証券投資を牽引したのは先行研究が見出していたような米国とカリブ海オフショア金融センターとの緊密な金融連関のみではないことであった。日米欧の先進国とオフショア金融センターが広域的に金融連関を強化させることによって国際証券投資の膨張が成し遂げられたことを本研究は浮き彫りにし、この展開を国際的な信用増幅機構によるものと表現した。

信用増幅機構の内部について精査することが残された課題となる。まず、オフショア金融センターが果たした役割について究明が必要である。世界のヘッジファンドの85%がケイマン諸島を拠点としていると言われ、そうしたヘッジファンドの行動がどのようなものだったか、とりわけ、デリバティブを用いたレバレッジの増大やリスクの高い証券へ資金を流入させているのかといった視点から分析が求められる。一方、ケイマン諸島とは異なり、ルクセンブルクとアイルランドは世界各地で販売される外国籍投資信託の主要な登録地の地位を占める。国際投資信託協会によると、2019年末における世界の投資信託残高はルクセンブルクが2位で5.3兆ドル、3位はアイルランドで3.4兆ドルである。これらの国における先進的な法制度、実務面での優位性、投資可能な資産範囲の拡大が機関投資家を引きつけ、設定される投資信託に資金が流入しているだけなのであろうか。投資内容がより高いリスクを追求するものとなっていないのか分析を要する。

欧米金融機関の行動も精査の対象になる。これら金融機関は世界金融危機前には自己勘定でのトレーディングのような非伝統的な投資銀行業務へ傾倒し、「影の銀行制度」への関与を拡大させ金融システムを脆弱にした。自己勘定投資やヘッジファンド投資を原則禁止するボルカー・ルールを盛り込んだドット・フランク法によって足枷をはめられた金融機関にこれまでになく新たな動向があるのか確認の必要がある。「システム上重要な金融機関」とされ得る金融機関の総資産基準を500億ドル以上から2,500億ドル以上に引き上げるドット・フランク法の規制緩和が2021年から適用に入ったことも注視したい。巨大金融機関に大きな動きが見られないとしても資金供給

のルートはそれだけでなくノンバンク金融仲介の存在も侮れないものとなっているかもしれないが離せない。

最後に、信用増幅機構の局面転換に関わる論点として日米欧による緩和マネーの供給がある。紺井(2017)はFRBによる量的金融緩和の拡大による緩和マネーが海外に漏出した点を取り上げ、米国を中心とする国際資金循環を緩和マネーが強化する役割を果たしたとする注目すべき論点を提示した。2022年に入り、資源価格の上昇と感染拡大による実体経済の供給網の混乱がもたらした物価上昇を抑制する必要から、世界各国の金融政策は量的引き締め、金利引き上げへ動いており、緩和マネーの供給は終焉を迎えようとしている。この終焉がこれまで膨張してきた国際証券投資を牽引するメカニズムを変容させるのか究明を続ける必要がある。

### 参考文献

- 石岡恒憲(2006)「x-means 法改良の一提案—k-means 法の逐次繰り返しとクラスターの再併合—」、『計算機統計学』、18(1)、3-13
- 岩本武和(2015)「対外インバランスと富の移転:日米における評価効果の非対称性」、貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『国際的マネーフローの研究—世界金融危機がもたらした構造的課題』、中央経済社、第5章所収
- 奥田宏司(2020)「ドル体制の変遷と現状」、奥田宏司・代田純・櫻井公人編『深く学べる国際金融—持続可能性と未来像を問う』、法律文化社、第4章所収
- 片岡 尹(2001)『ドル本位制の通貨危機—国際資金ポンプとしての米国』、勁草書房
- 紺井博則(2017)「現代の金融危機と経済危機」、牧野裕・紺井博則・上川孝夫編『複合危機—ゆるるグローバル経済』、日本経済評論社、第1章所収
- 志賀 櫻(2013)『タックス・ハイブーン—逃げていく税金』、岩波書店
- 田中綾一(2017)「複合危機とグローバル・インバランス」、牧野裕・紺井博則・上川孝夫編『複合危機—ゆるるグローバル経済』、日本経済評論社、第9章所収
- 辻村和佑・辻村雅子(2008)『国際資金循環分析—基礎技法と応用事例』、慶應義塾大学出版会
- 辻村和佑・溝下雅子(2002)『資金循環分析—基礎技法と政策評価』、慶應義塾大学出版会
- 徳永潤二(2006)「国際通貨国アメリカと国際資本移動」、信用理論研究会編『金融グローバリゼーションの理論』、大月書店、第7章第3節所収
- 徳永潤二(2008)『アメリカ国際通貨国特権の研究』、学文社
- 前田 淳(2015)『アメリカ国際資金フローの新潮流』、蒼天社出版
- 松林洋一(2014)「国際資金フローの新たな動き—2000年代の潮流—」、藤田誠一・松林洋一・北野重人編『グローバル・マネーフローの実証分析』、ミネルヴァ書房、第1章所収
- 山口昌樹(2020)「公的金融準備の増加と国際通貨ドルの変調」、『山形大学大学院社会文化システム紀要』、第17号、pp.81-94

- 山本栄治 (2002) 『国際通貨と国際資金循環』、日本経済評論社
- Bernanke, B.S. (2005) “The Global Saving Glut and the U.S. Current Account Deficits,” Homer Jones Lecture, Federal Reserve Bank of St. Louis
- Borio, C. and P. Disyatat (2011) “Global Imbalances and the Financial Crisis: Link or No Link?” BIS Working Papers, No.346
- Caballero, R.J., E. Farhi and P. O. Gourinchas (2008) “An Equilibrium Model of Global Imbalances and Low Interest Rates,” American Economic Review, 98:1, pp.358 – 393
- Gourinchas, Pierre – Olivier and H. Rey (2005) “From World Banker to World Venture Capitalist: The US External Adjustment and the Exorbitant Privilege,” NBER Working Paper, No. 11563
- Obstfeld, M. (2012) “Financial Flows, Financial Crises, and Global Imbalances,” Journal of International Money and Finance, Vol. 31, pp.469 – 480
- Ogasawara, S. and K. Iwatsubo (2016) “International portfolio flows in the post – global financial crisis period,” Japanese Journal of Monetary and Financial Economics, Vol. 4, No. 1, pp. 18 – 37
- Zhang, N. and L. Zhu (2021) “Global Flow of Funds as a Network: The Case Study of the G20,” Japanese Journal of Monetary and Financial Economics, Vol. 9, pp. 21 – 56

## **International Securities Investment Expansion in the 2010s**

Masaki YAMAGUCHI

Since the global financial crisis, the stock prices in developed countries, emerging markets, and developing countries have plunged. Moreover, the exchange rates have fallen, repeated capital outflows have occurred, and the international financial system remains unstable. What is the reason behind the emergence of this instability? We analyze the credit expansion observed in the process leading up to the global financial crisis and suggest that the expansion of international capital flows was a continuous source of instability in the 2010s.

This study attempts to identify the changes in international securities investment between the occurrence of the global financial crisis and the 2010s. Particularly, we examine whether there have been any changes in the roles played by individual countries in the international flow of funds. To answer this question, this study observes the changes in the degree of linkages in the financial interactions between countries. These interactions are in the form of securities and measure direct debt-credit relationships and indirect spillover effects to show the position of each country in the international securities investment market. Using the Leontief inverse matrix as a method to analyze international financial flows, we evaluate the influence of each country according to its international financial interactions, which include their assets and liabilities. Additionally, we attempt cluster analysis using the X-means method to find patterns of change in financial linkages. Finally, we perform an in-depth examination of the financial linkages of countries that have shown noteworthy patterns.

Based on the aforementioned analysis, this study reveals that the expansion of international securities investment was accomplished through the broad-based strengthening of financial linkages between developed countries and offshore financial centers in Japan, the United States, and Europe.



論 文

## 虚空からの音楽

——齋藤一郎による成瀬巳喜男監督『浮雲』の《宿命のテーマ》について

大久保 清 朗

### I 化粧師のボレロ——映画音楽による『浮雲』再考

「私の<sup>ベストワン</sup>快心作」というコラムで、映画音楽家の齋藤一郎〔写真〕は、自身が作曲を手がけた『浮雲』（成瀬巳喜男、1955）に対する感慨を綴っている。以下はその全文である。

一本だけ挙げることは大変むづかしいが、比較的新しい仕事の中では、やはり『浮雲』を撰びたい。愚かと云えば愚かとも云えるほどに人間くさい、またそれだけに人間の不可解な一面を象徴しているような“ゆき子”という女の哀れさがひどくいじらしいものに思われ、私はしんから主人公に同情しながら作曲したのだが、それが鼻持ちならぬセンチな音楽に終らずにすんだのは、成瀬監督のおかげであった。ボンゴのリズムに乗ったフルートのテーマを回想形式に何度も使って、ある種の効果を挙げたのは、一に成瀬さんの注文に依るものであって、私の悪い甘さが危いところで救われたというのが実感である。<sup>1</sup>



〔写真〕 齋藤一郎（遺族提供）

『浮雲』公開年（封切りから約9カ月後）に書かれたこの文章は、齋藤にとって最も記憶に残った仕事について素朴に述べたものでしかないようにも見える。だが少なくとも、戦前からすでに

1 齋藤一郎「私の快心作『浮雲』」、『映画旬刊』1955年10月下旬号、123頁。括弧表記を変更。読まれるとおり、齋藤はここで使用している打楽器を「ボンゴ」と明言している。実際、齋藤一郎の『浮雲』撮影台本（世田谷文学館所蔵）の扉ページにはオーケストラ編成についての指示が記されており、そこに「Bongo」という書き込みがある。ただし実際に聞こえる打楽器音はボンゴよりもコンガに近い。さらに、実際の曲にはボンゴ（あるいはコンガ）のリズムと同期してコントラバスのピッチカートが加えられてもいる。なお、齋藤一郎の長女の齋藤ゆり氏、次女の竹森かほり氏によれば、『浮雲』のスコア原譜は、齋藤家には所蔵されておらず、他の多くの映画スコアと同様散逸したと思われる。本研究において佃良次郎氏によって採譜を作成した。ボンゴ（コンガ）の音とピッチカートについては、佃氏から教示を受けた。図〈『浮雲』《宿命のテーマ》および表〈『浮雲』スコア（および《宿命のテーマ》）使用箇所〉を参照のこと。

十年以上にわたって映画音楽に携わってきた彼が、この作品を通して何らかの手応えを感じていたことは想像に難くない。事実、『舞姫』（1951）から『乱れる』（1964）までの14年間のうちに斎藤が手がけた23本の成瀬巳喜男監督作品の音楽を振り返るとき、『浮雲』のスコア<sup>2</sup>は、後期の諸作——黛敏郎作曲『女が階段を上る時』（1960）、林光作曲『女の中にいる他人』（1966）、武満徹作曲『乱れ雲』（1967）——とともに、成瀬映画のなかで異例のスコアであったといえる。

哀切で陰鬱な、だが甘美で官能的な旋律を奏でる『浮雲』のスコアについての考察は——映画自体の言及の多さに比べると——驚くほど少なく、斎藤一郎の音楽的貢献も実質的に黙殺されている。メロドラマ映画などのジャンル研究においても——メロドラマの「メロ」が音楽を意味するものであるにもかかわらず——同様である<sup>3</sup>。その存在感と重要性にもかかわらず、これまでスコアの問題が等閑視されてきたことに理由がないわけではない。レイモン・ベルールに従えば、映画音楽はいわば「見出せないテキスト」<sup>4</sup>であり、映像や台詞などに比べたとき、記録と読解に一種の困難さがつきまとう（たとえメロディーを音符で採譜できても、譜面から音そのものが再現されることはない）。『浮雲』という映画が、監督の成瀬にせよ、原作を書いた小説家の林芙美子にせよ、もっぱら作家論の分野において考察が試みられてきたことにも原因がある。とはいえ、本論で斎藤一郎を召喚するのは、これまでの作家論を無効にするものではないし、その立場を否定するものでもない。そうではなく、作家論が有効であるがゆえに、『浮雲』のスコア分析は——たとえ拙論がその初発ゆえの限界や問題点を含むものであろうとも——なされなければならない。短い文中で斎藤自身が成瀬の関与を2度にわたって明言している（「成瀬監督のおかげであった」「成瀬さんの注文に依るもの」）以上、作家論の見地からしても、音楽は考察の対象にする理由がある。

近年、映画研究において日本映画音楽および映画音楽家への研究が進んでおり、映画音楽家を映画に従属する一介の職人としてではなく、むしろ主体性を持った芸術家として論じる気運は、徐々にではあるが高まっている。だがその場合においても、早坂文雄、伊福部昭、武満徹といった限られた著名作曲家が例外的に特権化される傾向が依然として強い。そのような既存の価値判断に乗じた饒舌のなかで、斎藤のように、職人氣質でありながら或る種のスタイルを保持しつつ、多様な局面に柔軟に対応しながら黄金期日本映画の量産体制を支えた作曲家へのしかるべき考察は、むしろ放置されているとあっていい。本論はそうした映画研究における惰性的現状に一石を投じるべく書かれてもいる。

2 『浮雲』においては、斎藤が作曲したオリジナルの音楽の他に、「リンゴの唄」や「東京ブギウギ」など当時の流行歌も効果的に使用されている。それらの楽曲の使用については稿を改めて論じたい。本論では、こうした既成楽曲と区別するため、斎藤のオリジナルの楽曲を「スコア」と呼ぶ。この呼称は、「スコア」が合奏曲の総譜を意味することが多い日本ではいささか混乱を招くものだが、英語においては——たとえば映画音楽をめぐるドキュメンタリー映画『すばらしき映画音楽たち』（マット・シュレイダー、2016年）の原題がScoreであるように——映画や劇の付帯音楽として語弊はない。他に適した語句もないので、これを用いることとする。

3 たとえば、御園生涼子「コロナル・メロドラマ試論——成瀬巳喜男『浮雲』にみる「植民地主義メロドラマ」の可能性」、『映画の声——戦後日本映画と私たち』みすず書房、2016年、179-192頁。

4 Cf. Raymond Bellour, «Le texte introuvable», *L'analyse du film*, Albatros, 1979, p. 36.

後述のように、斎藤は自らを「化粧師」になぞらえている。映画音楽家は化粧師である、と彼はいう。つまり映画が人間の「顔」であるとしたら、映画音楽家は音楽という「化粧」によって、その顔に美をもたらす——あるいはその美を際立たせる——存在であるというのである。この一見控えめな自己規定において、斎藤は視覚芸術である映像を身体と見なしつつ、音楽はあくまでその付加物であると述べているように見える。また身体が自然的であるのに対し、その上から人工的な装飾を施す化粧は、映画の非本来的な構成要素であるという自己卑下とも受け取られかねない。しかし、付加物的にせよ、人工的にせよ、非本来的にせよ、映画音楽はトーキー以後の映画において完成作品として観客の前に立ち現れた場合、その直接的な情動作用によって最大の印象をもたらす。それゆえ、視覚と聴覚との総合された体験の際は、両者の序列は曖昧なものとなり、ときに逆転することもある。そのような場合、音楽は映画の成否を決めることもある。斎藤の自己規定に、そうした秘めたる矜持を見てとることもできるだろう。これも後ほど検討するが、このスコアはモーリス・ラヴェルの《ボレロ》といくつかの共通点を有している。かりに《ボレロ》が20世紀最大の音楽的達成であるとしたら、『浮雲』のスコアとは、化粧師と韜晦するに作曲家による、最大の映画音楽の達成ということになるだろう。本論はこの化粧師のボレロを明らかにしようとする試みである。

本論では、まず斎藤一郎の経歴について確認する(Ⅱ)。しかし、その膨大な映画音楽作品を挙挙することはしない。ここでは斎藤の残した文章をもとに、彼に影響を与えた2人の作曲家、池内友次郎と早坂文雄との関係に限定して述べてみたい。その後、『浮雲』のスコアについての議論に入る(Ⅲ)。『浮雲』で斎藤のスコアが流れているのは、上映時間全体の約半分を占める。本論はそのすべてを網羅する代わりに、冒頭のクレジットタイトルで流れ、その印象的なメロディによって知られるテーマ曲(本論ではこれを《宿命のテーマ》と呼ぶことになるだろう)に議論を絞りたいと思う。これはオペラのライトモチーフのように、映画中、多少のアレンジを加えながら、ラストシーンにいたるまで11回繰り返されており<sup>5</sup>、『浮雲』のスコアの中核をなしているからである。『浮雲』のスコアを始めとして斎藤のスコアの特徴は、楽器編成や場面で果たす機能などにおいて、ハリウッドの映画音楽のそれと多くの点で共通している。ここで1940年代ハリウッドの古典的映画を中心として映画音楽を理論的に考察したクローディア・ゴブマンの『聞かれざるメロディ』(1987)を議論の俎上にのせ、『浮雲』のスコアを考察する。『浮雲』のスコア(および映画音楽)に対する批判的見解としてテオドール・W・アドルノとハンス・アイスラーの『映画のための作曲』(1947)を再検討する。ハリウッドの映画音楽に対する批判の書として知られる本書を、斎藤は原著で読んでエッセンスを独自に消化し、その上で独自の映画音楽論を執筆している。言及はわずかであるものの、日本映画音楽史におけるその先駆性はやはり特筆さ

5 表〈『浮雲』スコア(および『宿命のテーマ』)使用箇所〉に基づき、筆者が独自にカウントしたところ、『浮雲』において斎藤のスコアが流れるのはオープニング・クレジットを含めて21箇所である。ちなみに、斎藤一郎の『浮雲』撮影台本には、音楽を入れる場面と思われる箇所に「M1」から「M20」までの書き込みがある(Mは音楽 music の略号と思われる)。

れるべきである。論文の後半ではジャン・ドゥーシェの成瀬論を検討する（V）。ドゥーシェは『浮雲』のスコアとモーリス・ラヴェル作曲の《ボレロ》との類似を手がかりに、このスコアと映画における特異な時間性——過去と未来から切り離された現在——を明らかにする。その論旨は決して明快ではないが、『浮雲』の時間性にひそむ空虚さを直観的に把握している点において、極めて意義深いものである。重要なことは、こうした作品全体を支える時間性が斎藤によるスコアによって支えられているという点にある。最後に、音楽を通して『浮雲』の今日性、というよりも今日の状況がその再読を強いるものに触れ、結論に代えようと思う（VI）。ドゥーシェはその成瀬論において「生は、成瀬の作品において死後の生の限界にある」と述べている。『浮雲』における「死後の生」の主題は、『浮雲』という作品自体の「死後の生」と密接に関わっている。本論はそのために「大日向教」の場面を取りあげる。これまでの『浮雲』論で、積極的に取りあげられなかったこの架空の新興宗教の場面と、それとは反対に、ほぼ必ずと言及されてきたラストシーンとが、音楽を介して共振する。それは、愛に囚われた主人公の单独的狂信と、新興宗教にとらわれた集団的狂信とが通底することを意味する。そして、この通底性が『浮雲』の「死後の生」となって不気味な今日性として迫ってくることを確認したい。

## II. 斎藤一郎について

斎藤一郎（1909–1979）は、千葉県君津郡久留里町（現在の君津市）、米屋を営む信太郎と母たま（旧姓・久保）の一人息子として生を享けた<sup>6</sup>。東京高等音楽学院（現・国立音楽大学）のヴァイオリン科を卒業後、新興キネマの音楽部に入り、映画音楽家の道に進む。いくつかの文献において、斎藤は『思出の記』（小崎政房、1942）でデビューしたと記されている。だが1930年後半にすでに、斎藤が音楽としてクレジットされている映画が存在しており、正確なデビュー作は詳らかでない<sup>7</sup>。第2次世界大戦中は「彩木暁」と「彩木暁一」名義でも作曲を手がけている（小津安二郎の『父ありき』（1942）は後者の名でクレジットされている）。現在確認できる最後の映画作品である『日本侠客伝 昇り龍』（山下耕作、1970）まで、斎藤が手がけた映画作品は300本を超え、さらにテレビドラマや演劇の音楽も含めるとさらに作品数は増える。その膨大さにもかかわらず、斎藤は弟子や助手などに頼らず、もっぱら1人で作曲を手がけた<sup>8</sup>。以下では、彼が師事・私淑した2人の作曲家からの影響について検討したい。

6 斎藤一郎のプロフィールについては 細川周平・片山杜秀監修、日外アソシエーツ株式会社編『日本の作曲家——近現代音楽人名事典』日外アソシエーツ、2008年、297頁を参照したほか、斎藤ゆり氏、竹森かほり氏に対する著者の聞き取り調査に基づいている。

7 「日本映画データベース」で確認できる最も古い作品は『罪なき罪』（須山真砂樹、1938）である。http://www.jmdb.ne.jp/1938/bn004150.htm（2022年11月24日閲覧）

8 斎藤ゆり氏、竹森かほり氏との談話（2021年12月28日）。

## II-1 池内友次郎からの影響

斎藤は池内友次郎と池譲のもとで作曲法を学んだとされる<sup>9</sup>。ここで後続の音楽家の育成にも尽力した音楽家として知られている池内からの影響について確認しておきたい。

俳人高浜虚子の次男である池内友次郎(1906-1991)は、能楽と俳句など日本の伝統芸術から純粹性を摂取するが、その一方、留学したフランスにおいて新古典主義音楽の影響を受けた。そして「即興と知識」——それぞれ作曲家生来の感性と厳密な作曲技術を指す——によって、「戦前において、フランスの近代的な技法によって西洋近代音楽と日本の伝統的な美的意識との融合をはかろうとした」<sup>10</sup>。神月朋子は「戦後門下生を輩出し、それらの作曲家達がフランスの書法を学びつつ自由に表現活動を行なって戦後の芸術音楽を展開したことは、池内の戦後への影響や弟子による理念の継承ととらえるべき」と述べている。ここでは斎藤の残した映画音楽論から池内の影響を検証する。

池内は西洋音楽に対する日本音楽の「技巧」の未熟さを問題視する。彼によればそれは「無駄や余計なもの、複雑すぎるもの、むやみに元気のいいもの」となって現れているという。池内はこれを「倭臭」と呼んでいる。だが一方で、日本の伝統音楽はかえってこうした「倭臭」を免れているという。どういうことか。西洋の作曲技巧の向上によって達成されるのは、西洋音楽の表面的模倣ではなく(それはかえって「倭臭 [= 日本臭さ]」となって、文字通り鼻についてしまう)、作曲者自身の純粹な精神性にある。実際、池内は音楽教育の現場においては、生徒の内発的創造力を重視したとされる。細かく指導するよりも「あなたが本当に感じた音であるか、そうでないか、指摘する以外に途がない」<sup>11</sup>とし、生徒の内面から湧きあがる感興を重視した<sup>12</sup>。

内面性を重視する池内の作曲理念は、斎藤一郎が自らの作曲理念を述べた「映画音楽とはいかなるものか」において、その反映を見出すことができる。斎藤は、「現代の〔映画音楽の〕作曲家の中には、情緒とか、感動とか、想念とか、そういう人間的なものを極力排除して、できる限り客観的な計算の上に音楽を構成する方法を採る人」がいると述べ、その方法論を一応は認めつつも、フレデリック・ショパンが五線譜に書き残した覚書<sup>13</sup>を引用しながら次のように述べている。「音楽とは作曲家の内部にあるもの、それは心のある様相の音形象化であると考えたい」(傍点原文)<sup>14</sup>。

斎藤が「客観的な計算」によって、暗に言及しているのは黛敏郎であろう。「映画音楽に於け

9 前掲の『日本の作曲家』を参照。

10 神月朋子「池内友次郎のフランス音楽受容」、『埼玉大学紀要教育学部』第59巻第1号、2010年、160頁。

11 山根銀二、池内友次郎「対談による池内友次郎論」、『音楽芸術』第8巻第7号、1950年、58頁。

12 三善晃も、「先生〔池内〕の教育は“手取り足取り”というものではなかった」と回想している。三善晃「池内友次郎先生を悼む」、『毎日新聞』1991年3月12日夕刊、6頁。

13 「音による思想の表現／人間の無限定な(indéterminée不確定な?)言葉、それは音である」。斎藤はショパンの言葉を、アルフレッド・コルトー『ショパン』(初版1949年、邦訳初版1951年)から引用している。丸括弧内はコルトーによる補足と思われる。Alfred Cortot, *Aspects de Chopin*, Albin Michel, 1980, p. 65. [アルフレッド・コルトー『ショパン』河上徹太郎訳、新潮社、1972年、61頁]

14 斎藤一郎「映画音楽とはいかなるものか」、『キネマ旬報』1957年12月上旬号、65頁。

る表現主義の主張」において、黛は映される映像に即したもの、ないしはコントラストを狙ったものを「定石的」な作曲法と述べ、それとは別に「<sup>マ</sup>状景的でもなく<sup>マ</sup>心理描写でもない、画面と全く関連のない音楽をつけるやり方」を、「客観主義的映画音楽」と述べている<sup>15</sup>。黛はこうした手法を採った自らの作品として『噂の女』（1954）を挙げている。溝口健二監督が彼に与えた「観客を嘲笑う様な音楽」という有名な指示を紹介しつつ、これを新たな作曲理念であると説明している<sup>16</sup>。こうした考えに、斎藤は正面から反論を試みることはしていない。ただ彼自身は、映像と音楽との間の関係を重視する、旧来の映画音楽の理念を手放そうとはしなかった。

抽象化された心的現象を音によって「形象化」するという斎藤の考えには、作曲者自身の内発的なインスピレーションを重視する池内の音楽教育の理念が見てとれる。弟子である斎藤は、映画を見て「本当に感じた音」をスコア化していくことを自らの理念としたのである。また斎藤は良い映画音楽の条件として「作曲技法は高度のものでなくてはならぬ」<sup>17</sup>ことを挙げているが、ここには「フランスの近代的な技法」、すなわち「知識」を重視した池内の教えを見てとれる。

## II-2 早坂文雄からの影響

映画音楽家のなかで、斎藤一郎が最も影響を受けたのは、おそらく早坂文雄（1914-1955）である。エッセイ「早坂文雄さんのこと」によると、斎藤が早坂に初めて会ったのは1947年の夏のことであるという。斎藤は自分より5歳年下の早坂のことを「映画音楽の作曲の中でも屈指の大家であって、兎も角も此の道を志すならば何としても彼氏の域に追いつかねばと定めるにふさわしい唯一の目標」<sup>18</sup>と見なしていた。

とはいえ早坂の影響は、音楽面においてというより、むしろ精神面においてである。映画音楽という創作の局面で、早坂と斎藤との軌跡が交錯するのは、溝口健二監督『雨月物語』（1953）においてである。この映画で斎藤は「音楽補助」としてクレジットされている。斎藤は、録音時における「代理指揮」を担当したが、それだけでなく咯血で倒れた早坂のもとで半月間ともに過ごしたという。斎藤はその際に目にした早坂の姿に感銘を受けている。「瀕死の病人である人〔早坂〕が暑くてうだりそうな録音室で徹夜迄して音楽録音に立会う痛ましく神々しい姿」<sup>19</sup>、そして「木椅子に身体を横たえて休養をとりながらそれでも私に色々表現上の希望を伝えるために度々起きて来ては指揮台の私のところへ行き帰りする」さまを見て、「仕事の為には生命さえも省みない芸術家の敬虔な、そしてすさまじい程の精神力を目のあたりにして恐れをなした」と述べている。斎藤はこの回想を「私は何時迄も矢張り早坂さんを唯一の目標にして自分を励ましてゆき

15 黛敏郎「映画音楽に於ける表現主義の主張」、『映画芸術』1955年9月号、28頁。原文の傍点は取った。

16 同上。

17 斎藤「映画音楽とはいかなるものか」、65頁。

18 斎藤一郎「早坂文雄さんのこと」、『映画ファン』1957年4月号、145頁。

19 同上。

たく思うのである<sup>20</sup>と締めくくっている。いくぶん理想化されたものではあるにせよ「芸術家」としての早坂は、彼にとって映画音楽家のひとつの模範であったことは確かだ。斎藤にとって映画音楽は、単なる注文仕事で自足すべきものではなく、一個の芸術としての自律性を志向すべきであるという理念を読み取ることができるだろう。

### Ⅲ 『浮雲』のスコアについて

#### Ⅲ-1 例外と侵犯——《宿命のテーマ》

ここからは、『浮雲』のスコアをめぐる言説を通して、『浮雲』のスコアの特徴を確認しておきたい。まず取りあげるべきは小林淳によるレーザーディスク付録の解説である。その発表媒体の性質ゆえ参照されることが少ないが、『浮雲』のスコアについて正面から論じた貴重なテキストである。小林は斎藤の映画音楽の特徴を「叙情性<sup>21</sup>にあるとする。秋山邦晴も斎藤の特色として「リリズム〔叙情性〕に溢れる作風と映像への適確な職人的ともいえる技巧」を挙げており<sup>22</sup>、こうした叙情性がひとまず斎藤の音楽を耳にしたときの一般的印象と見てよいだろう。では「叙情性」とは何であるか。小林はそれを具体的に敷衍せず、ただ斎藤のスコアは「決してドラマ進行の妨げにならない、余計な表現を与えない」「優しく美しく、説明過剰の音楽は決して付さない」音楽であるとパラフレーズしている。つまりここでいう「叙情性」とは、積極的な特徴というよりも、むしろ特徴のなさ、言い換えれば、その控えな存在感を指すものであったということになる。

小林にせよ秋山にせよ、「叙情性」という語を否定的な言辞として用いているわけではない。にもかかわらず、この評価が、何ら実質をともなっているとも言い難い。今日、その作品を聞き返しても——たとえば1952年の『西鶴一代女』（溝口健二）や『お茶漬の味』（小津安二郎）や『おかあさん』を聞き比べたとき——斎藤の音楽は没個性とまではいわないまでも、すぐさまそれと分かる特徴を感得するのは難しいだろう。たとえ音楽が聞こえていても、それが固有の美的特質を具えておらず、映像に随伴しているような感じを与えることもまた偽らざる印象ではあるまいか。「叙情性」によって言われているのは、畢竟、その音楽の弱さにある。

こうした斎藤の弱さとしての「叙情性」は、トーキー映画以来の映画音楽の規範に合致するものである。『聞かれざるメロディ』のなかでクロード・ゴープマンは、古典映画音楽の原理の1つとして『「不可聴性」』("Inaudibility"<sup>23</sup>)を挙げている。映画音楽で重要なことは、逆説的であるが、それが聞こえていることが意識されない（意識されてはならない）ということである。映画音楽は耳障りでない音楽が理想とされる。ゴープマンがここでレオニード・サバネーエフの

20 同上。

21 小林淳「自堕落な男、哀れな女…二人の放浪を表現した音楽」『浮雲』レーザーディスク付録解説、東宝株式会社、1995年。

22 秋山邦晴『日本の映画音楽史1』田畑書店、1974年、298頁。

23 Claudia Gorbman, *Unheard Melodies: Narrative Film Music*, Indiana University Press, 1987, p. 76.

『映画のための音楽』を引きながら「映画では常に背景<sup>バックグラウンド</sup>にとどまっていなければなら<sup>24</sup>ないとする原則が古典映画音楽においては遵守されていると述べる。そしてそれが「前面<sup>フォアグラウンド</sup>」に侵入したとき、それは「具合の悪いこと」<sup>25</sup>になる。斎藤のスコアは古典的なハリウッド映画の音楽作法に一見きわめて似通ったものであったといえる。

こうした映画音楽の特性を強く批判したのは、『映画のための作曲』におけるテオドル・W・アドルノとハンス・アイスラーである。第1章「偏見と悪癖」では、ライトモチーフ、メロディとユーフォニーなど、ハリウッド映画における慣習的な音楽使用が次々と批判されているが、その1つとして彼らは「人目につかないこと (Unobtrusiveness)」を挙げている。「最も広く行きわたった偏見の1つは、観客は音楽に気づいてはいけないという前提である。この信念の背後にある哲学は、音楽は映画との関係において補助的な役割を持たなければならないという曖昧な観念である」<sup>26</sup>。一方で、「決してドラマ進行の妨げにならない、余計な表現を与えない」ことを積極的に評されている斎藤の音楽は、アドルノ／アイスラーからすれば忌むべき悪癖と慣習に染まった「曖昧な観念」の産物ということになる。

そうした斎藤の音楽的特徴を踏まえてみたとき『浮雲』のスコアは、そこから逸脱した作品であったことが明らかになる。小林淳はそれを次のように叙述している。

東宝マークからメインタイトル、クレジットに流れる音楽は、マラカスを主として打楽器の律動の上に、官能味を匂わす木管楽器がうねるように中近東的な音階の主旋律を吹く。装飾音型を奏でていた弦が中盤から主題を受け持ち、木管が装飾音型に移って弦が情感込めて盛り上がっていく。音色から漂う気だるくやるせない厭世観は本作を覆う重要な空気を形成し、終着駅なき道行、道なき道をひたすら突き進む富岡兼吉と幸田ゆき子、この二人の「宿命のテーマ」を担う。<sup>27</sup>

小林淳は、『浮雲』のオープニング・クレジットに流れるスコア——以降、彼に倣い、このスコアを《宿命のテーマ》と呼ぶ——が「斎藤の作品群の中で極めて異質のテキスト」であり、その理由として「音楽が前面に出るばかりか、終始作品にリズムを与え時には音楽がドラマを牽引していく構造を見せる」（傍点引用者）と述べている。そして「ここまで音楽が自己主張した例は斎藤の仕事としては珍しく、「このように音楽がはっきりと自己を表現してくる斎藤一郎

24 Leonid Sabaneev, *Music for the Films: A Handbook for Composers and Conductors*, 1935, p.22. [レオニド・サバネエフ [レオニド・サバネーエフ] 『トオキイ音楽の理論と実際』 掛下慶吉訳、赤塚書房、1938年、36頁]

25 *Ibid.* [同前]

26 Theodor Adorno and Hanns Eisler, *Composing for the Films*, Continuum, 2007 [1947], With a new introduction by Graham McCann, p. 5.

27 小林淳「自墮落な男、哀れな女…二人の放浪を表現した音楽」、『浮雲』レーザーディスク付録解説、東宝株式会社、1995年。

の作品は他には殆どないと思われる』<sup>28</sup>と述べている。斎藤のスコアの特徴が先ほど述べたような弱さにあるとすれば、『浮雲』のスコアはその強さにおいて例外的であるというわけだ。小林はこのスコアの強度を全面的に評価している。「『浮雲』は斎藤音楽を抜きに語ることはできない。冒頭のメインテーマが醸す雰囲気にドラマが沿っていくかの如き構造が、何よりもそれを証明している』<sup>29</sup>と締めくくっている。

小林の解説の補足として調性について述べておきたい。《宿命のテーマ》は変口短調——シのフラット（B♭）を主音として始まる音階——で書かれている。斎藤はまずこの主音をフルートのソロの二分音符によって置き、さらにオクターブ下のチェロとコントラバスのピッチカートのユニゾンで補強している（採譜を参照）。門間直美によれば、変口短調は、葬送行進曲向きの、「陰暗で憂鬱で悲劇的」な調とされる<sup>30</sup>。実際、「葬送」で知られるショパンの《ピアノソナタ第2番》（1839）はこの調で書かれている。すでに見たように斎藤一郎は自らの映画音楽論においてショパンの言葉を引用するほどショパンに傾倒していた。変口短調の使用には、こうしたショパンの諸作への影響を見てとることができよう。

葬送行進曲としてイメージされるのはこのソナタの第3楽章であり、ここでは吊鐘のように奏でられる二分音符の緩慢で反復的なリズムが全体の暗鬱な雰囲気の基調をなしている。ところで門間のこの説明は、実のところ時間的順序が転倒しているのかもしれない。すなわち、ショパンが変口短調で、《ピアノソナタ第2番》（特に第3楽章）を作曲したことによって、その悲哀の曲調が葬送（すなわち死）を触媒させたがゆえに、今日において「陰暗で憂鬱で悲劇的」なものというイメージが定着したのではないか。そして後代の作曲家にもそのイメージが共有され、同じような傾向の作品が書かれることで、さらにその「陰暗で憂鬱で悲劇的」というイメージが増強されていったのではないか。

このことは、同じく変口短調で作曲されたサミュエル・バーバーの《弦楽のためのアダージョ》（1938）のうちにも見出されるかもしれない。バーバーがショパンの《ピアノソナタ第2番》を意識していたのかはさておき、この作品もさまざまな葬送や追悼集会などに使用されることで——事後的にはあれ——葬儀や死を媒介するようになる。とはいえショパンとバーバーとの両作品には、その演奏楽器の違いから来る相違点もある。バーバーは文字通り弦楽曲としてこの調を使用することによって、ピアノとは異なり、ある切れ目のない音の連続的推移と増幅された音の量感によって作品全体を統一している。これによってショパンのピアノソロにあった悲哀の情感は個別的次元からいわば集合的・集団的ないは一般的次元へと押し上げたといえる。バーバーの作品がショパンの作品から受けつぎ、あらたに媒介することになった意味は、いわば「聖別」かもしれない。清冽な川の流れをイメージさせる弦楽の響きには、どこか高貴さと崇高さのイメー

28 小林淳，前掲書。

29 同上。

30 門間直美『音楽の理論』講談社学術文庫，2019年，47頁。

ジがみなぎっており、それが死のイメージと結合することで聖なる死、あるいは死者の聖別を喚起させる<sup>31</sup>。

ここで《宿命のテーマ》に戻ってみる。斎藤のスコアにおいて、ピアノともストリングスとも異なる管楽器（フルート）に、弦楽器（チェロ）と、さらに打楽器とコントラバスのピッチカートを組み合わせたという独特の合奏法が見出される。つまり斎藤の試みには、ショパンの個別的悲哀とバーバーの集団的悲哀との一種の弁証法——少なくとも両者の折衷——が見出せる。ピアノとフルートはその音の単独性によっていわば共通し、チェロ（その後に引き継がれるヴァイオリン）は、その集合性を体現するだろう。小林は、「気だるくやるせない」そして「厭世」的な響きに、ショパンからバーバーに連なる死のイメージを直観していたといえよう。そして、その響きにあるのは、個別的でも一般的でもない（個別的でありながら一般的な）悲哀の情感であるということができる。

こうした悲哀の情感に満たされた《宿命のテーマ》の例外性は、この作品が古典映画音楽の原理を逸脱したものであることを意味している。映画音楽は「背景」ととどまらねばならず、「前面に出る」ことは侵犯行為であるからだ。これは原則から遠く離れた作品——「映画では常に背景にとどまっていなければなら」ないはずの音楽が前面に表れ、「悪い仕事」の危険に敢えて踏みこんだ作品——なのである。《宿命のテーマ》の特色は、その存在感によってもたらされる侵犯性にあるのだといえる。

### III-2 化粧としての映画音楽——バーナード・ハーマンとの比較を通して見出せるライトモチーフと宿命

斎藤自身は映画音楽をどのようにとらえていたのであろうか。冒頭でも触れたが、自らの映画音楽観を綴ったエッセイ「映画の化粧役——映画音楽について」において、彼は、映画を人間（特に女性）の顔、映画音楽を化粧のようなものであると端的に述べている。

私はいつもこう考えているのです。たとえばここに一つの顔があると仮定します。生々と動きまわり、物を言う女の顔です。外出するために、彼女は念入りな化粧をします。白粉を塗り、マユを引き、口紅をつけて最後の仕上げをすますと、彼女は街へさっそうと歩きまわり、できるだけ多くの人に見てもらい、誉めてもらいたいと考えます。この顔が映画です。化粧の役目をするのは音楽です。<sup>32</sup>

この後、文章は「女の人の顔が化粧の上手下手、化粧品の良し悪しで随分ちがったものになる

31 バーバーのこの楽曲は、『エレファント・マン』（デヴィッド・リンチ、1980）、『プラトーン』（オリヴァー・ストーン、1986）などで使用されている。いずれの場合も——前者は主人公ジョン・メリック（ジョン・ハート）の死、後者はエアラス（ウィレム・デフォー）の死——という、いわば「聖人」の死とともに流れている。

32 斎藤一郎「映画の化粧役——映画音楽について」、『東京新聞』1954年9月26日、4頁。

ように、映画の音楽も最後の仕上げでその映画を引立たせもするし、台無しにもします」と続く。「それぞれの個性を生かさなくては上手な化粧といえない」と同じように、「映画のための作曲家は大変器用にその技術を使いわけ」なければならないとする。映画の個々の特質（顔）を判別し、そこにふさわしい楽曲（化粧）を与えることが化粧師としての映画音楽の使命であるというのだ。これは、映画の内容に無関係な曲を取えて作る——ときには画面を「嘲笑う」——ような黛敏郎の「客観主義」とは相容れない見解といえる。

「映画音楽とはいかなるものか」においても、斎藤は「音楽以外のあらゆる諸条件との関連の中に自己を確立しなければならないところにある」<sup>33</sup>ことを確認した後、良い映画音楽の第一の条件として「その映画の個性に適していなければならぬ」<sup>34</sup>ことを挙げている。また黛敏郎、芥川也寸志との鼎談「映画音楽家は発言する」においても、「わたしは映画音楽というものは、監督の演出意図、作品の狙いから離れられない、映画音楽だけを切りはなして論じることはできないと思っている」と述べている<sup>35</sup>。「化粧」としての映画音楽は、その顔という映画の「個性」への適合が必須となる。

斎藤による映画音楽と化粧とのアナロジーには、映画音楽を「素晴らしい仕立て服 (a wonderful piece of tailoring)」と見なすバーナード・ハーマンの映画音楽観との共通性を見出せる<sup>36</sup>。ハーマンによれば映画はそれ自体「感情的な付帯的意味 (overtone) を伝える或る種的能力」を欠いている。映画音楽は「映画に溶けこんで (fuse)」その感情を付与するのである。化粧にしる仕立て服にしる、ここで理想とされる映画音楽は、外的要素でありながら、映画＝身体に分離不可能なまでに密着し、それが施されていることが分からないほどまでに同化した状態を指す。それはいわば適合主義とでもいうべき映画音楽観である。

この適合主義は、先ほど確認した古典映画音楽における「不可聴性」の原則と関連している。映画音楽にせよ化粧にせよ、ある対象に外部から追加された過剰な美は、むしろそこにある本来的な美を損なってしまう。そのような逆効果に陥ってしまうのであれば、音楽の濫用を控えるべきではないか。そのような抑制の美徳のもと、身体其自然な延長として、音楽と映画との不即不離の状態が理想化されているように見える。

だが適合と過剰とは映画音楽としての理念として必ずしも相反するものではない。たしかに、音楽が映画の個性にふさわしいことと、その音楽が控えめであることが一致する場合は多いだろう。だがその適合化が、逆の結果を招くこともありうるのではないか。映画音楽が映画の個性を生かすためのものであり、その映画が音楽の介入を強く求めるものである場合、映画音楽は、「不可聴性」の原則から取えて逸脱しなければならないということを意味しているのではないか。そ

33 斎藤「映画音楽とはいかなるものか」、65頁。原文の傍点は削除。

34 同上。原文の傍点は削除。

35 黛敏郎・斎藤一郎・芥川也寸志「映画音楽家は発言する」、『キネマ旬報』1956年9月下旬号、45頁。

36 ハーマンの発言は以下のロジャー・マンヴェルとジョン・ハントリーからの文献からの引用である。Roger Manvell and John Huntley, *The Technique of Film Music* [1957], Focal Press, 1975, p. 244.

してハーマン自身、映画に適合しつつ、しかも過剰であるという例外性によって、その存在を知らしめた作曲家ではなかったか。

それを端的に示すのがアルフレッド・ヒッチコック監督の『サイコ』（1960）のスコアである。ミシェル・シオンはバルトークを思わせるこの弦楽器による反復的旋律（これをシオンは《マリオンの逃走》と名づけている）が、「不運な果たされぬ運命に結びついたライトモチーフ」<sup>37</sup>と述べている。ライトモチーフもまた、アドルノ／アイスラーが「慣習と悪癖」として批判したハリウッド映画音楽の1つであった。彼らによれば結局のところ「映画音楽はいまだにライトモチーフを使って寄せ集めされている」<sup>38</sup>にすぎない。

だがシオンに言わせれば、『サイコ』のスコア（特にそのオープニング・クレジットで流れるメインテーマ）は、こうした「寄せ集め」られるべき複数の主題すら存在しない。それはたった1つテーマ曲であり、しかもそれは弦楽のみで編成された、極端に贅肉を削ぎ落としたシンプルなメロディから成っている（「無窮動であえぐようなスタッカートのモチーフ」は「直立した線の単調な連続」<sup>39</sup>を連想させる）。シオンはそれを単調で反復的と形容しているが、それは言い換えれば貧しい音楽といえる。だが、まさにその貧しさゆえに伝統的なライトモチーフ的陥穽から逃れることに成功している。

たしかに『サイコ』の《マリオンの逃走》も、主人公の死の運命の象徴と見なすなら今なおオペラ的な伝統に収まっていると言えないこともない。この音楽がオープニングで提示されることで、「後にこの出来事が起こる時、すでに「予告されていた」こと、そしてすでにそれがくり返しであることによって、いっそう宿命的な性格をその出来事に与える」。ライトモチーフは容易に「宿命」と結びつく。こうしたロマン主義的な語句を避けるためか、メアリ・アン・ドーンは、映画音楽の機能を「欲望の存在を首尾一貫して指摘するという前方照応的（anaphoric）な機能」<sup>40</sup>と言い換えている。だが宿命にせよ前方照応的な機能にせよ、「まだ何の明確な意味付けもないままに、それが場面の中で現実化される前に、ある宿命的なテーマを前もって聞かせる」<sup>41</sup>のは、シオンが言うようにオペラ的だろう。そしてオペラに比べれば、映画音楽のライトモチーフは確かに貧しい。

しかし注目すべきは、バーナード・ハーマンが——そして斎藤一郎もまた——その貧しさを回避することなくむしろ敢えて極端に誇張し、それを逆手にとって旧来の映画音楽の限界を突破しているところにある。ここでの鋭い弦楽の響きは、主人公たちの心理に寄り添ってそれを説明的に盛り上げるのとは違う衝撃がある。その衝撃はシャワールームでの惨殺へと至るものだろう。だがそれは、映画の内容とまったく無関係な「客観主義」とも異なる。やはりそれは映画という

37 ミシェル・シオン『映画にとって音とはなにか』川竹英克、ジョジョアヌ・ピノン訳、勁草書房、1993年、191頁。

38 Adorno and Eisler, *op.cit.*, p. 2.

39 シオン、前掲書、189頁。

40 Doane, *op.cit.*, p.97 [ドーン、前掲書、152頁]

41 シオン、前掲書、191頁。

身体に過不足なく適合してもいる。クローディア・ゴープマンは、同じくハーマンが作曲した『戦慄の調べ』（ジョン・ブラーム、1945）をめぐって詳細な分析している。彼女はそこでハーマンが映画音楽の古典システムに忠実でありつづけながら、同時に映画音楽自体の重要な諸相を強調すると述べながら、『戦慄の調べ』の音楽の特質を「非共感的音楽（Anepathetic Music）」と述べている。音楽は感動（emotion）とともに無関心（indifference）を提供しうるのだ<sup>42</sup>。

シオンによる《マリオンの逃走》をめぐる「単調さと反復」の指摘は、『浮雲』における《宿命のテーマ》における執拗な反復性を想起させる。そうした旋律の特徴が、『サイコ』という作品に「<sup>バッド・ビジネス</sup>具合の悪いこと」ではなく、かえって映画音楽の新たな可能性を切り拓くものであったことは明らかだ。もっとも、《マリオンの逃走》と《宿命のテーマ》とは、曲調としては全く似たところがない。だが適合と過剰とが互いに矛盾背反することなく共存している点で、両者は共通している。また、その徹底した貧しさを逆手にとり、何度も反復することで、登場人物たちが経験する悲哀を予告する宿命的な意味（前方照応的な機能）を付与している点にも共通性がある。斎藤はこの曲を主人公に対する「同情」から作曲したと述べている。だがその執拗な反復は、かえって「人間くさい」と同時に「人間の不可解な一面を象徴」する主人公の心情を突き放すような効果を（意図したかどうかは別にして）もたらしたとはいえないだろうか。或る意味で、《宿命のテーマ》は、宿命への同情と無関心とが同時存在する、「非共感的音楽」であったといえる。旧来の音楽的伝統のなかで作られた斎藤の音楽は、その伝統に抵抗したり挑発するものではない。むしろその伝統を極端に誇張することで、或るアイロニカルな効果を挙げているのである。たとえそれが「<sup>バッド・ビジネス</sup>悪い仕事」であるとしてもそれは、確信的に選びとられた美学である。しかしその「<sup>バッド・ビジネス</sup>悪い仕事」を受けいられぬ評者がいる。次節では『浮雲』のスコアをめぐる否定的見解を検討していこう。

#### IV 単調・反復・滑稽——アドルノとイスラーの議論を中心に

##### IV-1 小林信彦の『浮雲』スコア批判再考

小林信彦は成瀬巳喜男の『流れる』（1956）をめぐる考察の冒頭で、同監督の『浮雲』について述べている。彼はそこで、物語内容に関しては「侵略者だった時代のたのしい記憶によって結びついている男女が<sup>逆転した時代</sup>のなかでどう生きたかという、おそろしく難しい主題を映像化し得た唯一の日本映画」（傍点引用者）と高く評価している。しかしその一方、そのスコアを「この作品の瑕瑾ともいふべき異国的な音楽のこっけいさ」<sup>43</sup>と述べ、「無視」すべきものであるとしている。すでに触れたように、《宿命のテーマ》の調は変ロ短調であり、ショパンやバーバーの諸作と共通している。また半音から受ける独特の印象は和声的短音階のためであり、これを「異国的」と断じるのは不正確である。だがここで問題にしたいのは、彼が指摘する『浮雲』におけ

42 Gorbman, *op.cit.*, p. 161.

43 小林信彦「『流れる』——架空世界の方位学」、『季刊リュミエール』第6号、1986年、195頁。本文の傍点は削除した。

る時間の特異性の指摘である。

小林信彦によれば、映画の主人公たちの愉悦に満ちた過去は、混沌とした苛酷な現在と対立するものとされる。十分に議論されていないものの、小林は主人公の男女が経験する時代の「逆転」が二重化していることを指摘しようとしているように思われる。まず過去と現在、戦中と戦後とのあいだにある想像を超えた差異が、ここでは「逆転」と述べられている。そうしたとき、前者は「暗く」、後者は「明るい」。否定的世界と肯定的世界はくっきりと分けられている。しかし、『浮雲』の場合、そこに振れが生じる。すなわち「戦中と戦後が、彼ら〔ゆき子と富岡〕の場合、普通の日本人とは逆転してしまっている」（川本三郎、傍点引用者）<sup>44</sup>。ゆき子にとっては、前者が「明るく」、後者が「暗い」。小林が述べる主題の「難しさ」とはそのような二重化された逆転の経験を指す。主人公にとっての対立は時間的・時代的なもの（過去／現在）ばかりではない。空間的・領土的なもの（仏領インドシナ／日本）を含んでいる。そして主人公たちの生きた「明るい」過去を表象するに際して、斎藤の「異国的」な音楽は不適當であるということになる。

ここでの小林信彦の拒絶は、単に『浮雲』の問題にとどまらず、映画（とくに恋愛映画）と音楽との関係において問題化されてきた議論の典型として読み直すことができる。それは音楽特有の過剰性である。音楽は物語世界の外部から、視覚化も言語化もされない意味づけを行う。すでに確認したようにハーマンはそれを「感情」と呼んでいた。メアリ・アン・ドーンは映画音楽の「言葉に言い表せないもの（the ineffable）」を表象するという機能が、1940年代のハリウッドの恋愛映画において「制御されぬ情動を一見したところ信用しすぎてしまうという徴候」を示していると指摘している<sup>45</sup>。クローディア・ゴブマンの言を借りれば、ハリウッドの映画音楽は「感情のシニフィアン（a signifier of emotion）」であり<sup>46</sup>、映像や台詞が理性的なもの・日常世界・統制を表象するのに対し、音楽は非理性的なもの・夢の世界・統制の喪失を表象する。メアリ・アン・ドーンは、映画音楽がときとして映像に付与する過剰な意味づけは「逆説的にとても可視的なもの（paradoxically highly visible）」であり、それが映画受容の障害になりうると述べている。本来不可視である音楽が映像を凌駕してその視覚的要素を強調してしまう結果、それが「観客から拒否される」<sup>47</sup>という事態を招きよせてしまうというのである。

これもまたアドルノ／アイズラーのハリウッド映画音楽批判と関連づけることができるだろう。ハリウッド映画において、「音楽は視覚的な出来事に追従（follow）し、それらを直接的に模倣するか、あるいは映画〔映像〕の雰囲気と内容に関連づけられたクリシェを使用するかによって、それらの出来事を説明（illustrate）しなければならない」<sup>48</sup>。こうした説明的使用は「二重化にお

44 川本三郎『今ひとたびの戦後日本映画』岩波書店、1994年、109頁。

45 Mary Ann Doane, *The Desire to Desire: The Woman's Film of the 1940s*, Indiana University Press, 1987, p. 97. [メアリ・アン・ドーン『欲望への欲望——1940年代の女性映画』松田英男監訳、勁草書房、1994年、前掲書、152頁]

46 Claudia Gorbman, *Unheard Melodies: Narrative Film Music*, Indiana University Press, 1987, p. 79.

47 Doane, *op.cit.* [ドーン、前掲書]

48 Adorno and Eisler, *op.cit.*, p. 7.

ける結果」であり、ワーグナー時代のオペラにとっては「解明の手段」であったが、映像と台詞をとまなう映画の場合は「過剰に明示的」なものとする<sup>49</sup>。アドルノ／アイスラーによれば、模倣のために好まれる題材とは、都会的な世界のアンチテーゼとしての「自然〔的な世界〕」であり、これは19世紀の詩作品において流布している自然の概念の通俗的でステレオタイプ化したヴァージョンである。彼らが挙げるいくつかの事例（山の頂の映像が喚起する弦楽器のトレモロ、月明かりに柳が立ちならぶ川をくだる舟に同行する緩やかなワルツ）のなかに「男性的ヒーロー」「洗練されたヒロイン」と駆け落ちした「牧場」にかかるフルートの音楽というものがある<sup>50</sup>。富岡とゆき子とが抱擁を交わす場面は森林に囲まれた山道という自然的世界であり、戦後の東京のいわばアンチテーゼといえる。牧場はないが、文明から隔絶した世界の主人公たちは、駆け落ちする恋人たちというロマン主義的な紋切り型を表現しているように見える。

「恋愛物語と結びつけられている過剰な感情表出と共犯関係にある音楽は、疑いなく、恋愛物語の不評の一因となっている」<sup>51</sup>というドーンの主張は、小林信彦の批判に示唆を与えてくれるように思われる。小林信彦の主張（「この作品の瑕瑾ともいべき異国的な音楽のこっけいさ」）は、次の2点に整理できる。1点目として、この視覚的に理解できる内容に敢えて厚塗りをするように異国的な音楽を付与すること（映像に対する音楽の冗長性）に滑稽さを見るところである。これは音楽を「偏見と悪習」にまみれたものと見なす、常套的な映画音楽批判である。だが小林信彦の文章は「おそろしく難しい主題を映像化し得た唯一の日本映画」の中で、このスコアが滑稽に響くとも読める。ここからさらに、2点目の主張を引き出すことができる。それは、『浮雲』における複雑な時代性（二重化された逆転を表象するにあたって、「明るい」はずの過去に、この音楽が明らかにそぐわないという主張である（映像に対する音楽の乖離性）。《宿命のテーマ》とは冗長と乖離が共存するある特異なテキストであったのではないだろうか。

いうまでもなく小林信彦は滑稽という語を否定的に使用している。この音楽は滑稽であるがゆえに失敗している（だから「無視すべきである）。だが、果たして滑稽であるということは、否定されるべきことなのか。斎藤一郎は、「ボンゴのリズムに乗ったフルートのテーマ」の使用を、成瀬からの指示であると述べている。「回想形式に何度も使って、ある種の効果を挙げた」という部分、ひとつのテーマの反復利用が確信犯的なものであったことは間違いない。だとすればこの滑稽さは意図されざるものというより、むしろ意図されたものであったのではないか。そしてこれは無視してはいけない——それどころか注目すべき——ものなのではないか。滑稽であることをそのまま失敗と見なすことは「難しい主題」を扱った映画を論じるにあたり、素朴にすぎる。むしろ滑稽さが確信的かつ意図的に選択されていたとしたらどうだろう。そしてこれは、先に述べた斎藤の適合主義とも矛盾するものではない。むしろこの滑稽さを受け入れることで、『浮

49 *Ibid.*

50 *Ibid.*

51 Doane, *op.cit.* [ドーン, 前掲書]

雲』の主題が浮かびあがることになる（翻っていえば、滑稽であるというだけで否定するとき、『浮雲』は真に理解することはできない）。問われるべきは滑稽さの内実であるのだ。

#### IV-2 対話と機知——『映画のための作曲』における「構成的統一」

滑稽さを考える上で見逃されてはならないことがある。それは、斎藤一郎が『映画のための作曲』を読んでいるという事実である。「映画音楽とはいかなるものか」において彼は、さり気なくこの書物について言及しているのである。

ハンス・アイスラーが、彼の『映画のための作曲』の中で指摘しているように、音楽が対照的である場合も、構成の統一はあくまで保持されなければならないし、ある場面に対して無関係な音楽が導入される場合も、それは全体の意味から考えて、一つの特殊な関係として正当な理由づけがなされ得るようなものでなければならない。(傍点引用者)<sup>52</sup>

斎藤は良い映画音楽の原則の10番目として「対位法的手法は単なる思いつきであってはならず、内在的な必然性を持たねばならぬ」<sup>53</sup>と述べているが、ここでの「対位法的手法」は、たとえば黒澤明が試みたような映像と音楽との対照的使用と、構成の統一は「内在的な必然性」と置き換えることができる<sup>54</sup>。

『映画のための作曲』は、その大半はアドルノが執筆したにもかかわらず、1947年の英語版が刊行されたとき、政治的理由からハンス・アイスラーの単著として刊行された<sup>55</sup>。そしてこの第5章もアイスラーが書いたものと長らく見なされてきたが<sup>56</sup>、該当箇所においてはアドルノが執筆した可能性が高いとされている<sup>57</sup>。

該当箇所は、第5章「美学の原理」の「音楽と映画との間の基本的関係」にある。

ピクチャー  
映画と音楽とのあいだには何か意味あるものがなければいけないのはたしかである。沈黙、空白の時間、緊張した瞬間が、ただ異質なだけの無関係な音楽で満たされるとしたら、結果

52 斎藤「映画音楽とはいかなるものか」、67頁。斎藤は「映画音楽家は発言する」においても、「ハンス・アイスラーという人が映画音楽の本を書いていますね」（48頁）と『映画のための作曲』について言及している。

53 同上、65頁。

54 斎藤が念頭に置いているのは、『酔いどれ天使』（1948）における黒澤明と早坂文雄による試みであろう。西村雄一郎『黒澤明 音と映像』立風書房、1990年、60-75頁参照。

55 ミュラー＝ドームの評伝によれば、テキストの90パーセント執筆し、「思想的な作業をリード」したのはアドルノであったという。シュテファン・ミュラー＝ドーム『アドルノ伝』徳永恂監訳、作品社、2007年、372頁。

56 たとえばカレル・フリンは、アイスラーの理論と実践の一貫性の欠如を指摘するに際し、アイスラーの言葉としてこの箇所を引用している。Caryl Flinn, *Strains of Utopia: Gender, Nostalgia, and Hollywood Film Music*, Princeton University Press, 1992, p. 47. [カレル・フリン『フェミニズムと映画音楽——ジェンダー・ノスタルジア・ユートピア』鈴木圭介訳、平凡社、1994年、91頁]

57 竹峰義和によれば「文体や証言、異稿などから総合的に判断して、この章の実質的な部分をアドルノが単独で執筆したもの」とであるという（竹峰義和『アドルノ、複製技術へのまなざし——「知覚」のアクチュアリティ』青弓社、2007年、176頁）。

はまったく神経を逆撫でするものとなる。映画と音楽は、間接的であっても、あるいは対立的なものであってさえも、相互に一致しなければならないのである。映画のシークエンスの固有の性質が伴奏する音楽の固有の性質を決定する、あるいは、固有の音楽が固有の連なりを決定するということが根本原理である。後者のケースは今は主に仮定の段階であるが。作曲家の現代的で創意に富んだ仕事とは、与えられた映画にぴったりと「合う」音楽を作曲することである。「映画と音楽の」本質的な無関係さは、ここでは大いなる罪なのだ。重要でないケース——例えば、ホラー映画における殺人場面で、故意に無関心な音楽が伴奏される——においてさえ、伴奏の無関係さは、特殊な関係として全体の意味によって正当化されねばならない。構造的な統一性 (structural unity) は、音楽が対照として用いられているときでさえも保たれなければならない。音楽的表現と絵画的表現が真っ向から対立するときでさえ、音楽の伴奏の分節化は、通常、映画のシークエンスの分節化に一致するだろう。(傍点引用者)<sup>58</sup>

傍点部分が、斎藤による『映画のための作曲』からの引用した箇所である。ここは『映画のための作曲』において「思想的な核心部」であり「もっとも緊密で充実した内容」とされている<sup>59</sup>。斎藤は決して自らの主張にとって都合のいい部分を恣意的に引用したのではない。その来るべき映画音楽について述べられた「思想的な核心部」を適確に読み取った上で、映画（映像）と音楽との関係性という問題を考察しているのである。1950年代の日本映画界において、『映画のための作曲』の意義が十分に理解されていたとは言い難い<sup>60</sup>。少なくとも欧米において今日この書物の歴史的な重要性は認知されているが<sup>61</sup>、邦訳が存在しなかった（今なお存在していない）この書物に斎藤がいち早く反応していたことは特筆しておかなければならない。

アドルノ／アイスラーは一方で音楽が映画＝映像の解説となることを戒めながら、他方で映画音楽家の使命とは「与えられた映画にぴったりと「合う」音楽」を作曲することであると述べている。ここに続く箇所でアドルノ／アイスラーは音楽と映画の関係は「類似の関係」ではないという。そうではなく、「原則として、問いと答え、肯定と否定、現象と本質の関係である。これは〔映像と音楽という〕当該メディアの相違とそれぞれの特有の本質によって決定される」<sup>62</sup>と述べている。斎藤も間違いなくこの箇所を読んでいただろう。つまり映画（ここでは映像とも解

58 Adorno and Eisler, *op.cit.*, p. 47.

59 竹峰、前掲書。

60 岡俊雄「ハンス・アイスラー『映画のための作曲』」、『映画評論』第12巻第2号、1955年2月、71-73頁参照。岡はクルト・ロンドンの『映画音楽の美学と科学』やアーロン・コーブランドの *Our New Music* (邦訳『現代音楽入門』塚谷晃弘訳、音楽之友社、1957年)と比較して否定的見解を述べている。「アイスラーが衝いている映画音楽の通俗性、定石化は、たしかに創造的な芸術家にとって相容れないものがあるだろうし、彼の非難するところが的はずれでないことも認められるが、映画音楽に根をはっている『偏見と悪習』を指摘する彼自身が反対の「偏見」にとらわれているといえないこともないのである」(73頁)。岡の揚げ足取りは水掛け論の典型に思われる。

61 Cf. Gorbman, *op.cit.*, pp. 99-109.

62 Adorno and Eisler, *op.cit.*

せられる)と音楽は、主従関係や補完関係にあるのではなく、対等かつ相互的な関係にあるとする。竹峰義和による要約をここで引くなら、来るべき映画音楽は「視覚的・説話的な連続性に亀裂を走らせ〔略〕視覚と聴覚の矛盾的葛藤から生じた一瞬の空隙のなかで、各場面のうちに隠された「本質」ないしは「意味連関」を〈弁証法的〉なかたちで開示」するものとされる<sup>63</sup>。

繰り返しになるが、『映画のための作曲』についての斎藤の言及から明らかなのは、彼の読みの適確さである。斎藤は映像と音楽が<sup>コントラスト</sup>対照が生じるような箇所であっても、そこに「構造的な統一性」がなければならないという部分を正確に理解し、強く賛同している。対照は一見したところ「矛盾」にも見えることもあるだろう。だが決してそうではない。そしてそれは「問いと答え、肯定と否定、現象と本質」のような一種の対話ないしは弁証法の理念のもとに構成されたものといえる。「映画の化粧役」においても、音楽の映画に適合しなければならないと主張されているが、だからといって映像に依存しなければならないものとは考えていない。映画とは「技術部門の総合と、相関関係の上に成立する芸術」である以上、「音楽が映画を引立てる様に、逆に映画の方で音楽を引立ててくれる場合もあります」とも述べている<sup>64</sup>。「映画音楽とはいかなるものか」においても、良い映画音楽とは「単なる説明描写であってはならぬ。(それは単に映像の解説ではなくして、映画の心を音楽するものでなければならぬ。)」と述べられていた<sup>65</sup>。音楽と映像とは、序列無しに並立し、その上で対等に作用するべきものと見なされている。それではこのような「構成的統一」はどのようになされているのだろうか。

## V ラヴェル《ボレロ》との関連性について——ドゥーシェの議論を中心に

### V-1 執拗／明晰

ジャン・ドゥーシェはその成瀬論「成瀬について」において、『浮雲』のスコアについて述べている箇所、いささか唐突にモーリス・ラヴェルの《ボレロ》について言及している。ドゥーシェの成瀬論を手がかりに、『宿命のテーマ』の「構成的統一」を解き明かしていきたい。彼の映画音楽への参照はいささか唐突に現れて、そしてそのまま展開されることがない。

過去と未来による現在の監禁 (verrouillage) は、フラッシュバックの現前〔存在感〕の監禁によって強化され、反復的作劇法に至る。ゆき子は絶えず、彼との再会か、彼からの逃避を欲する。富岡は絶えず、彼女からの逃避か、彼女の再会を欲する。この映画の音楽が見事に喚起しているように、これはラヴェルの《ボレロ》のように執拗だ (lancinant)。人物たちが明晰である (lucide) だけになおさらである。(傍点原文)<sup>66</sup>

63 竹峰、前掲書、163頁。

64 斎藤「映画の化粧役」。

65 斎藤「映画音楽とはいかなるものか」、65頁。

66 Jean Douchet, «À propos de Naruse», *Trafic*, n° 31, 1992, p. 47. [ジャン・ドゥーシェ「成瀬について」安原伸一朗訳、連實重彦・山根貞男編『成瀬巳喜男の世界へ』筑摩書房、2005年、113頁]

詩的で難解な一節といえる。ドゥーシェは映画における現在について述べたところで急に思いつuitかのように音楽の問題に触れている。ここではその論理の間隙を埋めていこう。ドゥーシェはここで『浮雲』の音楽を「<sup>ランシナン</sup>執拗」、登場人物を「<sup>リュシド</sup>明晰」という形容詞を対比的に用いながら叙述している。lancinantはラテン語の「引き裂く」に由来する形容詞で、そこから「ずきずきする」という疼くさまを意味する<sup>67</sup>。だがここで《ボレロ》を形容するものとして用いられているとき、それは疼痛のようにいつまでも執拗につきまとう有り様を形容していると解することができる。ドゥーシェは、ゆき子と富岡のとり行動を、「再会」と「逃避」という相反する運動として素描する。そしてそれをゆき子と富岡とでそれぞれ順序を変えて反復する。そのことで、彼は『浮雲』の時間性が線状的ではなく循環的であることを暗示しているのである。

ドゥーシェが「音楽」と呼ぶものが、《宿命のテーマ》であることは間違いない。実際、《宿命のテーマ》と《ボレロ》にはいくつかの類似性が認められる。パーカッションと低音のピッチカートが常時リズムを刻んでいるというリズムの類似、フルートのソロによって開始されるという楽器編成の類似、主和音と属七和音という2つのコードの反復によって構成されているというコード進行の類似、しばしば三連符のリズムが用いられていることや半音を用いた旋律の昇降が一種の妖艶さを醸しだしているというメロディの類似などである<sup>68</sup>。そして両者はともに「<sup>ランシナン</sup>執拗」。「<sup>リュシド</sup>明晰」はラテン語の「明るい」に由来し、知性の輝きを暗示する。だが「引き裂く」に由来する「<sup>ランシナン</sup>執拗」は知性によって馴致できない身体的昏迷につながる。音楽は人物たちの明晰性を模倣することで解説しているのではない。ここで、アドルノ／アイスラー（そして斎藤）の言葉でいうなら、一種の「構成的統一」として、人物と映画、理性的なものと肉体的なもの、光と影とが緊密に相互主導しているのである。

斎藤一郎が実際に《宿命のテーマ》を《ボレロ》に影響のもとに作曲したことを裏付ける確たる証拠は存在しない。ただその可能性を示唆する3つの傍証を挙げておく。第1に、斎藤の師である池内友次郎を介しての影響である。池内が自らの音楽理念として「即興と知識」を重視していることはすでに述べたが、その理念を体現する作曲家として池内が称揚したのがラヴェルであった<sup>69</sup>。第2に、早坂文雄からの影響である。斎藤が早坂を敬愛し、『雨月物語』では補佐を務めたことはすでに述べた。早坂が音楽を手がけた『羅生門』も、斎藤は当然ながら知っていたはずである。この作品（とくに真砂の証言の場面）で早坂が《ボレロ》的な音楽をつけたことはよく知られている。ある人物の重大な想起をともなって流れている点、メロディが短調である点などの共通性が見出される。また（もし実際に『羅生門』を意識していたとしたら）斎藤の早坂へ

67 上記の安原訳では「心をずきずきさせる」。

68 個良次郎氏からの指摘を受けた。

69 山根銀二、池内友次郎「フランス婦朝談」、『音楽芸術』第10巻第3号、1952年、77頁。山根、池内「対談による池内友次郎論」、53頁。神月は《熊野》(1942)や《絃四重奏曲》(1946)にラヴェルの影響を指摘している。神月、前掲書、159頁。

の秘かなオマージュとも解せられるだろう。

第3に、『裸足の伯爵夫人』（ジョセフ・L・マンキーウィッツ、1954）の存在である。斎藤が『浮雲』の音楽作りを開始する直前に日本公開されたこのアメリカ映画の音楽は、『宿命のテーマ』と偶然の一致以上の類似点が見出せる。エヴァ・ガードナーが演じるスペインの踊り子マリアがハリウッ드의スターとなり、イタリアの伯爵と結婚する。だが、その伯爵家に仕える運転手と関係を持ち（それは伯爵への裏切りではなく、性的不能である伯爵の子供を作るためのものであった）、それを知った伯爵に殺されるまでを回想形式で描いた内幕物である。ヒロインとロッサノ・ブラッツィが演じるくだんの伯爵との出会いのシーンで、村人たちに囲まれてダンスをしている。ここ流れるマリオ・ナシンベネの《ノクターン・ボレロ》(Nocturne Bolero)は、フルートのソロを基調とし、伴奏にボンゴのような打楽器とギターが使用されており、楽器編成に《宿命のテーマ》と共通性がある。この明朗で優美なメロディは、オープニングにおいてフル・オーケストラレーションで流れる。映画が始まってしばらく流れることはなく、マリアのダンス（彼女のダンスが初めて観客の前で披露される）で、フルートソロによって再来する。『サイコ』における《マリオンの逃走》がそうであったように、ここでも音楽がライトモチーフ的な効果を発揮し、踊り子と伯爵との破局の運命を予告する。

『羅生門』、『裸足の伯爵夫人』、『浮雲』は《ボレロ》によって共通の主題を緩やかに形成しているように思われる。それは記憶と女性である。まずこれら3作品は、多かれ少なかれ回想の手法がとられている。『羅生門』と『裸足の伯爵夫人』にとってそれが顕著である。ゴープマンはワーグナーのオペラにおける「記憶モチーフ」を参照しつつ、テーマ曲が記憶と結びついていることを指摘した。そしていずれの場合も、過去における或る決定的な出来事と関連づけられている。《ノクターン・ボレロ》は、想起の触媒となる。次に女性であるが、これらの音楽はいずれも女性の登場人物たちの登場場面と結びついている。そして映画音楽そのものが、男性的ではなく女性的なもの——客観性ではなく主観性、仕事ではなく余暇、理性ではなく感情、現実主義ではなく、ロマン主義的幻想——を体現するとされていた。

斎藤は『裸足の伯爵夫人』を見ていたのだろうか。時期的には、『裸足の伯爵夫人』公開は斎藤の『浮雲』スコア作曲の直前にある。斎藤は映画音楽の作曲方法としては、まず事前にシナリオを精読することから始めるとしているが、「完全に、具体的に映画からモチーフを与えられるのは、映画を視ることを待たなければならない。(略)作曲家の本当の仕事はここ[オールラッシュ]から始まるといっても過言では無い」<sup>70</sup>と述べている。日本で『裸足の伯爵夫人』が公開されたのは、1954年11月11日。『浮雲』の撮影は1954年10月31日（あるいはその前日）から始まっており<sup>71</sup>、成瀬の証言によれば撮影日数は45日間なので<sup>72</sup>、そこからオールラッシュができあがったのは12月

70 斎藤一郎「映画音楽とはいかなるものか」、66頁。

71 『浮雲』1954年10月末から撮影が開始された。「『浮雲』クラクイン 成瀬監督抱負を語る この一作に全力」、『日刊スポーツ』1954年10月31日、4面。

72 筈見恒夫との対談で、成瀬は『浮雲』の撮影日数を「大体四十五日」と述べている。1954年10月31日から撮影

下旬を半ば過ぎと予想される<sup>73</sup>。斎藤は作曲に際して『裸足の伯爵夫人』を参考にしたという言明は残していない。しかしながら1955年当時、映画音楽においてフルートのソロをメインにした映画音楽はまだ作例は多くないのも事実である。《ノクターン・ボレロ》が、斎藤の《宿命のテーマ》の作曲に何らかの影響を与えた可能性は否定できないだろう<sup>74</sup>。

## V-2 虚空からの調べ

ドゥーシェの議論に戻ると、ここで彼が明らかにしようとしているのは『浮雲』における時間の特異性である。ドゥーシェによれば、『浮雲』において現在という時間は、過去や未来と関わりあうことができない。現在は、過去からも未来からも閉め出され、掛け金 (verrou) で鎖された部屋に閉じ込められ、一種の監禁状態におかれた囚人と化している。つまり現在という時間は、過去や未来といった近接する時間と連続しておらず、その両者から断絶されている。一見この主張と矛盾するようだが、彼によれば戦時中の仏印 (仏領インドシナ) の回想場面も実質的には過去とはいえない。これもまたその存在感 (présence) ゆえに現在 (présent) であるという。つまりゆき子と富岡は、現在に囚われており、それと同時に、フラッシュバックによって現前する過去にも囚われている。

現在の特異性をめぐるドゥーシェの指摘は、主人公たちが生きる時代の「逆転」について的小林信彦の指摘とも部分的に共通する。過去と未来から閉め出された「監禁」状態の現在は、登場人物たちの生きられた体験の「逆転」状態から来ているからである。とはいえ、「明るく輝いているのは過去であり、仏印である。混乱している現在 (戦後) の生は、辛くはあるが、幻に等しい」と、過去と現在の対照性に注目しながら、時間をあくまで経過の相においてとらえる小林の時間観は常識的なものだ。だが『浮雲』の音楽は、「過去」を表現しているのだろうか。仏領インドシナの回想シーンすらも戦後と同じく監禁された現在として同一視するドゥーシェの議論において、『浮雲』の時間性は、経過によって差異化されるものとは捉えられていない。過去から現在へ、現在から未来へという通常の時間性から逸脱した時間性である。

ドゥーシェが斎藤の音楽 (おそらくは《宿命のテーマ》) についていささか唐突に言及するのは、こうした『浮雲』の時間の特異性の指摘に際してのことである。つまり、執拗であることと明晰であることの構成的統一において果たされるものは、過去と未来から疎外された現在という、

が開始されたとして、撮影が終了したのは1954年12月15日頃ということになる。

73 『浮雲』の公開は、1955年1月15日であるため、斎藤による『浮雲』のスコア作曲は12月下旬から1月上旬までのこの2,3週間以内に行われたことになる。斎藤はスコア執筆の所要時間について「残念ながら、オール・ラッシュ以後、録音までの期間が極めて短いのが普通であって、二、三日か、最良の場合でも約一週間の間に作曲家はスコア総譜を書き上げねばならない」と述べている。斎藤「映画音楽とはいかなるものか」、67頁。

74 成瀬巳喜男から斎藤一郎に対して《ボレロ》のような音楽にしてほしいというリクエストがあったかどうかについては確たる証拠はない。だが《ボレロ》は成瀬のフィルモグラフィに一度影を落としていることは付言しておかなければならない。『鶴八鶴次郎』(1938)である。川口松太郎の同名小説の映画化であるが、それが『ボレロ』(ウェズリー・ラッグルス、1934)の翻案であることはよく知られている。蓮實重彦「ラヴェルと新内——成瀬巳喜男の『鶴八鶴次郎』とウェズリー・ラッグルスの『ボレロ』」、『國文學』1997年3月号、6-10頁、および蓮實重彦「寡黙なるもの雄弁——戦後の成瀬巳喜男」、蓮實・山根編『成瀬巳喜男の世界へ』、86頁を参照。

いささか理解しがたい時間ということになる。それはいつまでも経過せず、滞留する現在である。しかしそれはいかなる現在なのか。ドゥーシェはこうした時間が生み出す物語がどのようなものであるかについて述べている。彼によれば、監禁され断絶された時間において、始まりから終わりに向かって進行するような伝統的作劇は成立しがたい。変化の可能性があらかじめ絶たれているため、物語は或る状態がえんえんと反復するものにならざるをえない。2人の人物が演じる再会—逃避の反復。そうした反復性を体現するのが《宿命のテーマ》ということになる。そしてそれは、同じ音楽的テーマが繰り返される《ボレロ》と共通する。《ボレロ》において、最後の転調を除けば、主題は時間的に変化しない。楽器編成の規模は少しずつ増大するものの、同一の旋律が反復されるだけである。まるで「始まり」や「終わり」も存在しないかのよう。

こうした『浮雲』の現在の特異性のために、ドゥーシェはロッセリーニの諸作における「現在」と比較しながら、その決定的な差異を明らかにするべく、錯雑も厭わず考察を押し進めていく。ドゥーシェによれば、ロッセリーニも成瀬も「現在」を描いている。しかしロッセリーニにおいては、現在には過去と未来という異なる時間に配置されたさまざまな出来事を通して、1つの「意味＝方向 (sens)」を持つ「歴史 (L'Histoire) と物語 (l'histoire)」がある。大文字で書かれた歴史とは国家や民族によるナラティブであり、小文字で書かれた歴史とは個人のナラティブを指すとすれば、その両者が出会うところが、現在の「意味＝方向」ということになる。そしてそれらは「西洋の論理的思考」によって映画の「終」に向かって進んでいくとされる。こうした歴史と物語に方向づけられた時間が、『浮雲』に全く存在しないわけではない。千駄木駅前で待ち合わせたゆき子と富岡が遭遇するデモ隊の行進は、文字通り、1つの意味＝方向を持った時間の象徴と見なせる。だがそれを眺めながら歩く2人は、そうした流れと交錯することはない。

こうしたロッセリーニに代表される西洋的な「現在」と対置するようにして、ドゥーシェの批評は以下の、簡潔で謎めいた断言に至る。

成瀬にとって未来はない。現在だけが到来する。また過去はない。それは現在のなかで永続するというだけでしか存在しない。ゆえにもはや逃げ道 (échappatoire) はない。完全なる閉塞状態 (enfermement) だ。ここから生じるのが、この『浮雲』という奇妙な映画だ。<sup>75</sup>

もちろんドゥーシェは、『浮雲』には、通常の意味での物語も歴史も存在していることを十分に理解している。そのことは、ゆき子が富岡と再会する冒頭部分の詳細な分析、とりわけ仏領インドシナの「フラッシュバック」の詳述からも明らかだ。それだけに、この「現在」のみが存在するという説明は一見したところ矛盾しているように思われてくる。現在時をめぐるドゥーシェの議論は、映画全体の時間構造の指摘と、そうした時間性を内面化させ「ノイローゼ [神経症]」

75 Douchet, *op.cit.*, p. 47. [ドゥーシェ, 前掲書, 113-114頁]

に陥る主人公の心理状態の指摘を(意識的にか無意識的にか)明確に区別していない。ドゥーシェはその両者を劃すことなく、ゆき子という主人公を、カール・ドライヤーの『ゲアトルーズ』(1964)や、エリック・ロメールの女性登場人物を予告するものであるとして、『浮雲』を一挙に西洋映画史の系譜上に配置する。

ドゥーシェがドライヤーやロメールの名を挙げているのは、「人生のもっとも親密な運動や身震いへ向けられた極端な注意力というシンプルな作用」<sup>76</sup>ゆえに、成瀬が現代の映画作家であると主張するためである。したがって、彼のここでの試みは、西洋の映画史に『浮雲』を位置づけることで、この映画の特質を回収しようとするものではない。事実、ドゥーシェは成瀬が(ここではロッセリーニに代表されている)西洋映画の前提をなす歴史と物語の論理においては説明しがたい時間性を言語化しようと試みているからである。とはいえドゥーシェの議論が混乱していることも否めない。彼は一方で、成瀬の『浮雲』をロッセリーニが体現するネオレアリズモ映画と同一視することを慎重に避けている<sup>77</sup>。にもかかわらず、他方において、西洋と東洋との差異からその特異性を明らかにしようとする議論には、日本映画においては「映画がそれを取り囲む文化と同一水準で存在しており、文化的要素をおとしめることなく取りこんでいると感じさせる」<sup>78</sup>と述べたバザンの日本映画への憧憬につながるナイーブさが認められる。そうした限界はあるにせよ、『浮雲』の特異な時間性を直観し、そこに音楽を関連づけたドゥーシェの議論は貴重なものである。

では「監禁」や「閉塞」といった、空間的拘束の語彙によって表象されている時間性は、何であろうか。ドゥーシェによれば、『浮雲』における現在という時間は、過去や未来と開放的あるいは調和的な関係を持っているのではない。それは過去と未来の両方から敵対されている。だとするならそこにあるのは、もはや通常の意味において現在と呼べるものではないことはたしかだ。では、その通常の意味での現在とはいえない「現在」とは、結局のところ何か。もう少しドゥーシェの議論を見ていこう。彼は「溢れんばかりの息詰まる現在」が、vide(虚無、空隙)の感覚をもたらしていると述べている<sup>79</sup>。vide(無・空)が有る時間という、それ自体撞着した言い方でしか表現しえないこの時間性について、中村秀之も、ドゥーシェと同様、時間を空間的にイメージしつつ書き表している。中村によれば、「前へ進めと背中を押す過去と、来るなど立ちふさがって押し返す未来」によって、ゆき子が彷徨するのは「過去と未来の間の裂け目」であり、さらにこれを「無縁の時」(傍点原文)<sup>80</sup>と言い換えている。ドゥーシェが、小津、ロッセリーニ、アントニオーニ、ブレッソンといった映画作家たちの諸作と異なり、『浮雲』において「虚空の表象

76 *Ibid.*, p. 43. [同前, 106頁]

77 大久保清朗「バザンと日本の「ネオレアリズモ」——「作家主義」から離れて」、『アンドレ・バザン研究』第6号, 2022年, 167頁を参照。

78 アンドレ・バザン『「地獄門」』大久保清朗訳、『アンドレ・バザン研究』第6号, 2022年, 144-145頁。

79 Douchet, *op.cit.*, p. 47. [ドゥーシェ, 前掲書, 113-114頁]

80 中村秀之「女が身をそむけるとき——成瀬巳喜男における戦中(一九四二)と戦後(一九五五)の間」、『敗者の身ぶり——ポスト占領期の日本映画』岩波書店, 2014年, 225頁。

〔représentation du vide〕というものはなく、成瀬は虚空を「まれに見る精細さをそなえた編集」<sup>81</sup>によって導入しているというとき、問題になっているのは視覚的表象であろう。中村によればそれは、ゆき子を演じる高峰秀子の身体を通して「さむけ」として可視化されているという<sup>82</sup>。しかし、これまでの議論から明らかなように、『浮雲』においては、編集や身体以上に、この虚空をもたらしていたものは、斎藤一郎のスコアであったのである。その死を思わせる変口短調の調べとともに、ライトモチーフの映画的使用の貧しさの誇張とともに、そして《ボレロ》を思わせる執拗な反復とともに、それは時間を鎖し、身動きを封じ、内部から食い破るような虚空を生み出していたのである。

ドゥーシェや中村がともに強調するのは、『浮雲』を通して現れる現在の特異性である。いずれの場合においても、その由来は敗戦に求められている。「現在が地歩を確保しているとしたら、その現在が出来事から生みだされているからだ。敗戦 (défaite) という名の、大いなる語られぬことだ」<sup>83</sup>。敗戦によって生み出された特異な時間性は、或る意味で現実的なものであったのではないか。橋川文三は敗戦直後を追懐して次のように述べている。

じっさいあの「廢墟」の季節は、われわれ日本人にとって初めて与えられた稀有の時間であった。ほくらがいかなる歴史像をいだくにせよ、その中にあの一時期を上手にはめこむことは思いもよらないような、不思議に超歴史的で、永遠的な要素がそこにはあった。そこだけがあらゆる歴史の意味を喪っており、いつでも、随時に現在の中へよびおこすことができるようなほとんど呪術的な意味さえおびた一時期であった。(傍点原文)<sup>84</sup>

ドゥーシェが洞察した「溢れんばかりの息詰まる現在」とは、「超時間的」かつ「永遠的」で、「いつでも、随時に現在の中へよびおこすことができるような」時間であったといえる。

中村は『浮雲』のラストシーン——嗚咽する富岡が「女の亡骸」(＝ゆき子)とともに残される——において「国民＝国家のシンボル」すなわち日の丸を敢えて錯視している。わびしい営舎の壁に貼られている屋久島の地図を「中心の円形が歪んで毀れる旗のようには見えないだろうか」<sup>85</sup>と論を締めくくっている。「毀れる旗」すなわち歪められた日の丸というシンボリズム的読解——御園生涼子はそこに「メロドラマ」として認める承認印」を見ている<sup>86</sup>——が果たして正鵠を射たものかここでは問わないでおきたい。しかし、そこで流れる《宿命のテーマ》は、その敗戦によって生じた息苦しい現在という空虚の時間を開示する響きであったことは確かだ。

81 Douchet, *op.cit.*, p. 47. [ドゥーシェ, 前掲書, 114頁]

82 中村, 前掲書。

83 Douchet, *op.cit.*, p. 48. [ドゥーシェ, 前掲書, 115頁]

84 橋川文三「若い世代と戦後精神」,『増補 日本浪漫派批判序説』未来社, 1965年, 314頁。初出は1959年。「廢墟」とは、直前で言及されている三島由紀夫の『鏡子の家』(初版1959年)をめぐる言及。

85 中村, 前掲書, 232頁。

86 御園生, 前掲書, 192頁。

その現在の空虚が音楽によって訴えられていることはやはり重要である。冒頭で、このスコアを「哀切で陰鬱、それでいて甘美で官能的」と書いたが、この空虚ないしは虚無感さえもいわれぬ甘美さを秘めている。それは、空虚の甘美さである。デヴィッド・ボウイを起点として、古今東西の「無」をめぐる詩歌を考察するなかで田中純が述べた言葉を敢えて用いるなら、空虚の時間を流れていく《宿命のテーマ》には「無の色気」と呼びうるものが見出せるのではないか<sup>87</sup>。田中はここで九鬼周造のエッセイ「小唄のレコード」を引いているが、そこで登場するのが『浮雲』の原作者の林芙美子である。九鬼は「小唄を聴いているとなんにもどうでもかまわないという気になってしまう」という林の言葉を書き記し、端唄や小唄のなかに「全人格を根柢から震撼するとでもいうような迫力」を感じ、「自分に属して価値あるように思われていたあれだのこれだのを悉く失ってもいっさい惜しくないという気持」になると述懐している<sup>88</sup>。こうした小唄や端唄への感性は、《宿命のテーマ》を聞いたときに受ける印象と重なるように思われる。田中は「詩はおのれが生き延びる「無」の場をそれ自身によって作る」<sup>89</sup>と述べているが、斎藤一郎は、虚無・空隙を象徴する《宿命のテーマ》という音楽によって、まさに虚無・空隙の場を創出したのである。

## Ⅵ 結論に代えて——音楽から見える『浮雲』の今日性

### Ⅵ-1 映画音楽の死後の生

ドゥーシェは『浮雲』における特異な現在時を通して成瀬の「まさしく現代的と形容するべき何か」<sup>90</sup>を明らかにしようとしていた。そのなかで成瀬映画の死後の生について述べている。「生は、成瀬の作品において死後の生の限界にある [La vie, chez Naruse, est à la limite de la survie]」<sup>91</sup>。生存、余生、来世とも訳することができる *survie* は、ヴァルター・ベンヤミンが述べた「存える生」(Überleben) あるいは「死後の生」(Fortleben) を連想させる<sup>92</sup>。

ドゥーシェは、この「死後の生」は物質的なものではなく、心理的で精神的なものであり——日本の基準に照らしていえばと限定したうえで——美学的なものであると述べている。ここで「人生」あるいは「生活」の意味にも解される「生」(vie) とは、成瀬巳喜男が生きた世界、あるいはその時代であり、彼が映画によって表象したものであろう。成瀬の映画では「死後の生」が直接に描かれているわけではない。ドゥーシェが指摘するように、そのカメラはたしかに「現在に張りついている」。「死後の生」は、彼が生きた世界や時代の外にあり、現在に密着したカメラはそれを描くことができない。にもかかわらず、彼の映画において表象される生は、その限界の先

87 田中純「無の色気——デヴィッド・ボウイから世阿弥へ」、『イメージのかけ記憶』東京大学出版会、2022年、278-279頁。

88 九鬼周造、「小唄のレコード」、菅野昭正編『九鬼周造随筆集』岩波文庫、1991年、150頁。

89 田中、前掲書、274頁。

90 Douchet, *op.cit.*, p. 43. [ドゥーシェ、前掲書、106頁]

91 *Ibid.* [同上]

92 ヴァルター・ベンヤミン「翻訳者の使命」内村博信訳、『ベンヤミン・コレクション2 エッセイの思想』浅井健二郎編訳、三宅晶子・久保哲司・内村博信・西村龍一訳、ちくま学芸文庫、1996年、391頁。

にある「死後の生」を感じさせる。それはドゥーシェの言葉を借りれば「虚空」ということになるだろう。そしてそれは「ほとんど喚起されないが、しかしながら常に明白」な敗戦とも何らかの関係があるだろう。

斎藤一郎の《宿命のテーマ》は、二重の意味で、「死後の生」の特徴を有しているように思われる。第1に同時代的なコンテキストにおいて、第2にアクチュアルな意味において。まず、映画音楽本来の働きとして作品の意味付けに寄与している。この映画において決して明示的には表象されていない「死後の生」を象徴するものとして、『浮雲』という映画中、11回繰り返されることで支配している<sup>93</sup>。それは虚空からの音楽として、生の限界にある「死後の生」を暗示する。だが映画の主題としての《宿命のテーマ》の「死後の生」は、或る意味で歴史化され、それとともに現在に直接的に作用する訴求力は消尽している。

これから最後に問題にしたいのは、音楽を通して見出せる『浮雲』における「死後の生」である。つまり、生動する現在に働きかけ、アクチュアルなものとして現実に作用する「死後の生」の可能性である。その探求は、必ずしも映画の普遍性に対するナイーブな賞賛を目指すものではない。今日の危機的な現状において作品の再読を強いる「死後の生」である。「死後の生」とは本来的に、同時代とは別の時代に送り届けられるものである。虚空を生じさせるものは敗戦だけではない。「敗戦」を意味する *défaite* は、同時に「挫折」「敗北」を意味する。過去からも未来からも絶たれた虚無の引き金となる敗北は、各人にいつ訪れるのか、いやそもそも確実に訪れるのかすら誰にとっても予測不可能なものだ。そうした不確実な時空に開かれているからこそ「死後の生」なのではないか。

われわれがいまここで生きつつある現在が、敗北、挫折、失敗に満ちているとするならどうだろう。今この時代こそ、現在進行中でありながら、その帰趨が予測不可能であるの敗北<sup>デフェット</sup>の時代であると仮定するのである。ひとまずこの仮定を受けいれるとき、『浮雲』の《宿命のテーマ》は本来の意味での「死後の生」としての訴求力をもって、21世紀においてもより一層の不気味な生々しさを発現させないだろうか。ここでは、今なおこのスコアに宿る何らかのアクチュアリティ、ないしは存<sup>ながら</sup>える生と呼びうる可能性を探ってみたい。それは映画音楽を媒介として、『浮雲』という映画自体のアクチュアリティの再考を試みることでもあるだろう。

## VI-2 戯画としてのポレロ

「『ポレロ』は、形式を破壊に導くために、必要最小限の形態をとどめておく機械状のアレンジメントが、ほとんど戯画<sup>カリカチュア</sup>にまで達したケースである」<sup>94</sup>。ジル・ドゥルーズとフェリックス・ガ

93 ただこのテーマ曲が具体的にどのような場面において流れるのかについて、いわば「垂直的なモニタージュ」(エイゼンシュテイン)、映像と音響との間の具体的細部において意味生成については検討が今後の課題として残されている。

94 Gilles Deleuze, Félix Guattari, *Mille plateaux : capitalisme et schizophrénie*, Éditions de Minuit, 1980, p. 331. [ジル・ドゥルーズ、フェリックス・ガタリ 『千のプラトー——資本主義と分裂症(中)』、小沢秋広、田中敏彦、豊崎光一、宮林寛、

タリの『千のプラトール』における上記の一節を引きながら、足立和浩は、《ボレロ》が「くそ真面目な古典的形式をからかう一種のカリカチュア」で、「遊び的な要素が大変に強い曲」と述べている<sup>95</sup>。同一のテンポに固執する《ボレロ》は、いわば「戦略的同一性」を選ぶことによって「或る意味で伝統的形式性をからかい、くそ真面目さを揶揄し、或る種のユーモアをふりまいている」というのである<sup>96</sup>。

『浮雲』において斎藤一郎は劇中で流れる音楽をいくつか作曲している。その1つが、大日向教の場面において流れる奇妙な音楽である。大日向教とは、ゆき子の義兄が創始した新興宗教である。暗黙裡に企図していた伊香保温泉での心中が、向井夫婦（とくに妻のおせい）の出現によって不首尾に終わったあと、富岡との子を妊娠していたゆき子は墮胎手術の費用の工面のために、やむをえず伊庭のもとを訊ねることになる。そこでは太鼓と笛と鈴の音が奏でる調べに合わせて、信者たちが踊りながら祈禱に耽っている。このシーンを含め、そこで流れている音楽——とりあえず《大日向教のテーマ》と呼ぶことにしよう——は、これまで言及されることがなかった。

《大日向教のテーマ》は、あらゆる意味で《宿命のテーマ》の対極をなしている。まず、これは映画の中で聞こえる音楽（シオンの言葉でいえば音源こそ特定できないものの、そのフレーム外のどこかから聞こえてきて、それが映画内の人物に聞かれうる「フレーム外の音」）であるということだ。そのことは彼らとその曲に合わせて踊っていることから明らかである。この踊る信者たちも、教祖と思しき黒い法衣のようなものを着た男も、目を閉じている。催眠状態にいる彼らは起きていながら眠っている。つまり生きていながら死んでいるともいえ、いわば彼らは生ける屍とっていい。

この音楽が小さく聞こえる一室にゆき子が通されると、そこで伊庭が横たわった男にかがみ込み、いかがわしい治癒を行っている。それを見るゆき子の薄笑い（映画の中で、彼女が浮かべる数少ない笑う場面である）からも、これが詐欺であることは一目瞭然である。男は何枚かの百円紙幣を「お清め料」として畳に敷かれた毛氈の上におく。カメラが、毛氈におかれた紙幣、それが伊庭によって収められる手提げ金庫、その一連の動きを見るゆき子の物欲しげな視線とが交互に捉えていく——物体としての金銭の行き交いの即物的な視覚化は成瀬特有のものといえる——ところで、しばらく聞こえていなかった《大日向教のテーマ》が、そのいかがわしさを際立たせるかのように再び聞こえ始める。

作中では例外的にブラックユーモアの気配を感じさせるこの場面は、これまであまり問題視されることはなかったように思われる。『にっぽん昆虫記』（1963）などとともに戦後日本に澎湃として生まれた新興宗教——それは1945年12月28日における宗教団体法の廃止と、それにともなう宗教法人令の公布・施行、1951年4月3日の宗教法人法の公布・施行を背景としている<sup>97</sup>——を

守中高明訳、河出文庫、2010年、229-230頁]

95 足立和浩「『ボレロ』——差異／反復と同一性の戯れ」、『現代思想』第10巻第15号、1982年12月、166頁。

96 同上。

97 井上順孝「新興宗教から近代新宗教へ——新宗教イメージ形成の社会的背景と研究視点の変化」、堀江宗正編『宗

描いた場面として取りあげられる程度である<sup>98</sup>。とはいえ1950年代における、カルト宗教団体の霊感商法を描いたこの場面は、それ自体、この時代の証言たりえている。

問題にしたいのは、《大日向教のテーマ》と《宿命のテーマ》との不気味な類似である。《大日向教のテーマ》は、高麗笛のような甲高い音と太鼓による雅楽を思わせる楽器構成となっており、洋楽のオーケストレーションの《宿命のテーマ》とは、一見かけ離れている。だが笛と打楽器の組み合わせ、そして同じメロディがえんえんと反復する曲構成において両者は一致している。そしてこの音楽は——合わせて祈禱にふける信者たちの姿も相俟って——まさしく滑稽である。この滑稽さは計画されたものである。こうした類似点とそれが使用される場面から醸しだされるブラックユーモアを踏まえるとき、《大日向教のテーマ》は、《宿命のテーマ》のまさしくカリカチュアの様相を呈することになる。《大日向教のテーマ》は、《宿命のテーマ》の陰画であるのだ。

だがそれだけではない。ここでは、横たわる人物のかたわらにもう1人の人物が座り、座っている人物の軀から「諸悪」を祓っている。ここで行われているのは、そのいかがわしさを度外視するなら、病人の治癒であり魂の蘇生とでもいうべきものだ。さて、『浮雲』のラストに目を移せば、そこで行われているのはこれとちょうど同じような場面である。横たわる人物（ゆき子）に向かって、横に座る人物（富岡）がかがみ込み、その人物の名前を呼ぶ。それは、彼岸に去った人物の魂に向かって今一度現世に戻ることを呼びかける試みにも見える。これも不可能な蘇生の試みといえなくもない。伊庭が体現するものが偽の救済の成功であるとしたら、富岡が体現するものは真の救済の失敗であるといえる。伊庭と富岡は、ゆき子と関係を持っているという点でも共通している。そしてこの人物たちは、どちらも戦争と結びついている。富岡はいうまでもないが、伊庭もまた彼とともに新興宗教を創始した男が「軍人あがり」であると説明されている<sup>99</sup>。すなわち《大日向教》は新興宗教の仮面をつけた軍国主義であり、「戦後民主主義」をすり抜けて衆生に延命していく戦前的メンタリティの依り代といえる。そのように考えると、ゆき子（と富岡）を単に戦後を生ききれなかったアナクロニクな存在ととらえるのは表面的である<sup>100</sup>。

《大日向教のテーマ》と《宿命のテーマ》とに関連性を見出し、ここにも斎藤一郎による「構成的統一」の試みであるとするならば、この偽りの救済の場面は、ラストの真の救済のラストシーンのパロディと見えるような音楽として構想されたとも考えられる。《大日向教のテーマ》は《宿命のテーマ》の戯画であり、ここではライトモチーフ的な形式すら破壊してしまうものを秘めている。

いや事態に即して考えるなら、《大日向教のテーマ》を《宿命のテーマ》のパロディと見なす

教と社会の戦後史』東京大学出版会、2019年、269-270頁参照。

98 Cf. Joan Mellen, *The Waves at Genji's Door: Japan through Its Cinema*, Pantheon Books, 1976, p. 228.

99 林美美子の小説においてこの人物は「長い間、馬來やビルマ方面に陸軍の参謀としても勇名をとどろかした人物」（『浮雲』新潮文庫、2003年〔改版〕、287頁）とされており、その意味で、仏領インドシナに赴任していた富岡やゆき子と「南方」からの復員兵という共通点もある。また、伊香保で富岡たちが出会う向井もボルネオからの復員兵であることが映画でも述べられている。

100 川本、前掲書。

ことそのものが、転倒した考えなのかも知れない。物語の順序としては、伊庭が行ういかかわしい魂の蘇生が、ゆき子の死に先行して行われる。それを傍観するゆき子は、ラストシーンにおいて、知らずのうちにこの大日向教の信者の姿勢を模倣している。そして富岡は伊庭の身振りを、彼自身は見えていないにもかかわらず、いつのまにか戯画的に反復しているのではないか。しかしその蘇生は本当に失敗したのか。ゆき子の主観的回想から離れた仏領インドシナのショットへのディゾルヴにおいては、あたかもここで生きたゆき子のイメージの再来は、本来偽物であった魂の蘇生が、戯画的に反復されるなかで、真実に突然変異しているとも見なせるかもしれない。

ゆき子から金を横領された《大日向教》のその後は、映画でも小説でも語られない。このカルト教団の靈感商法の犠牲者たち（伊庭によって「烏合の衆」と呼ばれていることから日本の大衆を象徴しているのかもしれない）の消息も不明である。ただ現実において、その「敗北」は、解消されることなく蓄積されていったのではないか。『浮雲』は、戦後という時代に疎外された人間たちの恋愛を描いた物語である。ただその物語は、過去と未来に接続されて調和的な歴史を形成されず、息苦しい現在において展開する。だがそれは特異な恋愛の「敗北」は、新興宗教集団の無数の「敗北」を批判的に浮き上がらせる継起を孕んでもいた。また『浮雲』は、ゆき子という1人の女性の反時代的な恋愛物語でもある。それはいわば彼女だけの単独的狂信であり、鎖された現在のなかで潰えていく。しかし同時に、そこには新興宗教が作りあげた集団的狂信も存在し、その両者は音楽によって通底していた。『浮雲』の「死後の生」は、この無数の「敗北」に向けて今もなお開かれ続けている。

## 謝 辞

斎藤一郎氏の御遺族である斎藤ゆり氏と竹森かほり氏からは、貴重なお話を聞く機会を賜りました。どうもありがとうございます。作曲家の佃良次郎氏にスコア採譜を始め、音楽に関して多くの教示を受けました。斎藤一郎所蔵の『浮雲』撮影台本の閲覧に際しては世田谷文学館の中垣理子氏には格段の便宜をはかっていただきました。感謝申し上げます。

表「浮雲」スコア（および《宿命のテーマ》）使用箇所

No.	開始	終了	分秒	シーン番号	
1	00:00:00	00:01:43	1.43		クレジット 《宿命のテーマ》①〔00:00:00～〕
2	00:01:43	00:02:07	0.24	1	引き揚げ
3	00:03:46	00:07:35	3.49	4～7	渋谷・富岡宅前～路上～仏印（回想1） 《宿命のテーマ》②〔00:05:44～〕
4	00:08:50	00:15:35	6.45	9～15	渋谷・ホテル～仏印（回想2）～ホテル 《宿命のテーマ》③〔00:08:51-〕
5	00:26:52	00:29:50	2.58	28～29	ゆき子のバラック1 《宿命のテーマ》④
6	00:30:33	00:34:37	4.04	31～32	ゆき子のバラック2 《宿命のテーマ》⑤
7	00:37:58	00:38:52	0.54	37（38）	千駄ヶ谷駅 《宿命のテーマ》⑥〔00:37:58〕
8	00:51:27	00:53:27	2.00	58～59	伊香保（更衣室～階段）
9	01:00:09	01:01:36	1.27	68	三宿・おせいの部屋1、少年 《宿命のテーマ》⑦〔01:00:38-〕
10	01:02:06	01:07:00	4.54	69～72	三宿（おせいの部屋2～喫茶店～路上） 《宿命のテーマ》⑧〔01:03:50-〕
11	01:13:14	01:18:22	5.08	79	三宿・おせいの部屋3（墮胎後）
12	01:22:22	01:24:04	1.42	85	伊庭宅～路上 《宿命のテーマ》⑨〔01:22:22-〕
13	01:25:37	01:27:07	1.30	94	長岡・旅館
14	01:27:55	01:30:24	2.29	98	長岡・川辺 《宿命のテーマ》⑩（01:29:41-）
15	01:32:50	01:36:51	4.01	102～105	長岡の旅館・夜～朝
16	01:39:13	01:41:00	1.47	115～121	三宿・おせいの部屋～列車～鹿児島
17	01:45:30	01:48:47	3.17	122～124	鹿児島・宿～港～宿
18	01:50:47	01:52:03	1.16	129～139	連絡線～屋久島・宿舎
19	01:53:18	01:54:33	1.15	142～143	宿舎・夜～朝（看病）
20	01:56:59	01:58:38	1.39	146	宿舎・朝（見送り）～昼（暴風・容態急変）
21	02:00:28	02:03:22	2.54	155～158	宿舎 《宿命のテーマ》⑪（02:02:03-）

# 映画『浮雲』《宿命のテーマ》

作曲 斎藤一郎  
採譜 佃良次郎

♩ = 62

Flute

Percussion  
Maracas  
Bongo

Violin

Cello

Double Bass (実音)  
pizz.

Fl.

Perc.

Vln.

Vc.

D.B.

Fl.

Perc.

Vln.

Vc.

D.B.

虚空からの音楽—大久保

映画『浮雲』〈宿命のテーマ〉

The image displays a musical score for the film 'Ukigumo' (浮雲), specifically the 'Theme of Fate' (宿命のテーマ). The score is arranged for a full orchestra and includes parts for Flute (Fl.), Percussion (Perc.), Violin (Vln.), Viola (Vc.), and Double Bass (D.B.). The score is divided into three systems, each starting at a measure number (10, 13, and 16). The key signature is three flats (B-flat, E-flat, A-flat), and the time signature is 3/4. The Flute part features melodic lines with triplets and slurs. The Percussion part provides a steady rhythmic accompaniment with a pattern of eighth notes. The Violin part is mostly silent, while the Viola and Double Bass parts provide harmonic support with sustained notes and rhythmic patterns. The score is presented in a clean, black-and-white format with standard musical notation.

映画『浮雲』〈宿命のテーマ〉

19  
Fl.  
Perc.  
Vln.  
Vc.  
D.B.

22  
Fl.  
Perc.  
Vln.  
Vc.  
D.B.

25  
Fl.  
Perc.  
Vln.  
Vc.  
D.B.

rit. -----  
(Piano)

Continue...

**The Music from the void : Ichiro Saito's Film Score "The Fate Theme" in  
*Floating Clouds*, directed by Mikio Naruse**

Kiyoaki OKUBO

This paper attempts to clarify the importance of the film score of *Floating Clouds* (*Ukigumo* 浮雲, dir. Naruse Mikio 成瀬巳喜男, 1955) composed by Saitō Ichirō (斎藤一郎, 1909–1979). In spite of his longtime contribution to Naruse's films, Ichirō Saitō's film music has been underestimated. Nevertheless, the main theme of *Floating Clouds* (hereafter "the fate theme") whose melody reminds us of Maurice Ravel's "Bolero", has great significance. Recent research on film music and musicians in Japanese film studies has tended to privilege a few composers like Akira Ifukube, Fumio Hayasaka and Toru Takemitsu. By examining the argument of Claudia Gorbman's *Unheard Melodies*, and Theodor Adorno and Hanns Eisler's *The Composing for the Films*, I will examine previous evaluations of "the fate theme". As is well known, Adorno and Eisler harshly criticize contemporary Hollywood film music. Interestingly, Saitō read this book in English and referenced it in his own essay about film music. In this paper, I will examine the term "structural unity", quoted by Saitō in Adorno and Eisler's book. In the second half of the paper, I will use Jean Douchet's discussion as a clue to the relevance of this score to the peculiar temporality of the film. The paper will conclude by examining the film's contemporaneousness with reference to the word "afterlife (survie)" as described by Douchet.

## 研究ノート

# 山形県における技能実習生受入れ企業の現状分析

源 島 穰  
本 多 広 樹  
中 澤 信 幸

1. はじめに
- 1-1. 研究の背景
- 1-2-1. 技能実習制度の歴史
- 1-2-2. 技能実習制度の概要
2. 調査対象
3. 調査結果
- 3-1-1. 調査対象企業の概要
- 3-1-2. 受入れの経緯, メリット
- 3-1-3. 在留資格, 国籍, 地域性
- 3-2-1. 配置部署, 日本人従業員とのスキル・待遇の違い
- 3-2-2. 既存制度が現場に与える影響
- 3-3-1. 定住, 定着に関する支援
- 3-3-2. 言語, 気候に関する支援
- 3-3-3. 民間の支援団体との連携
- 3-4. 方言, コミュニティとの関わり
- 3-5. 自治体や国への要望
4. 考察

## 1. はじめに

### 1-1. 研究の背景

日本はすでに移民大国である。図1のとおり、在留外国人は増加傾向にある。2020年度以降はCovid-19流行の影響でやや減少したものの、300万人弱の外国人が在留しており、10年前の1.5倍程度の規模を保っている。

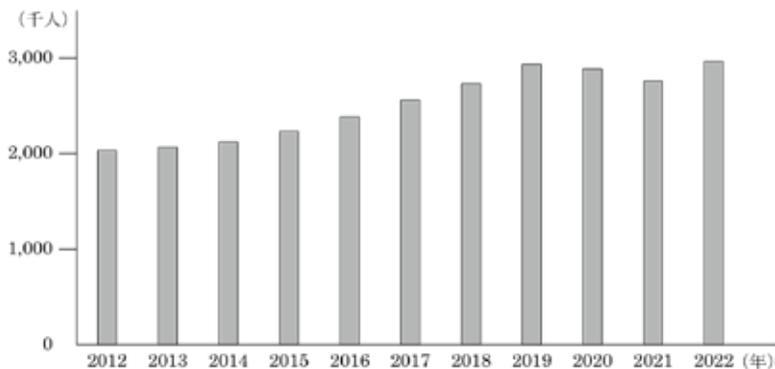


図1 在留外国人の推移 (2012～2022年)  
各年末時点でのデータである。ただし、2022年のみ6月末時点でのデータである。  
出入国在留管理庁 (2022a) により作成。

なぜ在留外国人が増加しているのか。その最大の理由は人手不足である。世界的にみても少子高齢化が急速に進行する日本では、生産年齢人口も減少している。そのため、人手不足が深刻化しているのである。図2は在留資格別の外国人労働者の推移である。留学生のアルバイトなどの「資格外活動」と並んで近年増えている在留資格が「技能実習生」である。

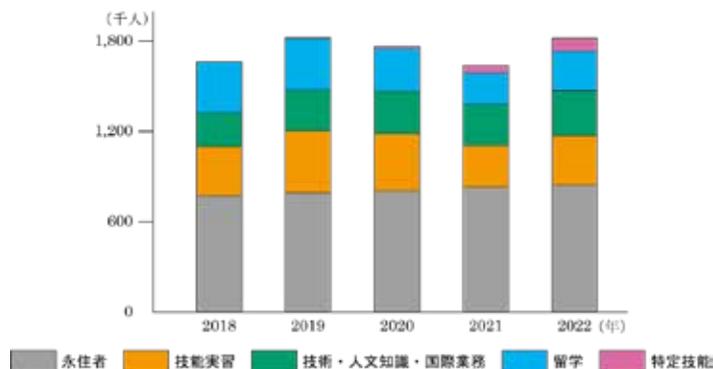


図2 在留資格別外国人労働者数の推移 (2018～2022年)  
各年末時点でのデータである。ただし、2022年のみ6月末時点でのデータである。  
出入国在留管理庁 (2022a) により作成。

近年の日本は、人手不足を理由に技能実習生を数多く受入れている。では、実際に技能実習制度を受入れることで、特に人口減少の著しい地方において人手不足問題は改善しているのだろうか。

また、技能実習制度をめぐる問題も報道等で多く取り上げられている。それらは技能実習生の劣悪な労働環境や待遇、それらに起因する逃亡などを取り上げており、技能実習生に焦点を当てていると言える<sup>1</sup>。一方、技能実習生の受入れ企業は批判を浴びることはあっても、受入れ企業の「実態」に焦点が当てられることは多くない。問題のある受入れ企業の存在は事実だとしても、それは受入れ企業の全体を表す傾向と言えるのだろうか。技能実習制度には、報道で取り上げられる問題が生じる構造的な欠点があるのではないだろうか。

以上の問題関心から、筆者らは2021年1月から2月にかけて、山形県内に所在する企業8社に聞き取り調査を行った<sup>2</sup>。本稿はその調査結果を通じて、山形県内の技能実習生受入れ企業の現状および課題（人手不足解消の有無、技能実習制度をめぐる構造的な欠点）の解明を目的とする。

### 1-2-1. 技能実習制度の歴史

具体的な調査結果の内容に入る前に、本項では技能実習制度の歴史および現在の制度の概要について簡潔に述べる。

表1 技能実習制度および関連制度

年	内容
1981年	外国人研修制度
1988年	雇用許可制度の検討（実現せず）
1990年	「団体監理型」外国人研修制度 在留資格「技術研修」
1991年	国際研修協力機構（JITCO）発足
1993年	技能実習制度 在留資格「特定活動」
2010年	研修制度廃止、呼称変更（技能実習1号、2号） 在留資格「技能実習」に統一
2018年	特定技能制度

筆者作成。

1 例えば、NHKのビデオ・オン・デマンドサービスであるNHK オンデマンドでは、技能実習生の逃亡や違法な派遣業者、技能実習生の妊娠やコロナ渦における酷い対応などを特集したドキュメンタリー番組を複数視聴できる（有料）。

NHK オンデマンド：<https://www.nhk-ondemand.jp/goods/G2021116859SA000/>（最終確認日：2022年11月30日）。

また、映画作品だが、山形県を舞台に技能実習生を描いた作品『コンプリシティ』（近浦啓監督、2019年）も近年公開された。この作品でも主人公の技能実習生は劣悪な労働条件を理由に逃亡する。

2 調査の経緯により、技能実習生を受入れていない企業1社（本文中ではB社）にも聞き取りを行った。本研究の問題関心を少し拡大すれば、技能実習生以外の外国人材を受入れる山形県内の企業の把握も重要であるため、本稿では必要に応じてB社の調査結果も踏まえて分析する。

技能実習制度の前身は、1981年に開始された外国人研修制度である。同制度は海外で事業を展開する企業が、1年間外国人を受入れて技術を育成する制度であった（橋本 2018：4）。1980年代後半になると、バブル経済の影響によって外国人の不法就労が問題になる。好況にともなう人手不足に陥った企業が単純作業に従事させるために外国人を不法に雇い入れたのである。不法就労問題の顕在化という状況のもと、「研修」ではなく「労働力確保」を目的に外国人を受入れるための制度が検討される。それが1988年に労働省が開いた外国人労働者問題研究会で検討された「雇用許可制度」である。雇用許可制度では、不法就労者の削減と単純労働者の受入れ禁止という矛盾する目的が掲げられた（上林 2018：46-47）。

不法就労者の削減と単純労働者の受入れをセットで実現すれば、それは移民受入れを意味する。しかし、そのような制度案に対する反対は根強く、雇用許可制度の導入は見送られた（明石 2001：105-107）。労働力確保のための受入れ制度が頓挫してしまったため、既存の「研修」のための受入れ制度の拡充が目指されるようになった。

1990年に法務省告示によって「団体監理型」外国人研修制度が創設された。これによって海外展開のない企業も事業協同組合や商工会を通じて外国人の受入れが可能になった（橋本 2018：70）。あわせて在留資格に「技術研修」が追加された（上林 2018：48）。「技術研修」は、あくまで技術習得のために外国人の入国を認めるのであり、実際に従事する内容にかかわらず「労働者」として認めないことを意味する。同資格は不法就労者の取り締まりの根拠となったのである。1991年には研修制度を円滑に運営するための機関として「国際研修協力機構」が発足する（上林 2018：48-50）<sup>3</sup>。

そして1993年に、「研修」を終えた外国人の2年目以降の受入れを可能にする「技能実習制度」および在留資格の「特定活動」が導入される（明石 2017：13）。これより「技術研修」の在留資格で入国した外国人は、1年目は研修を行い、2年目は「特定活動」の在留資格で技能実習を受けることになった。1997年に技能実習の期間が2年間に延長され、合計3年間、研修生および技能実習生の受入れが可能になった（上林 2018：50-53）。技能実習の対象範囲も順次拡大され、導入時は17職種だったが2022年4月現在では86職種となっている<sup>4</sup>。

2010年には研修制度が廃止され、従来の研修期間に相当する来日1年目は、技能実習1号、来日2年目および3年目は技能実習2号という呼称に変更された。2年目以降も滞在するためには技能検定基礎2級に合格する必要がある<sup>5</sup>。在留資格も「技能実習」に統一された。技能実習生は

3 国際研修協力機構の英語表記は Japan International Trainee & Skilled Worker Cooperation Organization であり、略称は JITCO である。2012年に内閣府によって公益財団法人の認定を受け、2020年に現在の日本語法人名称である「国際人材協力機構」に変更した。英語表記に変更はない。

4 具体的な職種は以下を参照。

認可法人外国人技能実習機構：<https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/>（最終確認日：2022年11月30日）。なお、外国人技能実習機構と国際人材協力機構の違いは、前者が既に実施されている技能実習の適切な運用の支援を目的としているのに対して、後者は技能実習制度だけでなく特定技能制度のトータルな支援（送り出し機関、受入れ機関、外国人材のそれぞれの当事者を対象）を目的としている。

5 現在は、技能実習1号から技能実習2号に移行する際には「基礎級」の合格が必要となっている。次項でも説

労働者とみなされ、労働保護法の対象となる（上林 2018：53）。

2018年には、特定技能制度および在留資格の「特定技能1号」と「特定技能2号」が導入された。特定技能1号は、12の職務分野で受入れられる<sup>6</sup>。一定の試験の合格を条件に5年間の滞在と就労が認められる。特定技能2号は、建設と造船の2分野で受け入れられる。この2分野は特定技能1号でも受入れ対象だが、特定技能2号の在留資格で受入れられる場合は無期限更新が可能である。特定技能2号の場合は家族の帯同も可能であり、一定の条件で転職も可能である（小井土 2020：7）。

特定技能制度は、もともと技術移転を目的に導入された技能実習制度と異なり、導入時点から人手不足解消を目的としている。このため、特定技能1号および2号の在留資格で入国する外国人は労働者とみなされる。技能実習生が長い間、十分に労働者とみなされてこなかった（在留資格が「研修」の間は労働者とみなされなかった）のと異なる。加えて、特定技能2号の場合、この在留資格が更新される限り永住が可能であるとともに家族の呼び寄せもできることから、特定技能制度は制度の目的と実態が一致した「移民」政策と捉えられる。

このように、技能実習制度は外国人研修制度を前身としていることから、その目的は技術移転である。しかし実態は人手不足解消への転用であるため、制度を実態に合わせるように改正されてきた。ただし技能実習制度の目的は、現在でも技術移転である。技能実習制度は目的が変更されていない一方で、制度は実態に合わせて変更されてきたため、目的と実態の乖離が大きく生じているのである。一方、技能実習制度とは別に、人手不足解消の目的と実態を一致させた特定技能制度が導入された。

今後は特定技能制度の運用が本格化していく可能性もあるが、2022年6月時点で特定技能1号の在留外国人は87,000人余りにとどまり、特定技能2号の在留外国人はわずか1名である（出入国在留管理庁：2022b）。一方、技能実習の在留外国人は同じく2022年6月時点で32,7000人余りである（出入国在留管理庁：2022a）。技能実習制度は、現在も主たる人手不足解消のための外国人受入れ制度である。

したがって、本調査でも技能実習生を受入れている企業を主な対象とした。技術移転という目的と人手不足解消という実態の齟齬が、現場ではどのように影響しているのか、調査を通じて明らかにすることにした。

## 1-2-2. 技能実習制度の概要

技能実習制度は、具体的にどのような仕組みなのか。技能実習制度は企業が送り出し国の企業の従業員を受け入れて技能実習を実施する「企業単独型」と、事業協同組合や商工会等が「監理

明する。

6 具体的な職種は以下を参照。

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）：<https://www.jitco.or.jp/ja/skill/>（最終確認日：2022年11月30日）。

団体」となって技能実習生を受け入れ、その傘下の企業で技能実習を実施する「団体監理型」がある。本調査で技能実習生を受入れている企業はすべて団体監理型だった。

このため、本項では団体監理型のみ絞って概要を説明する。表2は団体監理型の技能実習制度の概要である。

表2 技能実習制度の概要（団体監理型）

目的	技術移転
在留期間（最大）	1号：1年，2号：3年，3号：5年
人材紹介を行う主体	監理団体（傘下の受入れ企業へ紹介）
教育	原則入国後講習 日本語，生活知識等（2ヵ月） ※入国前講習を実施する場合，入国後の講習の期間の短縮あり
受入費用	監理団体への監理費の納入 相場は月3～6万円@人 （通常の場合，手続・訓練・教育等に別途経費が必要）
行政手続	・法務大臣による在留資格審査 ・外国人技能実習機構の技能実習計画の認可， 実習実施状況の届出
監理	監理団体による訪問指導
転職	転職には，雇用先，監理団体の同意を得て， 実習計画の変更等が必要であり，事実上困難

恵羅（2020）11頁により作成。

団体監理型の場合，日本政府が送り出し国政府と二国間取り決めを定める。それを前提に，送り出し機関が傘下の企業の従業員を日本の監理団体へ派遣する。その従業員は入国の際に「技能実習」の在留資格を取得する。監理団体は送り出し機関から派遣された従業員を技能実習生として傘下の企業（受入れ企業）に派遣する。

在留資格の「技能実習」は，正確には技能実習1号，技能実習2号，技能実習3号に分かれる。技能実習1号は入国後1年目，技能実習2号は2～3年目，技能実習3号は4～5年目に取得する。したがって技能実習生の在留期間は最長5年間である。ただし技能実習3号へ移行できるのは「優良な監理団体・実習実施者」に限られるため，多くは技能実習2号までの取得・在留期間3年間となる。特定技能制度と異なり，技能実習制度では転職は基本的に不可能である。技能実習1号から技能実習2号，技能実習2号から技能実習3号へそれぞれ移行するためには，技能実習生本人が所定の試験に合格しなければならない<sup>7</sup>。

技能実習生は入国後，原則として日本語や生活知識等の講習を2ヵ月間受講する。技能実習生はこの講習を通じて，企業での基本的な意思疎通が可能なレベルの日本語能力を獲得する。受入れ企業は監理団体に対して監理費を納入する必要がある。相場は1人の技能実習生につき月3～

7 具体的な職種は以下を参照。

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）：<https://www.jitco.or.jp/ja/skill/>（最終確認日：2022年11月30日）。

6万円程度とされる。その他手続、訓練、教育等にも別途経費がかかる。調査でも明らかになるように、技能実習生の住居の確保などにも所定の経費がかかっている（惠羅 2020：11）。

このような制度のもと、実際に受入れ企業はどのように技能実習生を受入れているのだろうか。次節で調査結果を述べる。

## 2. 調査対象

本節では、調査対象の山形県内の技能実習生受入れ企業をとりまく状況を説明する。本来は企業の詳細も説明すべきだが、調査対象企業のプライバシーに配慮し、本稿では可能な限り特定を避ける記述にしている<sup>8</sup>。

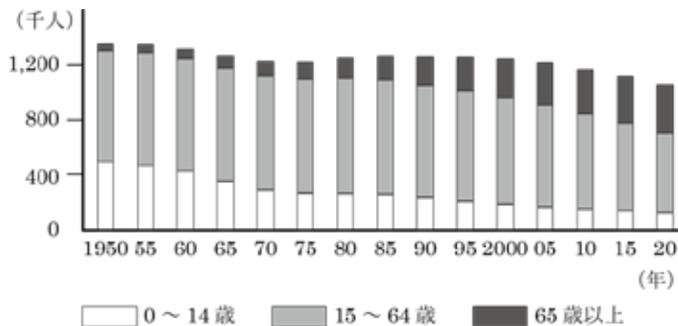


図3 山形県の人口推移（1950～2020年）  
国勢調査により作成。

はじめに説明が必要なのは、山形県の人口減少である。図3のとおり、近年、人口が毎年1万人規模で減少し続けている。人口減少率は全国で3番目に高い<sup>9</sup>。同時に生産年齢人口（15～64歳）も減少している。生産年齢人口は1980年の約84万人をピークに減少し（山形県 2015：2）、2020年時点で60万人程度である。人手不足が政策課題として浮上するのは当然であり、その解決策として技能実習生が注目されることになる。

次に、山形県の産業構造について説明する。図4の産業構造別従業者数の推移から分かるように、第三次産業（サービス業）従業者が最も多く、第一次産業（農林水産業）と第二次産業（製造業）の従業者は減少している。山形県は全国的にも有名なさくらんぼの生産など「農業県」のイメージが強いが、実際には第一次産業従業者は少ない。こうした産業構造別従業者の割合は全国的な傾向と変わらない。これより、第一次産業と第二次産業（製造業）は第三次産業よりも人口減少の影響を強く受け、人手不足に悩む姿が想定される。

人口減少にともなう人手不足、とくに第一次産業および第二次産業の人手不足がデータから

8 具体的な調査対象企業の説明は次節の調査結果で述べる。

9 総務省統計局：<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html> 最終確認日：2022年11月30日）。

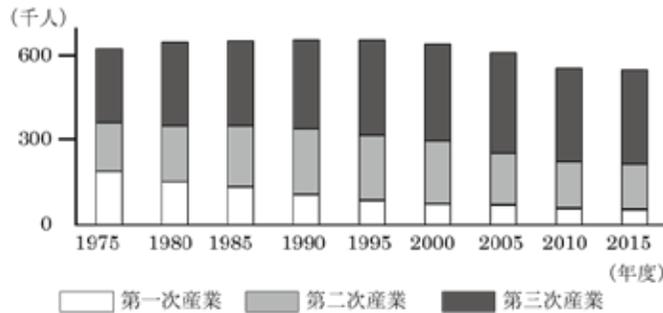


図4 山形県の産業構造別従業者数の推移 (1975～2015年)  
国勢調査により作成。

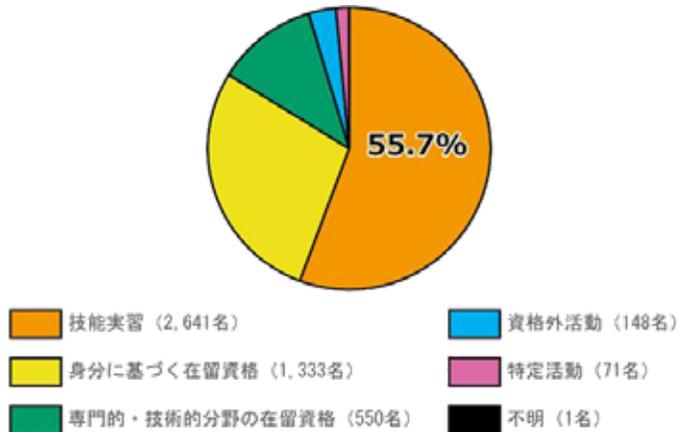


図5 資格別に見た外国人労働者の内訳 (2020年)  
山形労働局 (2021) により作成。

も明らかであるが、それを補うために山形県内で受入れられる外国人労働者のデータも確認する。図5は資格別に見た外国人労働者の内訳だが、「技能実習」が過半数を占めている。これより、山形県でも技能実習生が人手不足を補うために受入れられていることが想定される。

図6は産業別・公共職業安定所別外国人労働者数を公共職業安定所の管轄別に表したものだが、外国人労働者を最も受入れている産業は、第二次産業、特に製造業であるのが分かる。この点はこの管轄区域も同じである。

したがって、本調査では技能実習生を受入れている製造業者に聞き取り調査を実施することにした。偏りのないように、山形県内の4地域(村山, 最上, 置賜, 庄内)に所在する技能実習生を受入れている製造業者のうち、山形県工業戦略技術振興課から紹介を受けた8社(4地域×2社)に調査の協力を得た。調査を行った企業はA社・B社(村山地域), C社・D社(最上地域), E社・F社(置賜地域), G社・H社(庄内地域)である。Covid-19の影響で現地訪問がかなわず、

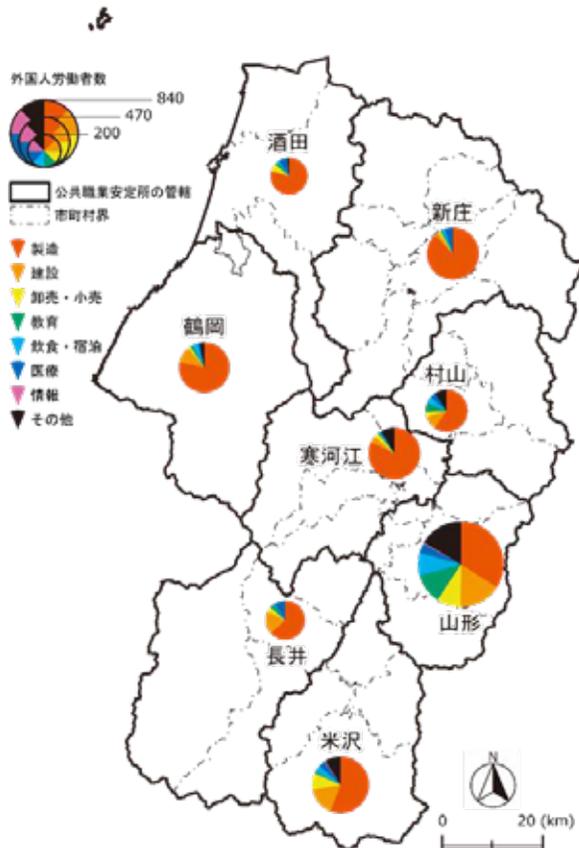


図6 産業別・公共職業安定所別外国人労働者数 (2020年10月31日)  
山形労働局 (2021) により作成。

聞き取りはweb会議システム (zoom) を利用した。企業ごとの調査結果は次節で述べる。

### 3. 調査結果

#### 3-1-1. 調査対象企業の概要

先述のとおり、山形県工業戦略技術振興課から紹介を受けた4地域の8社に調査を行った。8社の業種はすべて製造業であり、従業員数 (技能実習生は含まれない) は100名程度から400名程度の中規模企業である。ただし企業の特定を防ぐために、従業員数はおおまかな人数を載せるとどめた。関連会社や海外拠点の従業員数も含めていない。具体的な業務内容も伏せているが、聞き取り内容には特定できない程度の業務内容が言及されている箇所もある。聞き取り内容は紙幅の都合上一部を抜粋しており、ゴシック体および括弧は筆者による。

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
所在地	村山地域	村山地域	最上地域	最上地域	置賜地域	置賜地域	庄内地域	庄内地域
業種	製造業							
従業員数 (国内)	約100名	約400名	約100名	約200名	約150名	約150名	約100名	約100名

## 3-1-2. 受入れの経緯, メリット

企業	回答
A社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初はビジネス上の経緯。人手不足が理由ではない。</li> <li>・技能実習生採用は外国人社員の要望、人手不足が理由ではない。</li> <li>・(現在は) <b>人口減の影響大</b>。高校生大学生の地元就職率の低さ。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人も優秀な人が多いから。</li> <li>・国の制度のメリット：一時的には効果あるが帰国はネック。</li> </ul>
B社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>人口減</b>。県内の若い人材が採れない。東京へ流出して帰ってこない。</li> <li>・ベトナムの現地で幹部候補も採りたいが育たないので日本で採用して育成する方針。</li> <li>・外国人材を単純作業のために受け入れていない、グローバル市場への対応というねらい。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナで対面採用ができないため Web 採用活動が本格化。外国人採用も同様。今日本にいない方も採れるようになる。</li> <li>・外国人を採るが、満足はしていない。日本人とまったく同じ採用基準ではない(筆記、面接)、やむを得ない側面も大きい。</li> </ul>
C社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年頃に山形県内の大学出身の留学生を半年間雇用したことがきっかけ。現場に刺激があり、活性化。</li> <li>・ベトナムから受け入れているのは組合(監理団体)の勧めによる<sup>10</sup>。</li> <li>・<b>少子高齢化</b>。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化のなか、送り出し機関を通して<b>人材確保</b>できること。</li> </ul>
D社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昔の「研修制度」の時から中国人を受け入れていた。</li> <li>・日本人の<b>人手不足</b>。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トータルコストは日本人を雇用する場合とほぼ変わらないが、生産力の確保につながっている。</li> </ul>
E社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府から労働集約産業のODAの要望があり、受け入れ決定。</li> <li>・最初の受入れ要因は人手不足ではなかった。技術を教えるという本来の趣旨に則っていた。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初のメリットは社内の活性化。政府への協力という性格も強かった。</li> <li>・ここ10年は<b>人手不足解消</b>という側面が大きい。コロナで受け入れできないのは会社の存続にかかわる。</li> <li>・人手不足・残業を満たしてくれる存在なのでありがたい存在。単身なので仕事を休まないのもありがたい。この点が、日本人を雇用するよりもコストはかかるが技能実習生を受け入れるメリット。</li> </ul>

10 先述のように、監理団体は事業協同組合や商工会等が担っている。そのため、回答で「組合」と述べられる場

F 社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人手不足で日本人が集まらないのが受入れに至った理由。</li> <li>・中国からの受入れ体制が整備されていたから。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コストと質を考えると今後は不透明だが、確実な人員確保の手段として今後も必要。</li> <li>・人手不足解消になっている。</li> </ul>
G 社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人が思うように集まらなくなってきたため。</li> <li>・縫製会社はミシンを踏む人の数が業績に直結するため、人手確保がかなり大事。</li> <li>・最初は他社が受け入れており、その社長の紹介で始めた。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メリットはやはり労働力確保。</li> </ul>
H 社	<p>【要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社が加盟する組合（監理団体）にて技能実習生を受け入れている企業があり、自社も受け入れるようになった。</li> <li>・人材不足や人件費（受入れ開始当初は安かったため）の面から受入れを開始。最初は「研修生」として受け入れた。</li> </ul> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れにより人手不足はかなり解消された。</li> </ul>

受入れに至った要因として、E社を除く7社が日本人従業員の人手不足（少子高齢化を含む）を挙げた。受入れのメリットも人手不足の解消を挙げる企業が最も多い（C・E・F・G・H社）。当初は制度の目的である技術移転を受入れ理由にしていた企業もあるが（D・E社）、現在は人手不足に理由が変化している。技能実習制度の目的は依然として技術移転であることを踏まえれば、やはり制度の目的と実態が大きく乖離していると言える。

### 3-1-3. 在留資格, 国籍, 地域性

企業	回答
A 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術・人文知識・国際業務（技・人・国）8名（ボリビア, ネパール, インドネシア, 中国, バングラデシュ）</li> <li>・技能実習生10名（バングラデシュ, インドネシア）</li> <li>・永住者10名・日本人の配偶者・定住者（うち3名は留学生出身にも含まれる）</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務中に宗教行為はできないことを入社前に慎重に説明。</li> <li>・総じて自己主張が強い、日本の空気を理解。</li> </ul>
B 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員4名（ベトナム, 中国）</li> <li>・山形県内の大学教員の紹介による入社あり。</li> <li>・特定技能制度では採用していない。</li> <li>・技術職, 材料こう配職は定住を目指している。</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム中心の採用。将来的にベトナム現地で働けるように育成。</li> </ul>
C 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生7名（ベトナム）</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナム人は真面目。送金のためか、残業したい（働きたい）と言ってくる。</li> <li>・ベトナムは2022~2023年頃をピークに少なくなる見込み。</li> </ul>

合は監理団体と同義であり、「組合（監理団体）」と表記した。

D 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生35名 (ベトナム)</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナムの南北の出身地の違いはあるが人間関係に影響していない。</li> <li>・<b>真面目</b>, 出勤率も高い。残業にも積極的な印象。</li> </ul>
E 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生 8 名 (中国)</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>真面目</b>な人柄で受け入れやすい。自己主張・独立心は強い。</li> <li>・最近実習生の希望者が減ってきている。中国国内の取入も上がっているから。</li> </ul>
F 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生 8 名 (中国)</li> <li>・技術・人文知識・国際業務 (技・人・国) 1 名 (ベトナム)</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国人の特質として、集団で固まって日本語を覚えるのが遅れる傾向がある。</li> <li>・自己の都合のみ考える傾向が少々ある。</li> </ul>
G 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生10名 (ベトナム)</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間的にベトナム人と日本人が合う感じがする。</li> <li>・<b>一生懸命</b>, 親日的という印象。</li> <li>・ベトナムは社会主義国なので労働者の権利に厚い国。</li> </ul>
H 社	<p>【在留資格, 国籍】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生22名 (中国, 子会社含む)。</li> <li>・自社としては、受入れを開始して20年以上になる。</li> </ul> <p>【地域性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国から受入れているが、以前よりも集まりにくい。</li> <li>・ベトナムからの採用を検討。</li> <li>・中国人は<b>働き者</b>という特徴。</li> <li>・以前より人材が高齢化。</li> </ul>

在留資格は、B社を除く7社が技能実習生を受入れている。技能実習生の国籍はベトナム（C・D・G社）と中国（E・F・H社）が多い。技能実習生の出身国でベトナムと中国が多いのは全国的傾向と同じである。

地域性として、外国人従業員の性格に「真面目」「一生懸命」「働き者」と答えた企業が多い（C・D・E・G・H社）。「日本の空気を理解」（A社）という回答もあるように、日本の職場環境に合う気質の出身者を雇用する傾向にある。残業にも積極的という回答（C・D社）も印象的である。事実上出稼ぎに来ているためか、あえて長時間でも働きたい意思がうかがえる。

### 3-2-1. 配置部署、日本人従業員とのスキル・待遇の違い

企業	回答
A 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区別なし。役職も与えている。外国人がいない部署は総務くらい。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い, 待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区別なし, 役職も与えている。</li> </ul>
B 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計, 材料こう配。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い, 待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人と同じ制度で採用, 処遇も同じ。「外国人だから」というのはない。</li> </ul>

C 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・板金，塗装。</li> <li>・技能実習生は<b>特定の業務にのみ</b>就かせることができる。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験者を揃えるように依頼している。</li> <li>・板金の<b>従事者は即戦力</b>になった。</li> <li>・塗装の従事者は<b>補助的業務</b>を行っている。</li> </ul>
D 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製の業務のみ，<b>他の業務には技能実習法上配置できない</b>。</li> <li>・日本人とチームを組む。日本人とコミュニケーションを取れるようにしている。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年経過すると<b>ほぼ日本人と同等</b>になる。それ以上に上達する人もいる。最終的にはスキルの違いはなくなっている。</li> </ul>
E 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製部門。会社の心臓部分。</li> <li>・優秀な人は<b>本当はいろいろな部門をやってもらいたい</b>。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年たつと逆転するくらい上達する。<b>日本人より3倍くらいはやく上達</b>。</li> <li>・短期間で集中して指導するので，3～4割くらいは縫製の仕事に帰国後も就いているようだ。</li> <li>・残業に関して，技能実習生は42時間以内の残業をやってもらっている。</li> <li>・本人たちが残業をやりたがっている，稼ぎたいから。こちらがストップをかけるくらい本人たちはやる気。</li> </ul>
F 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造部門，金型のメンテナンス。</li> <li>・<b>部署を動かさないこと</b>のやりづらさはある，本来は時期に応じて忙しい部署に異動してもらいたい。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造部門，金型のメンテナンス。</li> <li>・<b>部署を動かさないこと</b>のやりづらさはある，本来は時期に応じて忙しい部署に異動してもらいたい。</li> <li>・一番は言葉の問題と業務の幅が大きい，<b>スキルは高い人や伸びる人もいる</b>。</li> </ul>
G 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製。</li> <li>・裁断，プレスの業務も可能だが，縫製部門が人手不足なので縫製部門を募集している。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人差はあるが，<b>来日当初よりスキルは身につけている</b>。</li> <li>・経験者も未経験者もいるが，基本的には同じように指導している。</li> </ul>
H 社	<p>【部署の配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・縫製。</li> </ul> <p>【日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近はまだ<b>日本人とのスキル差は感じていない</b>。</li> <li>・3年経つと技術は上達している。日本の方が品質管理が厳しいので，それに対応できるようにする中での<b>スキルアップ</b>があるかもしれない。</li> </ul>

部署の配置は，技能実習制度で認められた業務のみに従事させている。しかし，その点に言及する回答（C・D社）や，日本人従業員と同じく複数の業務に従事してもらいたい（E・F社）と述べる企業から，より柔軟に日本人従業員と同じような就労を望む企業があるようだ。

日本人従業員とのスキルの違い，待遇の違いでは，実習期間でスキルが上達する，日本人と同等のスキルを身につけるようになると回答した企業が目立つ（C・D・E・F・G・H社）。社員として外国人労働者を採用しているA社とB社は日本人従業員と待遇や役職の区別がないことから，可能な限り日本人従業員と同等に外国人労働者を採用・配置したいが制度（技能実習制度）がその障壁となっている点がうかがえる。

## 3-2-2. 既存制度が現場に与える影響

企業	回答
A社	・現在は技能実習生のみ。今後は特定技能も考えている。
B社	・既存制度はほぼ利用していない。 ・現地で採用して来日してもらう形態。単純作業をねらいとしていない。 ・物流が停滞している現状があるので、日本に生産拠点が戻れば技能実習制度や特定技能制度を活用する可能性あり。
C社	・技能実習生だけでなく留学生でも可。 ・特定技能制度は職場を変えられるなど外国人にとって魅力。 ・代わりに技能実習制度の意味がなくなる可能性。 ・企業としては <b>最低3年は在籍</b> するという制限があるので技能実習制度のほうが利用しやすい。 ・技能実習生は組合（監理団体）が人材を集めてくれる点もメリット。 ・技能実習生は賃金が高くないため、当人たちは気にする可能性がある。 ・送り出し機関、監理団体への手数料、家賃その他の支払いがあり、トータルコストは日本人を雇用する場合と同程度。
D社	・実態としては「技能実習生」 <b>本来の趣旨から逸脱。人手確保。</b> ・ <b>帰国後、現地で日本で学んだスキルは生かされていない印象。</b>
E社	・受入れの効果として、 <b>人手不足解消。</b>
F社	・受入れの効果として、 <b>人手不足解消。</b> ・ <b>3年間は退職はない</b> ので人員計画も建てやすい。 ・期待している現場への影響は、多国籍化による現場の価値観の多様化。 ・特定技能は技能実習制度とのバランスをみながら検討する予定。業務を任せる幅が広がれば会社としては良い。 ・期間継続が双方で合意のもと可能になれば良い。
G社	・ <b>人手不足解消</b> になっている。技能実習制度によって人手不足の部門のみを補っている。 ・受入れ開始後に現地工場を設立。現地工場設立の際に、元技能実習生を管理職として採用。これは制度本来の趣旨に合っているのでは。 ・元技能実習生が帰国後も現地で勤務を希望した場合は採用。
H社	・ <b>人手不足解消</b> になっている。 ・現在、基本的には3年+2年。3年でいなくなるのは困る。

既存制度が現場に与える影響は、人手不足解消を挙げる企業が多い（D・E・F・G・H社）。実習期間中の確実な人員確保という回答も複数ある（C・F社）。技術移転という技能実習制度本来の目的を言及する企業はG社のみだった。受入れの経緯だけでなく現場の影響を鑑みても、技能実習制度が本来の目的から逸脱していることは、「技能実習生」本来の趣旨から逸脱」「帰国後、現地では日本で学んだスキルは生かされていない印象」というD社の回答からも明確である。

このように、受入れ企業は専ら労働力として技能実習生を受け入れており、スキルや待遇などの面でも日本人従業員と同じように接している実態が浮上する。

## 3-3-1. 定住, 定着に関する支援

企業	回答
A 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(定住移行は) 本人たちの意思にまかせている。</li> <li>・日常生活の支援は実施。免許取得の支援、金銭面、住居、アパートの保証人、病院の付き添い、買い物の車出しなど。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境が一番重要。</li> <li>・会社は町中にあるので利便性が高い。</li> <li>・初めて外国人が入社したときは細かくケア。</li> <li>・最初は日本人が相談に乗るが、外国人の先輩ができると外国人がケアするように。</li> <li>・永住権を持つ人が働くようになった。</li> </ul>
B 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別なにか支援していることはない。</li> <li>・会社の福利厚生、住宅補助などは日本人正社員と同じく支給。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材だからということはなく、日本人と同じように対応。</li> <li>・外国人用にプログラムを作っているわけではない。外国人が日本人と同様の立ち回りが難しい場面などについては別途対応。</li> </ul>
C 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援していない(支援できない)。3年間の期間だと会社の戦力になるタイミングで帰国することになる。</li> <li>・定住してもらいたい。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な人手不足を見据え、体制づくりを行っている。技能実習生を受け入れられない時期に備えている。</li> <li>・コミュニケーションを密にとるようにしている。</li> <li>・日常会話や業務の指示は問題ない。日本語検定でN1を取得した実習生もいる<sup>11</sup>。</li> <li>・生活面では習慣の違いに関するサポートを行う。ごみの出し方など。</li> <li>・入居の際に近くのスーパーを案内。最近はネットなどを利用している様子。</li> <li>・日本に在住する知人にSNSで連絡している。</li> </ul>
D 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能に移行した後の就職活動は自身で行っている。</li> <li>・大卒の人は就労ビザに切り替えて日本で就活している人もいる。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居はアパート借り上げ、通勤はバス会社と契約。コストはかかるが安全性重視。</li> <li>・監理団体の意向で自助を重視。</li> <li>・入居段階は銀行、病院、スーパーに連れて行く。</li> <li>・他のことは、ネットや技能実習生同士、先輩のつながりで対応。</li> <li>・決まり事も最初に指導。</li> </ul>
E 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残ってほしいが延長制度が無いので難しい。</li> <li>・特定技能も縫製職は入っていないので入ってほしい、3年は言語的にもスキルのにも中途半端。</li> <li>・18,19歳の方は3年くらいで帰りたいがるかも。</li> </ul>

11 N1とは、日本語能力試験の最上級を意味する。日本語能力試験は公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催する、日本語を母語としない人の日本語能力を認定する語学検定試験である。試験は年に2回実施され、語彙知識と聴解を問う問題で構成される。受験者数は2022年7月実施回で約36,500人。試験レベルはN1からN5までの5段階であり、認定の目安は以下のとおりである。

N1：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。

N2：日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。

N3：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる。

N4：基本的な日本語を理解することができる。

N5：基本的な日本語をある程度理解することができる。

日本語能力試験：https://www.jlpt.jp/index.html (最終確認日：2022年11月30日)。

	<p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族、自分の娘を預かる気持ちでやっている。</li> <li>・本人の気持ち、意気込みを尊重、社員と同じように。</li> <li>・取入面に関しては、お互い納得できるよう話し合いをする。</li> </ul>
F 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定住支援は行っていない。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル関係、注意喚起の母国語による掲示、冬季の送迎、休日の買い物の送迎。</li> <li>・先輩から後輩への教育を重視。デメリットとして日本語をなかなか覚ええない。</li> <li>・監理団体の通訳に依頼することもある。</li> <li>・コロナ前は会社内部の日本人との交流イベントを開催。春節の料理会、芋煮会、バーベキュー。</li> </ul>
G 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社で特には行っていない。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先輩が生活、仕事共に指導。先輩が後輩に教える流れができています。</li> <li>・送り出し機関が通訳（1名）を準備し、相談に対応している。</li> <li>・送り出し機関によって対応や日本語教育などの質が違う。3回送り出し機関を変えた。</li> <li>・相手（ベトナム人）は労働者の権利をしっかりと知っているの、無知だと思わずに日本人と対等に扱うべき。</li> </ul>
H 社	<p>【定住移行支援の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の業種は特定技能に含まれていないために技能実習制度のみ。定住支援もできない。</li> </ul> <p>【外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が違えば基本的な考え方が違うので、そうした考え方の違いを受け入れる。</li> <li>・日本に来たからといって、日本の考え方をすべて押し付けるのは難しい。</li> <li>・自社で寮を用意。そこで先輩が後輩に教えている。</li> <li>・実習生の体調不良等のトラブルの際は、送り出し機関にお願いして対応するしかない。具合が悪くなったときのトラブルが一番多い。</li> <li>・騒音（など）のトラブルはあった。</li> <li>・（技能実習生が主催者に）日本の祭りへの参加を拒まれたこともある。</li> </ul>

定住移行支援の有無は行っていないと回答した会社が多数だった（B・F・G社）。支援の意思はあるが、技能実習制度の特質上支援できないと答えた企業もある（C・E・H社）。

外国人材の定着向上に向けた受入れ体制の工夫のポイント、配慮の有りようは、先輩の技能実習生が後輩の技能実習生に生活面などの指導を行うことを挙げた会社が多数（A・D・F・G・H社）。会社自体も送迎をはじめ生活面のケアを行う（A・C・D・F・H社）。H社の述べる日本の祭りへの参加をめぐるトラブルは、3-4で取り上げる。

### 3-3-2. 言語、気候に関する支援

企業	回答
A 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語は派遣先である程度学ぶ。</li> <li>・会社でも日本語を教える。教師は外国出身の社員。N4がN5のテキスト使用。</li> <li>・配偶者のサポートも必要。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の大企業志向は留学生も増えている。少し前はただ日本で働きたいのが理由だったが。</li> <li>・気候というより大企業志向が強い。日本人と同じ。例年5月か6月に採用。</li> </ul>
B 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人社員向けの英語取得費用補助日本語習得のために転用。ただし利用実績なし。</li> <li>・採用時点で日本語能力がある（読み書き、メールのやりとり）。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用者は愛知で働いていたが、気候は気にしていないようだ。</li> <li>・仕事のやりがい、取得できるスキル、処遇を重視。</li> <li>・気候はむしろ魅力かも。雪のめずらしさなど。</li> </ul>
C 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・N 1 を取得者から日本語を教わっている。同氏の通訳も。</li> <li>・会社としては言語教育はしていない。市の主催する日本語教室に希望者を通わせている。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪は喜んでいる。</li> <li>・雪かきの指導</li> <li>・特段の不満は聞こえてこない。</li> </ul>
D 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語による意思疎通をできるようにさせる。</li> <li>・作業マニュアルはまずアプリを使用して翻訳し、次にベトナム語が分かる人がチェックし、完成させる。それ（作業マニュアルに関する日本語）を勉強させる。</li> <li>・コロナ禍前は月に2回、会社が休みの日に、自主参加の日本語教室を開催。N 2合格した人も。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪を見たことがないので、大変というよりは喜んでいる。会社として気候はハンデとっていない。</li> <li>・アパートはすごく暖かくしているので冬場でも半袖でいる。</li> <li>・地方でネックとなるのは賃金か？しかし生活費も安いので、手元に残る額は都市部と同じでは？</li> </ul>
E 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上達は本人次第、N 2、N 3をとったら資格手当を支給。</li> <li>・日本語教科書、現場の専門用語をまとめたものを使っている。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪は最初は喜ぶ、今年は多すぎて生活に影響。</li> <li>・山形県の最低賃金が低い。</li> </ul>
F 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理団体が日本語教育をやってくれている。Webで2時間くらい、任意。</li> <li>・市の国際交流協会経由で会社で支援したこともあるが、会場まで遠く、効果もあまりなかった。現在は会社としては支援していない。</li> <li>・N 2に合格したら時給を上げるようにしている。</li> <li>・日本語が覚えられず現場でトラブルが発生することがある。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪や交通事情は来日のネックにはなっていないが、来日後のネックになっている。除雪もしたがない。</li> </ul>
G 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年10人ほど受け入れると、1～2名は日本語ができるようになる人がいる。その人を中心に、仕事や生活といった日本のことを教える。</li> <li>・ベトナムで事前に6か月の語学研修、入国後に1か月の語学研修を行っている。</li> <li>・会社として特別には行っていない。実習生のうち希望者が組合（監理団体）を通じて市の国際交流センターの日本語教室に申し込んでいる。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者を募るのは送り出し機関のため、地域差はわからない。最低賃金はわかったうえで応募してくるのでは？</li> <li>・雪は見たことがないためか喜んでいる。</li> </ul>
H 社	<p>【言語教育への支援（当事者、その家族）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会話が半分くらいは通じる印象。</li> <li>・グループで作業をするため、リーダーはある程度日本語が分からないと困る。</li> <li>・自分で勉強し、日本語試験を受ける人もいる。</li> <li>・会社としては特に支援はしていないが、他社の事例では市の国際交流に関わった実習生もいるようだ。</li> </ul> <p>【気候、暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援など】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国南部出身が多く、雪は見慣れないものだが、雪で困った話は特に聞かない。</li> <li>・中国人には、今は日本より韓国の方が選ばれやすい。給料が良いから？技能実習制度が中途半端、建前と実態が異なる、規制が多い、といった理由から日本そのものの人気下がっている？</li> </ul>

言語教育への支援（当事者，その家族）は，会社として行っている会社（A・D・E社）と行っていない会社（C・F・G・H社）に分かれている。

気候，暖かい地域出身の外国人が寒冷地に住むことについての支援などについて，暖かい地域出身の外国人にとって雪は喜ばれる，魅力的という回答が多かった（B・C・D・G社）。ただし，ネックになっている旨の回答もあった（E・F社）。大きなネックになっているのは気候よりも賃金のようである（D・E・H社）。これは技能実習生の賃金が，受入れ企業の所在する都道府県の最低賃金に準拠しているためだと思われる。

### 3-3-3. 民間の支援団体との連携

企業	回答
A社	・会社としてはしていない。 ・個人ではしているかも。語学サークルなど。
B社	・技能実習生の団体から話を聞くことはある。 ・一般の人材派遣会社などを利用。外国人材専門の会社は利用せず。
C社	・市主催の日本語教室。 ・市企画の外国人バスツアーにも参加。
D社	・現時点では連携していない。監理団体との協力で十分対応。 ・行政の支援も特に受けていない。
E社	・今は行っていない。 ・以前は日中友好協会に所属していた。 ・組合（監理団体）でやっている実習生の相談，病気などを対応。 ・市や県から要望はある（受入れノウハウの講師）。
F社	・行っていない。
G社	・市の国際交流センターとの連携のみ。
H社	・最初から組合（監理団体）と送り出し機関でやり取りしているので，他との連携は行っていない。

民間の外国人支援団体との連携状況について，連携していないと回答した企業は5社に上る（A・D・E・F・H社）。

言語教育は受入れ前にある程度行われていることも影響していると思われるが，大半の企業が可能であればより長く働いてほしいと考えていることを踏まえると，現状受入れ企業の自動頼みの技能実習生への支援の「社会化」を図り，より柔軟かつ多様な支援を行う必要がある。

### 3-4. 方言，コミュニティとの関わり

企業	回答
A社	【方言（国は同じだけど出身地が違うから通じない，会社の人の日本語の方言が分からない？） <sup>12)</sup> 】 ・仙台（の語学学校）から来た子は山形弁にびっくりしていた。でも理解できないことはない。 ・メール文化で成長する。次に電話で日本語学向上。 【企業側が被用者のコミュニティ（出身，宗教など）とどう関わっているか】 ・イスラム圏内の違い，飲酒の有無には配慮。しかしそれほど自己主張しない。

12 以下，【方言】と略記。

B 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題はない。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特にない。</li> <li>・同じ国同士で連絡を取り合っているようだ。</li> </ul>
C 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉の問題は特にない。</li> <li>・わかりやすい日本語を心掛ける必要がある。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ国同士のネットワークがあるようで、他県の在住者でも連絡を取り合っている様子。</li> </ul>
D 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方言が問題になっていることはあまり無いようだ。</li> <li>・たまに山形弁で注意するときがあるが、基本的には標準語なので問題はない。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社として、それほど深くは入らないようにしている。</li> <li>・アパートの部屋割りを変えるタイミングで、会社から内々にアンケートを取り、部屋割りの配慮を行う。</li> </ul>
E 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四川省は方言が強いが、通じないわけではない。中国で中国語の標準語を学ぶから。</li> <li>・山形弁もよく話されるが、身振り手振りで説明したり先輩実習生が通訳。</li> <li>・実習生は日本語の方言か標準語かわからないと思う。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まったく意識していない。食事の配慮なども特にしていない。</li> <li>・自分たちで自炊している。</li> <li>・日常生活の配慮事項は最初の面接のときに聞く。</li> </ul>
F 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者間ではなさそうだ、だいたい同じ地域から採用しているので。</li> <li>・日本人従業員の方の言葉がわからないことはあるかもしれない。なるべくですます調で話すように日本人には伝えている。</li> <li>・トラブルがあったときは監理団体の通訳に状況把握してもらう。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段は特に配慮しない、必要性も感じない。</li> <li>・油をダイレクトに台所に捨てるのがトラブルになったので注意したことはあった。</li> <li>・ゴミ出しは何回かは分別や曜日のトラブルがあったが、それほど大きくはなかった。</li> </ul>
G 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナムの地域内で見るとハノイ周辺出身者が多い。</li> <li>・地域ごとに言葉が通じないということはないようだ。</li> <li>・庄内弁で指導しているが、なまっているからわからないということはない。</li> <li>・3年間いると、庄内弁で話すベトナム人も出てくる。</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教的な配慮は特に行っていない。</li> </ul>
H 社	<p>【方言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国人同士、出身地の違いから言葉が通じない問題がある。通じないときは標準語を話している。</li> <li>・中国人で日本の方言が身に付いた人はいる。なまっている日本人の影響を受けている？</li> </ul> <p>【企業側が被用者のコミュニティ（出身、宗教など）とどう関わっているか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物世話（毎週、食料品の注文を取る）。年に数回、焼き肉の食べ放題に連れて行くことがある。</li> <li>・コロナ禍前は、バスで近場（松島や月山など）に遊びに連れて行った。</li> <li>・宗教上のトラブルはないが、日本の宗教勧誘がきて困ったことはあった。</li> </ul>

出身国が同じでも出身地方が異なることによる言語の壁は、特段問題無いようである（E・F・G社）。言葉が通じない場合は母国語の標準語で意思疎通を図っているようである（H社）。日本人従業員の方言（山形弁）も通じなくて困っているということも特段無いという回答はH社を除く7社で見られた。

外国人労働者のコミュニティとの関わりについて、特に関わらないと回答した企業が多かった（B・D・E・F社）。宗教上の配慮も「それほど自己主張しない」（A社）ためか、重大な配慮が必要にはなっていないようである（G社）。外国人労働者のコミュニティは、同じ国の出身者同市のネットワークが機能しているようである（B・C社）。

その他、トラブル（廃油やゴミの出し方、地域住民との関わり）もあるようだ。それほど大きなトラブルにならなかった企業もあるが（F社）、そうではない場合もあり得るようだ（H社）。3-3-1でH社が述べた日本の祭りへの参加をめぐるトラブルは、技能実習生と地域コミュニティとのかかわりを考える上で重大である。しかし同様のトラブルが他でも生じていたかについては、今回の調査では分からなかった。

### 3-5. 自治体や国への要望

企業	回答
A社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県の留学生を県内就職させようと言っているが、口だけになっている。ベンチマーキングが必要。</li> <li>・山形の認知度が少ないので向上させてほしい。</li> <li>・山形に来てよかったと思ってもらえるための具体的な政策が必要。</li> <li>・山形に就職してほしい、留学生のネットワークをもっと太くできないか。</li> </ul>
B社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境、住環境の整備。</li> <li>・自治体や国の支援はあったとしても、技能実習向けになるだろう。</li> </ul>
C社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金や助成金など、何らかの支援があれば助かる。</li> <li>・地域住民になれば住民税が発生し、納税者になるので何かしら支援してほしい。</li> <li>・支援があれば受入れ企業も増えるのでは？</li> </ul>
D社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語研修を会社だけでやるのは大変。しかし、県で日本語研修をやってもらう動きがあるようだ。</li> <li>・市は外国人を招いてバスツアーをやっているが、自社の技能実習生は人数が多いので、全員参加させることは難しい。</li> </ul> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度は制約が大きいこと、建前と実態が乖離していること、転職ができないことが課題。</li> <li>・就労できる業種が絞られているのも問題。</li> <li>・特定技能は技能実習制度の問題を改善できている。すぐに帰国しないのもよいのでは。</li> </ul>
E社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱いが日本人と同じなので、特にない。</li> <li>・コロナの入国後の待機期間（2週間）の人件費は企業負担なので空き家などを提供してほしい。</li> </ul> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習生終了後の在留資格がない、優秀な人は残れる制度が必要。</li> <li>・真面目、素直、日本が好きなのは日本に残ってもらえれば人同士のつながりができる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能の指定職を増やしてほしい。</li> <li>・特定技能制度（5年）を技能実習制度（3年）の延長としてつなげてほしい、計8年いれば定住的になる。</li> </ul>
F社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居の確保が大変、一軒家が少なく、遠いと通勤が大変。</li> <li>・交通手段の整備も大変、工業団地はバスが走っていない。</li> <li>・言語の支援もあればいい、日本語教室の充実、web<sup>13</sup>、無料が望ましい。</li> <li>・民間の日本語教育は費用がかかる。</li> </ul> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度としては業種が増えてきていい方向だと思う。</li> <li>・今の制度だと特定の作業工程、試験対応に時間が取られる、試験の融通が利くといい。</li> </ul>
G社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社工場は近くに市営団地があるので、そこを使えるようになると受入れが可能になる。</li> <li>・民間だと外国人にはなかなか貸してくれないので、住宅の融通を利かせてもらえるといい。</li> </ul> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習制度は基本3年、最長5年であり、やっと業務ができるようになったところで帰国しなければならぬので延長してほしい。</li> </ul>
H社	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市では、掛け合った結果として入国待機時の補助金を出すようになったという事例がある。</li> <li>・市は懇親目的で補助を出しているが、あまり大規模な支援はないかもしれない。</li> </ul> <p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度を実態に近づけた方がいい。書類が膨大。制度をシンプルにしてほしい。</li> <li>・コロナ渦でも早期に入国可能にしてほしい。</li> <li>・特定技能の業種は組織ができていて（できやすい）分野が認められているような印象。業種をもっと増やした方がいい。</li> <li>・実習生であれば管轄は外国人機構だけなのに、実態としては労働者扱いの監督を受けているという管轄の複雑さも課題と感じている。</li> </ul>

自治体への要望は、外国人労働者への住宅提供を求める回答が最も多かった（B・E・F・G社）。他の項目でも明らかになったように、外国人労働者への住宅提供は受入れ企業が自前で行っているため、その負担軽減を求めている。他には日本語教育への支援も挙がった（D・F社）。日本語教育も自治体による支援が希薄であるため、充実が望まれている。

国への要望は、制度の延長を求める回答（E・G社）や制度の目的（技術移転）を実態（人手不足解消）に近づけるべき（D・H社）との回答が目立つ。技能実習制度はもはや技術移転ではなく人手不足解消のために利用している実態がここでも浮き彫りになった。

しかし、一人前になる前に離職してしまうのを課題として指摘する回答（G社）から、技術移転の目的が全く果たされないわけではないこともうかがえる。技術移転の目的が副次的に果たされたとしても、多くの場合の受入れ期間が3年間になっている現状は受入れ企業にとって短く、「使い勝手の悪い」制度であるようだ。

#### 4. 考 察

以上の調査結果から、とりわけ重要だと考えられる点をまとめる。技能実習生を受入れに至った理由は人手不足であり、技術移転を謳う制度の目的と実態が大きく乖離している。この点は技

13 オンライン授業のような形態を指していると思われる。

能実習制度の経緯だけでなく、今回の調査を通じても浮き彫りになった。業務上の処遇は、技能実習生に対して日本人従業員と同じように採用・配置したいが、制度がその障壁となっている。受入れ期間も多くの場合3年であり、人材育成の観点では中途半端な状態で帰国してしまう。

技能実習生への支援状況は、住宅提供や日本語教育、買い物、社内交流など一連の支援は基本的に受入れ企業が自助で行っており、民間の外国人支援団体や行政（県、市町村）による支援はかなり希薄である。受入れ企業による行政への支援の要求も見られた。技能実習生間の関係性は、先輩の実習生が後輩の実習生に生活指導などを行うパターンが定着しており、また同じ国の出身者同士のネットワークによるコミュニケーションをとっている。

地域住民との関係性は、ごみ出しなどのトラブルが生じることがあるが、それがどの程度深刻なのかは今回の調査では明らかにできなかった。地域の行事への参加を拒まれたケースもあり、総じて技能実習生が地域に溶け込んでいるとは言い難いようである。その理由は、技能実習生の受入れ期間が3年程度であり、地域に溶け込む前に帰国してしまうからだと思われる。

特定技能制度の創設を、外国人労働者をめぐる実態に合わせた「前進」と捉えることができるならば、外国人労働者の支援状況も「前進」が必要だろう。そうでなければ、特定技能制度のもと、賃金の高い都市圏を選択する外国人労働者の増加が予想され、人手不足という山形県の抱える課題の解決策としての外国人労働者受入れも不調に終わってしまうだろう。

以上、本稿は山形県内の技能実習生受入れ企業の調査結果を通じて、受入れ企業の実態および課題（人手不足解消の有無、技能実習制度をめぐる構造的な欠点）を解明してきた。

分析を通じて、受入れ企業は、人手不足を一定程度解消していることが明らかになった。加えて受入れ企業は、技能実習生への日本語教育、住居、生活支援をも自助で行っており、行政による企業への支援は希薄であるという現状も明らかになった。企業は人手不足を解消するために技能実習生を受入れ、各種の支援を自助で行うということは、第三者が介在する余地が希薄であることを意味する。このため、報道等で取り上げられるような、技能実習生に対する劣悪な対応を防ぐ手段が脆弱になっていると思われる。受入れ企業に対する第三者の関与の希薄さが、技能実習制度をめぐる構造的な欠点の一部だと示唆される。

ただし、今回は監理団体への調査を実施できなかった。監理団体は技能実習生の受入れ企業の支援を行う組織である。今後は監理団体の受入れ企業への支援の実態も調査することで、技能実習制度をめぐる構造的な欠点をよりトータルに明らかにする必要がある。今後の課題としたい。

## 謝 辞

本稿は、山形大学と交流する会「山形県の課題解決研究への支援事業」の助成を受けた。また、本稿はYU - COE (M)「移民社会における多文化共生研究拠点」(旧「移民社会における多文化共生論」)での研究報告ならびに研究成果を反映している。調査先を紹介していただいた山形県工業戦略技術振興課および調査に協力してくださった企業の方々に深く感謝申し上げる。

## 引用文献

- 惠羅さとみ (2020) 「改正入管法後の制度形成をめぐる分析：建設分野における制度の並存がもたらすもの」『移民政策研究』12：9-26。
- 明石純一 (2001) 「現代日本における『外国人受け入れ』の政策評価：1990年改正入管法および90年代の関連政策の効果についての分析」『国際政治経済学研究』8：85-101。
- 明石純一 (2017) 「安倍政権の外国人政策」『大原社会問題研究所』700：12-19。
- 上林千恵子 (2018) 「外国人技能実習制度成立の経緯と2009年の転換点の意味づけ：外国人労働者受け入れのための試行過程」『移民政策研究』10：44-58。
- 小井土彰宏 (2020) 「2018年改訂入管法と制度化への多角的分析」『移民政策研究』12：5-8。
- 出入国在留管理庁 (2022a) 「特定技能在留外国人数 概要版」。
- 出入国在留管理庁 (2022b) 「令和4年6月末公表資料」。
- 橋本由紀 (2018) 「外国人研修生・技能実習生受入企業の資金と生産性に関する一考察」『経済分析』185：67-91。
- 山形県 (2015) 「山形県人口ビジョン」。
- 山形労働局 (2021) 「令和2年「外国人雇用状況」の届け出状況まとめ」。
- NHK オンデマンド：<https://www.nhk-ondemand.jp/goods/G2021116859SA000/> (最終確認日：2022年11月30日)。
- 日本語能力試験：<https://www.jlpt.jp/index.html> (最終確認日：2022年11月30日)。
- 公益財団法人国際人材協力機構 (JITCO)：<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/> (最終確認日：2022年11月30日)。
- 公益財団法人国際人材協力機構 (JITCO)：<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/> (最終確認日：2022年11月30日)。
- 総務省統計局：<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html> (最終確認日：2022年11月30日)。
- 認可法人外国人技能実習機構：<https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/> (最終確認日：2022年11月30日)。

## **An Analysis of Companies Accepting Technical Intern Trainees in Yamagata Prefecture**

**Yutaka GENJIMA, Hiroki HONDA, Nobuyuki NAKAZAWA**

Japan is facing a growing labour shortage due to a declining birthrate and an ageing population. In recent years, therefore, it has accepted a large number of technical intern trainees. This study aims to elucidate the current situation and shed light on the issues facing companies accepting technical intern trainees, especially in Yamagata Prefecture where the population is declining significantly and labour shortage is a serious issue.

The survey results revealed the following. Firstly, the reason for accepting technical intern trainees is labour shortage, a stark deviation from the original goals of technology transfer. Secondly, although companies wish to hire and assign technical intern trainees in the same manner as Japanese employees, the system itself is a barrier to such hiring and assignment. Thirdly, support for trainees is essentially up to the recipient companies. Finally, the relationship between technical intern trainees is one of senior trainees providing lifestyle guidance to juniors.

Although the labour shortage has been alleviated to a certain extent by the technical intern trainee scheme, trainee support remains the responsibility of the accepting company, and enhanced support provided by the government is an issue that needs to be addressed.

## 資料紹介

# ナチス・ホロコースト関係ドキュメンタリー映画目録 —山形国際ドキュメンタリー映画祭応募作品より—

山 崎 彰

ドキュメンタリー映画「ショア」SHOAH (Claude Lanzmann 1985年) は、ホロコーストを扱った記録映画の中で、現在もお金字塔としての意味を持っている。「ショア」による衝撃を受けて、その後世界では多数のホロコーストを扱った記録映画が制作された。山形国際ドキュメンタリー映画祭は1989年に開設されたこともあり、応募作品の中にはこれらの映画が多く含まれている。対象をホロコーストに限らず、ナチスが犯した戦争犯罪や弾圧の記録まで含めると、200作品は下らないと思われる。現在これらの作品は「山形ドキュメンタリーフィルムライブラリー」(〒990-0076 山形市平久保100) に収蔵されている。これらの映画は、「ショア」発表後の記録映画として高い価値を有する。以下では、山崎が視聴した作品について、その概略を紹介する。

### 【凡例】

- (1) ライブラリー (認定 NPO 法人・山形国際ドキュメンタリー映画祭付属) には全体で、ナチス・ドイツやホロコースト関連の作品として、二百数十作品が収蔵されていると思われる。従って以下のリスト掲載作品は収蔵品の一部にすぎない。また2017年以降に収蔵された作品には調査は及んでいない。
- (2) ライブラリーが付した日本語訳題名に、明らかな誤訳がある場合は、訂正している。
- (3) 記載データは、「山崎の分類番号」「作品名 (日本語・英語)」「監督氏名」「制作年」「制作国」「ライブラリー作品番号」「時間」の順番。
- (4) ほとんどの映画に日本語字幕はない。たいていの映画には英語音声か英語字幕がついているが、これらのない映画も一部ある。
- (5) 一部の映画は映画祭事務局の許可があれば、貸出・上映可能であるが、ほとんどの映画は「山形ドキュメンタリーフィルムライブラリー」(山形市平久保) 内で視聴が許されているだけである (無料)。貸出作品と料金、視聴方法、収蔵作品検索については以下を参照。<https://www.yidff.jp/library/library.html>
- (6) 永岑三千輝氏 (横浜市立大学名誉教授) と木畑和子氏 (成城大学名誉教授) は本リストに目を通し、誤りを訂正してくださった。その後の筆者の加筆などで、新たな間違いが生じた可能

性があるが、これらの責任はすべて山崎に属す。お二人には深甚なる感謝を申し上げる。

## A ナチス体制と戦争責任

A-1 「罪と記憶」 Guilt and Remembrance 監督：Egon Humer 1992年 オーストリア 19930243  
87分

4人のオーストリア人の元ナチスが、自分の体験と現在の世界観を語る。彼らは医師や弁護士などエリートたちであるが、反ユダヤ主義を今でも支持し、自分たちの行為について全く反省していない。ヒトラーをいまだに礼賛する者さえいる。ユダヤ人やロマに対する差別的意見を公然と語り、ロマに不妊手術を施したのを肯定している。さらに絶滅収容所の存在を相変わらず否認している。オーストリアはナチスの犠牲者ではなく、共犯者であることが印象づけられる。

A-2 「殺害による治癒」 Healing by Killing 監督：Nipui Beheneg 1996年 イスラエル  
19970344 90分

トブレリンカとアウシュヴィッツで人体実験や安楽死を実施した医師たちがどのような医学教育を受けたのか検証し、現代の医学生とともに医学倫理について論じる。

A-3 「ヒトラーの手下：シーラッハ - 若者を汚した者」 Hitler's Henchmen - Schiracha, the  
Corruptor of Youth 監督：Peter Hart/ Ricarda Schlosshan 1998年 ドイツ 19990430 53分

シーラッハはたいがいのナチス指導者と違って、名門貴族の出身で教養人でもあったが、第一次世界大戦の前線での経験から、戦後ヒトラーに心酔し、ヒトラーユーゲントの指導者になる。若者たちに、ヒトラーへの絶対的忠誠と国家への奉仕の精神をたたき込む。彼が作り上げた組織にヒムラーや国防軍が目を付け、武装SSや軍隊兵士の供給源になっていった。しかし、戦争が進むとシーラッハとナチス体制の間に隙間が生じるようになる。シーラッハ夫人はユダヤ人迫害を座視できなくなり、またシーラッハも敗勢が濃くなり、少年たちが捨て石になることに疑問を抱くようになる。戦後のニュルンベルク裁判では、ついに自分の責任を認めるに至る。

A-4 「スペシャリスト」 The Specialist 監督：Eyal Sivan 1998年 フランス 19900496 123分  
テルアビブでの「アイヒマン裁判」の記録。「スペシャリスト・自覚なき殺戮者」として日本でも公開された。

A-5 「死神博士の栄光と没落」 Mr. Death: The Rise and Fall of Fred A. Leuchter Jr. 監督：Errol  
Morris 1999年 アメリカ 19990301 91分

自称・死刑装置の発明家であるロイヒターなる人物は、ホロコーストの実在性を否定し、珍妙な調査を繰り広げる。彼自身は単なる変人に過ぎないが、彼を利用する歴史修正主義の存在に注

意を喚起する。日本語字幕あり・貸出作品

A-6 「ブービと帝国へ帰る」 Back Home to the Reich with Bubi 監督：Stanislaw Mucha 2000年  
ドイツ 20010049 79分

ドイツの名門貴族家アルフェンスレーベン出身のLudolf Hermann von Alvensleben(通称ブービ)は、快活で明るい男だったが、ナチス親衛隊の指導者としてポーランドで多数の殺害を指揮した。ブービの実行した犯罪の記録を追うとともに、いまでも結束の固い名門アルフェンスレーベン家内での、一族の負の歴史に対する受け止め方を記録している。

A-7 「かつて激流があった」 There was a wild Sprite 監督：Claudia von Aleman 2000年 ドイツ  
20010772 43分

ドイツ・チューリンゲン地方の名家出身の監督が、19世紀以来軍人を輩出し、ナチス支持者ともなった祖先の歴史を追う。戦争体験者の親の世代は、負の歴史と向き合おうとしないことが明らかになる。

A-8 「アイヒマン - 秘密の覚書」 Eichmann-The Secret Memories 監督：Nissim Mossek/ Alan  
Rosenthal 2002年 イスラエル 20030045 112分

1961年にアイヒマンが作成したメモワールを元に、彼がどのような人物であったか明らかにしている。子供時代からナチ党への入党後の活動について追う。特にユダヤ人政策への関与と、彼の自己認識を問題とする。

A-9 「ブラインド・スポット (盲点)：ヒトラーの秘書」 Blinde Spot: Hitler's Secretary 監督：  
André Heller 2002年 オーストリア 20030789 90分

1942年から45年までヒトラーの秘書を務めたトラウドル・ユンゲ (Traudle Junge) の証言インタビュー (2001年撮影)。ヒトラーの秘書室は、政治や戦争について重大問題が扱われるような場所ではなく、権力の中心にありながら「盲点」のような場所であった。ヒトラーは柔和な家父長のように振る舞っていた。しかしソ連戦線での敗勢が明確になり、さらに1944年7月20日の軍部クーデタが起きると、徐々に緊迫するようになった。特に1945年4月にベルリン陥落が迫ると、ユンゲの証言は詳細になり、ヒトラー、エヴァ・ブラウン、ゲッベルス、ボルマン、シュベアーなどの動静が詳細に語られ、またゲーリングやヒムラーらの離反の状況も生々しく伝えられる。この証言が元になって、映画「ヒトラー：最期の12日間」が作成される。『私はヒトラーの秘書だった』(草思社文庫)の映画版。

A-10 「永遠の美」 Eternal Beauty 監督：Marcel Schwierin 2003年 ドイツ 20030604 90分

第一次世界大戦からナチス体制までに至るイメージ=観念を通じて、ドイツ人の心性の形成を追う。肉体や労働の賛美、国民の一体性、敵、死などについてのイメージの歴史を追う。

A-11 「灰色の事態」 Gray Matter 監督：Joe Berlinger 2004年 アメリカ/フランス 20050379 59分

ウィーンの精神病院には700人もの知的障がい児の脳標本が保管されていた。これは、ハインリヒ・グロース (Heinrich Gros) という医師が、戦時中ナチスに協力して殺害した子供たちの脳であった。驚くべきことに、グロースは、戦後ウィーンの社会民主党の支持者として政治的影響力を持ち、子供たちの脳を実験材料にして研究成果を公表し続けていた。ようやくオーストリアやイスラエルの医師、ジャーナリストが調査を開始する。子供たちの脳の埋葬が執り行われ、オーストリア大統領やウィーン市長も過ちを認める。しかしグロースは、2度の裁判で起訴されずに終わった。

A-12 「ノイバッハー計画の終焉」 The End of the Neubacher Project 監督：Marcus J. Carney 2006年 オーストリア/オランダ 20070477 74分

監督の母の実家であるオーストリアのノイバッハー家は、狩猟を愛し、軍人を輩出する保守的一族である。いまでも結束は固いが、ナチスに加担した一族の歴史に向き合おうとしない。親族たちに対して、批判的視線によって、その歴史を追う。

A-13 「名もなき兵士」 The unknown Soldier 監督：Michael Verhoeven 2006年 ドイツ/ウクライナ/アメリカ 20070508 97分

ユダヤ人に対する民族絶滅政策はナチス親衛隊の行為であって、国防軍は直接の責任を持たないというのがドイツ人の一般的イメージであるが、本作品は国防軍による戦場での犯罪行為を明らかにしている。

A-14 「家と祖国の間で:心の中のある町」Between Home and Homeland; One Town in my Heart 監督：Lilach Naishtat Bornstein/ Hans Peter Lübke 2012年 イスラエル/ドイツ 20130920 30分

1927年生まれのカーラ (Karla) は現在イスラエルに居住するが、ドイツのレムゴ市 (Lemgo) で生まれ、テレジエンシュタット、アウシュヴィッツ収容所に収容されながら、生き延びることができた。イスラエル生まれの子供たちには、自分のドイツでの体験を語らないでいる。しかし1985年にレムゴ市在住の女性から手紙を受け取り、ドイツでの体験を語ってくれと頼まれる。現在は市長も彼女との交流に積極的で、ユダヤ系住民の歴史を紹介する博物館を創設し、地元の高等学校にまでカーラの名前が付く。市長は、戦後生まれの自分たちの責任を語る。

A-15 「品のある人間」 The Decent One 監督：Vanessa Lapa 2014年 イスラエル / オーストリア / ドイツ 20150149 96分

親衛隊指導者ヒムラーの生涯を、妻マルガレーテの視点から追う。民族絶滅政策の最大の責任者であった夫を「人間の品」を大事にする人だとして、戦後も彼の責任を認めようとしなかった。

## B 占領と抵抗

B-1 「1944年ワルシャワ蜂起」 Warsaw Uprising 監督：Krzysztof Lang 1994年 ポーランド 19950134 75分

1944年7月に始まったワルシャワ蜂起の歴史。7月5日にホロコムスキ将軍たちを中心に決起し、8月1日から戦闘が開始される。イギリス軍が空輸で支援するが、食料は不足し市民は飢える。ソ連軍はワルシャワに迫るが、進軍方向を変える。蜂起軍は徐々に追い詰められ、下水道を通じて逃走を試みる。反乱は63日続いたが、ついにホロコムスキ将軍は降伏した。

B-2 「闘士」 Fighter 監督：Amir Bar-Lev 1999年 アメリカ 20010511 86分

Jan Wiener と Arnost Lustig はチェコ出身のユダヤ人で、ともに大学教授である。二人は、1978年にアメリカで知り合う。Wiener は戦時中、ユーゴスラビアからイタリアへと逃亡し、イギリス軍に参加してドイツ軍と戦った。戦後チェコに戻るが、社会主義政権に弾圧され、国を離れる。これに対して Lustig はアウシュヴィッツを生き抜き、戦後チェコで暮らし、一時社会主義を支持した経験を持つ。二人は、第二次世界大戦時の思い出を語るとともに、Wiener の逃亡と戦いの道筋をいまいちど旅する。

B-3 「アンゲロスのフィルム」 Angelos' Film 監督：Forgacs Peter 2000年 オランダ 20010213 60分

アンゲロス は身の危険を顧みず、ドイツ占領下のギリシャ社会と自分の家族を撮影した。彼の残した映像を再編集する。1940年にギリシャはイタリアから侵略されるが撃退に成功する。翌年アンゲロスは結婚する。1941年4月にはドイツが侵略し、その占領下におかれる。1941/42年の冬には多くの餓死者を出す。43年には抵抗運動が激しくなる。また北ギリシャを占領したブルガリア軍への抵抗運動も始まった。レジスタンスの死者の葬式やストライキの風景が撮影される。イタリア占領地域の統治はルーズであったが、イタリア敗戦後にはそこもドイツ軍が進駐し苛酷な弾圧を行うようになる。レジスタンスの公開処刑も行われる。ようやく1944年10月にはドイツ軍が撤退し、イギリス軍によって解放される。しかし共産主義者の蜂起によって内戦が始まった。映像の中には彼の家族生活の風景も挿入される。

B-4 「関係者の方々へ」 To Whom it may concern 監督：Barbara Hano 2002年 オランダ  
20030272 68分

オランダ人老婦人は熱心なカトリック教徒の家族で育つ。兄のアルフォンス（Alfons）は戦争中抵抗運動に参加して逮捕され、1945年1月22日に死去した。兄はバードウォッチャーで、観察記録を細かくつけていたが、1944年1月に記録は途絶える。この頃彼は頻繁に夜に外出するようになり、母は心配していた。1944年2月22日に逮捕された。外光の入らない監獄に父母は訪ね、兄からも手紙で監獄での生活ぶりが当初は伝えられた。しかし9月にドイツのノイエンガメ（Neuengamme）の強制収容所に送られる。母は絶望する。その後赤十字から死亡記録が届くが、どのような状況で死んだのか全く知らされなかった。

B-5 「議論を呼ぶ歴史」 Controversial History 監督：Inara Kolmane 2010年 ラトビア  
20110649 65分

ラトビアはソ連に占領された後、ドイツに支配される。3人のラトビア出身の老人たちが、第二次世界大戦時の記憶を語る。3人はユダヤ人、ラトビア人、ロシア人（ベラルーシ人？）である。しかし3人の体験は大きく異なり、共通点を持たない。ユダヤ人迫害を生き延び、戦後アメリカで化学者として成功したEdward Andersを軸に、他の二人の老人の証言も交える。世界大戦に関する国民的記憶を形成するのが困難なラトビアの現状が映し出される。

B-6 「託される」 The Commitment 監督：Michèle Massé 2010年 フランス/イスラエル  
20110109 51分

1992年に本作の監督に母のジョセフィーヌから電話がある。自分が死んだ後のことを頼まれ、戦争中の記録を託される。ジョセフィーヌは戦争中女学生であったが、1941年にリトアニアからPearlというユダヤ人女性が亡命し、同級生となった。二人は互いに惹かれあう。フランスがドイツに占領されると、ジョセフィーヌはユダヤ人でないにもかかわらず、連帯の証として自分も「ユダヤの星」を付け、逮捕される。釈放後、レジスタンスに参加し、ジョセフィーヌの家族もPearlをかくまって互いに戦争を生き延びることができた。

B-7 「絶滅の歴史」 The Chronicle of an Extermination 監督：Chryssa Tzelepi Kersagnidis 2013年  
ギリシャ 20131442 91分

ホルティアディス村の悲劇の歴史。1944年9月に、ギリシャはドイツ軍に占領され、パルチザンが抵抗運動を始める。村の女性や子供たちは、パン屋の建物に集められ、集団虐殺される。村で生き残ったのは、たった13人であった。

B-8 「より近くに」 Coming Closer 監督：Michal Nekanda-Trepka 2013年 20150733 ポーランド

ド 44分

1944年のワルシャワ蜂起を撮影した写真を使い、ワルシャワ市民軍の動向と、ドイツ軍兵士の体験を再構成する。

### C ホロコーストの体験と記憶

C-1 「ロッツ・ゲッター」Lodz Ghetto 監督：Alan Adelson/ Kathryn Tarerna 1988年 アメリカ  
19890028 103分

1941年から1944年のロッツ・ゲッター（＝ウーチ・ゲッター）閉鎖までの詳細な記録を追う。ワルシャワ・ゲッターとともにロッツ・ゲッターは大規模ゲッターで、8万人もが居住していた。ワルシャワ・ゲッターが激しい抵抗運動をしたのに対し、ロッツ・ゲッターはルムコフスキを指導者とするユダヤ人自治組織が、親衛隊の代理として厳しく統治していた。ユダヤ人はわずかな食糧配給を得ながら、軍需産業に奉仕した。しかし労働力としてみなせない子供たちは選別され、絶滅収容所に送られ、その後大人たちも次々と送り出され、ついにはルムコフスキまで絶滅収容所送りを免れなかった。日本語字幕あり・貸出作品

C-2 「証言」Testimony 監督：Sandra Wentworth Bradley 1993年 イギリス 19950262 79分

ユダヤ人迫害の開始から、絶滅収容所までの体験を生き延びることのできた30人のユダヤ人の体験をまとめる。様々な国や年齢、職業のユダヤ人の体験が語られる。

C-3 「選択と運命」Choice and Destiny 監督：Tsi Reisenbach 1993年 イスラエル 19950188  
〔YIDFF1995最優秀賞〕 118分

イスラエルに住む監督の父母の日常生活を追う。老父はビルケナウ、アウシュヴィッツ、マウトハウゼンといった絶滅収容所を生き延びることができた。そのたびに、ガス室への「選別」を免れ、労務者として働くことで、戦後まで生き延びた。日本語字幕あり・貸出作品

C-4 「ワルシャワ・ゲッター蜂起：マレク・エデルマンによる記録」The Warsaw Ghettos Uprising.  
Chronicle according to Marek Edelman 監督：Jolita Dylewska 1993年 ポーランド 19950129  
70分

1942年4月に、ワルシャワ・ゲッターに集められたユダヤ人は蜂起する。それはちょうどゲッターが閉鎖され、絶滅収容所に移送される時期に当たった。親衛隊やエストニア人警察に取り囲まれ、バリケードを作って抵抗した。ゲッターには火がかけられ、逮捕されたユダヤ人はトレ布林カの絶滅収容所に送られた。一部の者は下水道に逃げ込み逃亡を図る。マレク・エデルマン (Marek Edelman) の証言は、1942年4月19日から5月9日までの間の一日一日、参加者一人ひとりの行動や最期について、驚くほど詳細である。

C-5 「ロードス島よ永遠に」 Rhodes Forever 監督：Diane Perlsztejn 1995年 ベルギー  
19970181 59分

ロードス島（ギリシャ）のユダヤ人コミュニティの受難の歴史。イタリアのファシスト政権が、島を占領すると、ユダヤ人学校が閉鎖され、差別が始まる。それを逃れてアフリカやパレスチナへの移住者が増える。1944年にムッソリーニが降伏した後、ナチス・ドイツが島を占領すると、1800人のユダヤ人はアウシュヴィッツやベルゲン・ベルゼンの収容所に送られ、戻ってこなかった。それでも戦後アフリカから帰国するユダヤ人もあり、ロードス島に残ったユダヤ人たちはコミュニティのために記念碑を建設した。

C-6 「シュテットル」 Shtetl 監督：Marian Marzynski 1996年 アメリカ 19970183 173分

ポーランドのブランスク市では第二次世界大戦以前、人口の6割はユダヤ人であった。こうしたユダヤ人の都市的コミュニティを「シュテットル」と呼んだ。これらのユダヤ人はホロコーストの犠牲になるか、あるいはアメリカやイスラエルに移住し、いまでは、コミュニティは完全に失われている。この作品は戦前のユダヤ人コミュニティの歴史を掘り起こすとともに、迫害された際、ナチスとともにそれに加担したポーランド人や、逆に彼らを森の中にかくまった住民についても、証言を集める。本作と、エヴァ・ホフマン『シュテットル：ポーランド・ユダヤ人の世界』（みすず書房）は密接な共同関係にある。

C-7 「テレジエンシュタットは温泉リゾートのようだった」 Theresienstadt looks like a Spa Resort  
監督：Nadja Seelich/ Bernd Neuburger 1997年 オーストリア 19990292 50分

Josefa Stibitzova という女性は、ボヘミア（チェコ）のKolin という町の住人だったが、1942年に62歳で、テレジエンシュタットの強制収容所に送られる。この収容所は絶滅収容所ではなく、強制労働キャンプであったが、労働能力がないとみなされると、容赦なくアウシュヴィッツに送られた。彼女は労働能力に優れ、アウシュヴィッツに送られる危険を何度もくぐり抜け、生き抜いた。表題「テレジエンシュタットは温泉リゾートのようだった」は、故郷の子供たちに無事を知らせる葉書の一節である。死を免れたとはいえ、過酷な労働条件で、一緒に収容所に送られた2000人の同郷人のうち、帰還できたのは19人だった。1948年に録音された彼女の証言を中心に構成される。

C-8 「フォトグラファー」 Photographer 監督：Dariusz Jablonski 1998年 ポーランド 19990064  
75分

第二次世界大戦中、ドイツの軍需企業 IG Farben AGFA で働いていたアマチュアカメラマンのヴァルター・ゲーネヴァイゼン（Walter Genewaisen）は、ロッツ・ゲッター（ウーチ・ゲッター）の大量の写真を残していた。それらを再構成し、ゲッターの悲惨な実情と歴史を追う。

C-9 「アウシュヴィッツー最後の目撃者」 The Auschwitz-The Final Witness 監督：Andrew Barron  
1999年 イギリス 20010008 56分

ギリシャ出身のユダヤ人の若者3人は、アウシュヴィッツで労働者として働かされ、生き延びた。3人の体験についての映画。彼らはギリシャのテサロニキ出身である。1941年にドイツがギリシャを占領すると、1944年に彼らの家族は全員アウシュヴィッツに移送され、彼ら以外は誰も帰ってこなかった。彼らはゾンダーコマンドに選ばれ、髪を刈り死体を運ぶ仕事をさせられた。3人は10ヶ月間焼却施設で働かされた。彼らはさらにビルケナウでも働くことになる。ガス室でのユダヤ人たちの最後について証言する。

C-10 「ユダヤ人のこども達」 The Children of the Jews 監督：Vicki Shiran 1999年 イスラエル  
20010172 52分

博物館に収蔵される画像と映像資料によって、戦前戦中のユダヤ人のこども達の生活の激変を再現する。ナチスの支配が及ぶ前の幸福な時代のユダヤ人の子供の様子を再現する。続いてナチス支配初期の差別下の生活、さらにはゲットーでの窮乏状態、そして絶滅収容所での悲劇が、画像資料などによって語られる。

C-11 「トレブリンカを生き延びて」 Despite Treblinka: the Last Survivor 監督：Gerald Stawsky  
2002年 ウルグアイ 20030121 96分

ウルグアイに居住する2人のユダヤ人老人は、ポーランド出身でトレブリンカ絶滅収容所の生き残りである。しかも彼らは1943年のトレブリンカ蜂起の参加者だった。彼らは最初ワルシャワ・ゲットーに収容された。ゲットーのユダヤ人評議会の役割や、家族たちとの最後の別れについて語られた後、トレブリンカ収容所における体験、とくに1943年8月2日のトレブリンカ収容所で起きた蜂起が語られる。収容所の外に逃亡できたのは2グループ20人だけであったが、このうち1グループは全滅した。ほかにワルシャワ・ゲットーの蜂起の際に生き残ることのできた女性の証言も収録されている。

C-12 「ディヴァン」 Divan 監督：Pearl Gluck 2003年 アメリカ/ハンガリー 20030399 80分

主人公は1972年に生まれ、ニューヨークのブルックリンで育った。生家はハンガリー出身の厳格なハシド派ユダヤ教徒である。厳格なユダヤ教の規律にはついていけず自由な生き方を望むが、しかしユダヤ人の伝統文化にも惹かれている。女性が家庭に専念するというハシド派の考え方にはついていけないが、しかしユダヤ人家庭の中心に置かれるディヴァンと呼ばれる長椅子には惹かれている。彼女は父親の出身地ハンガリーの親族を訪ねる。父親の親族は従兄弟がいるだけで、ユダヤ人がイディッシュ語を使っていた Rohod という町は壊滅し、ジナゴグももうない。彼女

はハンガリーのユダヤ社会を探し求める。もはや厳格なユダヤ人社会に戻りたいとは思わないが、ユダヤ人文化を貴重なものと思う。最後にブダペストでディヴァンを購入する。

C-13 「森の外へ」 Out of the Forest 監督：Limor Pinhasov / Ben Yosef 2003年 イスラエル  
20050259 90分

リトアニアの Ponar という寒村の住民 K.Sackwichz は、1941年から44年に、近くの森の中でくり返し行われたユダヤ人の集団銃殺の記録を残していた。それはドイツの親衛隊が直接、手を下すのではなく、リトアニア人の警察ばかりか、住民も深く関わっていた。Sackwichz の日記によって歴史を再構成するとともに、現在のリトアニア人たちが、自分たちの過去の犯罪的歴史に向き合おうとしない現状を捉える。

C-14 「アウシュヴィッツから来た少女」 The Girl from Auschwitz 監督：Stafan Jarl 2005年 スウェーデン 20071385 76分

Cordellia Edvardson はスウェーデンのジャーナリストで、パレスチナのイスラエル占領について取材をしている。彼女はアウシュヴィッツ絶滅収容所に収容された経験を持つ。テレージェンシュタットからアウシュヴィッツに送られた。アウシュヴィッツでは一人の女性が彼女の面倒を見てくれ、彼女のおかげでガス室送りになることを免れた。アウシュヴィッツの撤収後はデンマークの収容所に送られ、そこで解放された。戦後はスウェーデンで暮らし、スウェーデン語を身につけた。ジャーナリストになってイスラエルの支持者としてスウェーデン語の報道を行っていたが、パレスチナで起きているイスラエル占領の不正を見逃せなくなる。弾圧されているパレスチナ人の状況をスウェーデン語で報道する毎日である。

C-15 「バルティ地区のゲットー」 The Balty Ghetto 監督：Pavel Sting 2008年 ポーランド/チェコ 20091785 88分

ポーランドのロツ・ゲットーのバルティ区には、チェコから送られたユダヤ人も居住した。チェコのユダヤ人はドイツ・ユダヤ人と同じく、ユダヤ教信仰も薄く、西欧化していた。ロツ・ゲットーに到着し、その悲惨な状況にショックを受けるとともに、自分たちとは異なるポーランドの東方ユダヤ人との共存も簡単ではなかった。ユダヤ人自治組織のルムコフスキの独裁的方针も不快なものであった。子供を選別して絶滅収容所に送り出すという彼の方針に抵抗し、子供を壁の中にかくまい、なんとか生き延びようとした記録。

C-16 「ゲルダの沈黙」 Gerda'Silence 監督：Britta Wauer 2008年 ドイツ 20090689 88分

ゲルダはニューヨークのユダヤ人街に居住するが、ベルリン出身であった。ベルリンではゲルダたちユダヤ人家族は、戦前、アパートのドイツ人とも仲良く暮らしていた。しかし1939年に両

親はポーランドに送られ、永遠に別れた。自分も危うくアウシュヴィッツに送られそうになるが、隣人たちがかくまってくれた。しかし誰か（ゲシュタポと通じていたユダヤ人ではないか？）に密告され、1944年にアウシュヴィッツに送られる。彼女は当時妊娠していたが収容所医師メンゲレが、乳児が栄養なしでどれだけ生きるのか実験するという理由で、生き残ることができた。子供は生後2週間で死亡する。ゲルダは、1947年にアメリカに渡るが、東ベルリン市民となつたかつてのドイツ人隣人をしばしば訪問した。アメリカで生まれた息子には、ドイツ人に親密な感情を持つゲルダの気持ちが全く理解できない。このためゲルダは、自分の体験を、東ベルリン市民であった Knut には打ち明けるが、息子とはなかなか語り合えない。

C-17「忘れられた移送：ポーランドへ」Forgotten Transport:Poland 監督：Lukas Pribyl 2009年  
チェコ 20091465 90分

チェコ出身のユダヤ人たちの中に、ポーランドのルブリンのゲッターに送られ、1943年にゲッターが閉鎖された後、絶滅収容所に送られた者たちがいた。生存者の老人の記憶をたどりながら、ゲッターでの強制労働や、絶滅収容所での体験、親衛隊指揮官の記憶を語る。

C-18「中傷」Defamation 監督：Joaf Shamir 2009年 イスラエル／デンマーク／オーストリア  
／アメリカ 20091721 93分

イスラエルでは、高校生に対する反セム主義についての歴史教育の一環として、アウシュヴィッツでの修学旅行が組まれているが、モサドが同行する。ヨーロッパでの反セム主義を強調するばかりで、高校生のポーランド市民との交流はあまりうまくいっていない。一方アメリカのブルックリンのユダヤ市民も、黒人市民との間で衝突が絶えない。黒人たちはユダヤ人が経済界を牛耳っていることに反発を強めている。アメリカやイスラエルのユダヤ人知識人たちには、反セム主義を過剰に意識し、それを政治的に利用するイスラエルやユダヤ人の動向に危惧する者もいる。

C-19「白いカラス」The White Raven 監督：Carolyn Ott 2009年 ドイツ 20110445 82分

マックス・マンハイマー (Max Mannheimer) はユダヤ人作家・画家である。戦前チェコスロヴァキアで生まれ、チェコの併合後、ダッハウ、アウシュヴィッツ、ビルケナウの収容所で生き抜いた。その間、新婚の妻も含め、ほとんどの家族を失った。戦後の解放後、2度とドイツの地を踏みまいと思っていたが、戦時中、抵抗運動を続けていた社会民主主義者の女性と恋に落ち、ドイツに居住した。戦時中の体験については沈黙を守っていたが、現在は若者たちに積極的にナチス下でのユダヤ人の運命について語っている。

C-20「友情の力」The Power of Friendship 監督：Wand Rozycka-Zborowska 2010年 ポーランド  
20111169 62分

ポーランドの町 Stupka には多くのユダヤ人が居住していた。それぞれ13歳であったユダヤ人少女ダスタ・ローゼンタルと、ポーランド少女グラジナ・ハルマチンスカは1940年から42年にかけて手紙を交換しあう。1942年に全てのユダヤ人がいなくなるまで、二人の手紙のやりとりは続いたが、42年3月25日が最後となる。ドイツ支配下での二人の友情の記録。

C-21「数えられる」Numbered 監督 Uriel Sinai/ Dana Doron 2012年 イスラエル 20130254  
55分

アウシュヴィッツの収容所に収容され、生き抜いた人々が、入れ墨された数字について語る。入れ墨されることは当面、死を免れたことを意味した。彼らは順番に、収容所での体験と戦後の人生について証言する。

C-22「避難所：自立ホームの物語」Refuge: Stories of the Selfhelphome 監督：Ethan Bensinger  
2012年 アメリカ 20130406 60分

シカゴの「自立ホーム」の居住者たちは、戦争中アメリカに亡命した者やアウシュヴィッツを生き延びたユダヤ人老人である。彼らの様々な戦時中の体験が語られる。日本支配下の上海を通じて亡命した者、両親と別れてイギリスに送られ保護された者、テレジエンシュタットの収容所からアウシュヴィッツの絶滅収容所に送られた者などである。彼らは戦後、シカゴで自治組織を作り、老人たちの施設も設立した。戦後のユダヤ人コミュニティ創設のプロセスも語られる。

C-23「ビューロー06」Bureau 06 監督：Yoav Halevy 2013年 イスラエル 20130808 58分

イスラエル国家は意外にも建国当初はホロコーストについてあまり強い問題意識を持っていなかった。しかしアイヒマン裁判を契機に、ホロコーストに対して意識を高め、「ビューロー06」という調査機関を設置し、研究を始める。それとともにホロコーストの体験者から、情報を収集するようになった。アイヒマンの審問記録や、調査員が作成した記録がその中に含まれている。

## D 弾圧と抵抗

D-1「ハルトハイム T-4」 T4-Hartheim 監督：A.Gruber/ J.Neuhauser 1988年 オーストリア  
19890157 62分

ナチス・ドイツが、精神病患者や障がい者の殺害計画（T 4）を実行したのが、オーストリアにあった「ハルトハイム城」であった。T 4 計画に関わった医師と、障がい者の殺害実施状況を、当時の職員の日記を通じて再構成する。医師は戦後責任を問われることはなかった。ハルトハイムの殺害技術が、アウシュヴィッツにつながっていった。

D-2 「子供の国, 灰の国」 Kindersland ist abgebrannt 監督: Sibylle Tiedemann 1997年 ドイツ  
19990289 90分

ウルム市(ドイツ)の女子学校は「白バラ運動」で知られるゾフィー・ショルが学んだ学校である。彼女の同級生たちが、在りし日のゾフィーとショル一家の思い出を語る。友人の中にはユダヤ人もおり、1935年にはニュルンベルク法で商売ができなくなり、ウルム市を去った者もいた。ゾフィーは戦争初期には孤児の支援を行っていたが、白バラ運動に参加し兄たちとともに処刑される。しかしウルム市の市民はショル兄妹にあまり同情的ではなかった現実が明らかにされる。

D-3 「アンドレの二つの人生」 Andre's Lives 監督: Brad Lichtenstein 1998年 アメリカ  
19990347 55分

アンドレ・シュタイナー(89歳)はアメリカ合衆国ジョージア州で暮らしている。スロバキア出身のユダヤ人であり、戦前はBruno市の建築家だった。彼は5人のグループを結成し、ホロコーストからのユダヤ人救済に取り組む。グループの中で2名は捕えられてアウシュヴィッツに送られるが、アンドレと妻も含め3名は逃亡に成功する。アンドレは1978年にクロード・ランズマンからインタビューを受けている。今回は息子たちに自分の経験を語るとともに、逃亡中彼を匿ってくれた家族とも再会する。

D-4 「NO! レジスタンスの証言 第三帝国下の抵抗者の思い出」 No! Witness of the Resistance in Munich 1933-1945 監督: Katrin Seybold 1998年 ドイツ 19990445 54分

ミュンヘンはナチス党発祥の地であるとともに、白バラ運動の活動の舞台であった。ナチス独裁下で、様々な抵抗運動が展開された。しかしその多くの人々は、強制収容所や刑務所で命を落とし、忘れ去られつつある。それらを掘り起こす試み。共産主義者、社会民主党員、カトリック抵抗運動、ユダヤ人、白バラ運動への参加者、修道女、様々な抵抗者の記録が掘り起こされる。

D-5 「無言の目撃者」 Deaf Witnesses, Silent Witnesses 監督: Brigitt Lemaire/ Stehane Gatti 2000年 フランス 20010656 52分

ナチス政権は1933年の「断種法」において聴覚障害者も対象にしていた。聴覚障害の女性は子供の頃、強制的に手術を受けた。15000人から20000人が手術され、子供の場合、親の許可も得ずに手術されていた。ベルリン・シャルロッテンブルクにT4の施設があった。手術を行った医師たちは戦後も罪を問われていない。

D-6 「刑法175条」 Paragraph 175 監督: Rob Epstein/ Jeffrey Friedman 1999年 アメリカ  
20010505 81分

同性愛者から市民権を奪う刑法175条は、既に19世紀末に制定された法律で、西独では1960年

代まで、東独でも1970年代まで効力を持っていたが、時代によってその実効性には差があった。ワイマール共和国時代の1920年代には、ほとんどこの法律は顧慮されることがなく、ベルリンは同性愛者にとって「楽園」のような都市であった。20世紀初めに生まれ、この時代を経験した同性愛者の人々は、ナチス体制下で強制収容所に収容され、筆舌し難い屈辱の経験を強いられた。わずかに残った人物が、インタビューに対して重い口を開く。歴史家クラウス・ミュラーのインタビューを契機に、「ホロコースト博物館」も同性愛者の展示を始めた。日本語字幕あり・貸出作品

D-7 「オラドゥール村からの少女」 The Girl from Oradour 監督：Ib Makwarth 2000年 デンマーク 20010819 23分

1944年に親衛隊によって、抵抗運動（マキ）に関わっているとみなされ、村ごと集団虐殺されたオラドゥール村（フランス）での事件をたどる。現在の村の様子と、1944年6月に起きた集団虐殺の経緯を再現する。

D-8 「ブラックリスト」 Blacklist 監督：Agota Varga 2002年 ハンガリー 20030898 70分

ハンガリーのロマ（ジプシー）たちの第二次世界大戦中の過酷な運命についての記録。ロマたちは名簿を作成され、そのリストに従い男はRahoの強制労働（ルーマニア）に動員され、女たちはユダヤ人のゲットーに送られた。ロマたちの記憶とハンガリー人憲兵の自己弁護的証言を対比的に描く。

D-9 「クラルスフェルド家」 The Klarsfelds 監督：Elizabeth Citroën 2002年 フランス 20030171 52分

ベアテ・クラルスフェルド（Beate Klarsfeld）はベルリンに育ち、ナチ党員の経歴のあるキージンガーの政権に強く反対した経験を持つ。1960年代にパリに移住し、ユダヤ人のセルゲ・クラルスフェルド（Serge Klarsfeld）と知り合い結婚した。セルゲの父は家族を隠したが、自分はゲシュタポに捕まり帰ってこなかった。セルゲとベアテはかつてのナチスを探し出す運動を始めた。フランスで活動した親衛隊の幹部を何人も見つけ出し、裁判にかけていった。子供たちも両親の運動に協力する。ナチハンターとしての彼らの活動を紹介する。

D-10 「ガド・ベック物語」 The Story of Gad Beck 監督：Carsten Does/ Robin Cachet 2006年 ドイツ 20070954 100分

1923年生まれのガド・ベックは母方を通じてユダヤ人の系譜を継いでおり、加えて同性愛者であった。叔父がガド・ベックと友人のマンフレッド・レヴィンを匿ってくれたが、マンフレッドの家族は絶滅収容所に送られる。マンフレッドも家族と運命をともにするため、ガド・ベックの

もとを去る。1943年にガド・バックはバルリン・ローゼンシュトラーセ (Rosenstrasse) に送られるが、ドイツ人女性達が夫や子供を返せと運動し、彼も絶滅収容所送りを免れる。その後、地下活動でユダヤ人救済に取り組んだ。ちなみにガド・バックは「刑法175条」にも登場する。

D-11 「逃亡」 The Runaway 監督：Marek Tomasz Pawlwoski 2006年 ポーランド 20071293 56分

ポーランド人の Piechowski は戦前にボーイスカウトの活動に熱中していたが、第二次大戦が開戦すると、ナチスから逃れるためフランスに亡命しようとするが、アウシュヴィッツに送られてしまう。収容所では「ゾンダーコマンド」として飢餓の中で働かされた。仲間たちと逃亡を計画し、SSの制服を盗みだし、1944年6月に脱走に成功する。戦争中はウクライナでパルチザンに参加した。戦後はポーランドの共産主義政権になじめず、10年間も刑務所暮らしを強いられる。造船所で働き、「連帯」の運動にも加わった。冷戦終了後、ようやく自由に生きられるようになって経済的にも成功した。

D-12 「共謀者-ポーランド・レジスタンスの女性たち」 Conspirator-Polish Heroines in Resistance 1939 監督：Paul Meyer 2006年 ドイツ 20070311 90分

抵抗運動に参加したポーランドの女性の証言記録。ポーランド女性も軍事蜂起に参加した。その中にはドイツ軍に捕まり強制収容所送りになった者もいる。また女性だけの軍団もあった。ドイツ占領下で抵抗の秘密組織を作りつつ、日常生活を送る。数百万人が抵抗運動に加わった。多くの反抗グループも徐々に組織化され、団体間で調整されるようになる。そしてこの組織の連絡網を少女たちが担った。さらに女性たちが男と対等の地位で抵抗軍に加わった。彼女たちも地下水道で戦い続けた。1944年にワルシャワ蜂起軍は降伏し、彼女たちも強制収容所に送られた。戦後同盟軍 (英米) の裏切りで、ポーランドはソ連に占領され、多くの友人たちが亡命した。

D-13 「マッチは幸いなり：ハンナ・セネシュの生と死」 Blessed in the Match; The Life and Death of Hannah Senesch 監督：Roberta Grossmann 2008年 アメリカ 20090477 86分

ハンガリー出身のユダヤ人女性ハンナ・セネシュ (Hannah Senesch) の人生を描く。彼女はブダペストのユダヤ人中流階級で育った。ブダペストにはユダヤ人コミュニティがあった。ユダヤ人としての自己認識を育み、ユダヤ人国家の創設を志向するようになる。1939年に第二次世界大戦が始まるとパレスチナに移住し、農業に携わったが、母はハンガリーに残った。ホロコーストが行われているのを知ると、1944年にユーゴスラビアからハンガリーに潜入して、母を救い出そうとする。結局ハンナはハンガリー警察にとらわれ、11月には処刑されてしまった。母は生き延び、戦後パレスチナに移住する。

D-14「戦時の兄弟」 Brothers at War 監督：Oystein Rakkenes 2010年 ノルウェイ 20110681  
54分

ノルウェイ人の老齢の兄弟が互いの戦時の経験を語り合う。弟はイギリスのためにスパイ活動をはじめた。フィンランドでフィンランド、スウェーデン、ノルウェイのスパイと接触し、ノルウェイに帰国した後、1941年7月に逮捕され、死刑判決を科される。兄が前線に立てば死刑が免除されると聞き、兄はフランス戦線に送られる。兄は戦場での経験を、弟は収容所での経験を語り合う。どちらも地獄のような様相である。戦後、1945年11月に兄は戦犯に問われるが、無罪となった。当時他には選択はなかったと、振り返る。

D-15「好ましくない者」 The Undesirables 監督：Chiara Cremaschi 2010年 イタリア  
20110071 52分

フランスのリュークロ (Rieucros) に、反ファシズムの活動に加わった女性専用の強制収容所が1939年にできる。そこには、イタリア人、スペイン人、フランス人、ドイツ人などが収容された。コミュニケーションには苦勞したが、互いの言語を教えあい、公衆衛生や健康に気遣い、食事や育児を協力し、手芸なども教えあった。しかし1940年に事態が一変する。ユダヤ人は他の収容所に送られ、イタリア人やスペイン人は、ファシズムの母国に送還される危険が迫った。

D-16「料金所」 Toll Station 監督：Vincent Pascual/ Luis Garcia 2011年 スペイン 20130164 58  
分

オーストリアにあったマウトハウゼン強制収容所は、ナチス体制に従おうとしなかった者たちが、収容され過酷な扱いを受けたが、その中にはスペイン市民戦争で共和派として闘い、フランスに亡命したスペイン人も含まれていた。こうした体験を持つ二人の老人が、マウトハウゼンに訪れたスペインの若者に、自分たちの体験を語る。

D-17「カーブで」 In the Curve 監督：Gabriele Hochleitner/ Timothy Macleish 2014年 オースト  
リア 20150102 120分

オーストリアの山岳地方にあるゴールデック村 (Goldegg) に1944年、脱走兵が逃げ込んだ。彼らは徴兵命令に応じず、山岳地方に逃げ込んでいた。親衛隊は村を急襲し、その時ホッホライター家の兄妹の長兄と次兄は命を失う。彼らの妹のリースル (Liesl) は脱走兵のルピッチ (Rupitsch) と恋に陥っており、妊娠していた。彼女も戦争中メクレンブルクの強制収容所に送られ、戦後、再婚した。しかし結婚した相手は、ルピッチとの間にできた息子に厳しく、彼は1962年に自殺してしまう。現在、生存している年下の兄弟たちが父母や兄、姉、甥の悲劇を語る。

## E 難民・亡命・支援

E-1 「マルセイユのヴァリアン・フライ」 Varian Fry in Marseille 監督：Jörg Bundschuh 1987年  
西ドイツ 19890165 89分

ビシー政権下にあったフランスのマルセイユで、ヴァリアン・フライ（緊急援助委員長）が、アメリカ領事のバリー・ビンガムと協力して、反ナチ運動家200人以上にビザを発給した。その活動に関わった人々の回想。

E-2 「精神の武器」 Weapons of the Spirit 監督：Pierre Sauvage 1989年 アメリカ/フランス  
19890098 90分

ル・シャンボン（Le Chambon）はわずか5000人のフランスの小村であるが、戦争中人口に匹敵する5000人ものユダヤ人を匿い続けた。この村はビシー政権支配下の山岳地帯にあり、かつて祖先たちはユグノー教徒として弾圧された歴史を持つ。戦時中に牧師は、ドイツに対して協力的なビシー政権を批判し、村人の共感を得ていた。こうした共感には村内の少数派カトリック教徒も共有した。村人は一体となってユダヤ人避難民を保護した。日本語字幕あり・貸出作品

E-3 「ラウル・ワレンベルクの任務」 The Mission of Raoul Wallenberg 監督：Alexander  
Rodnyansky 1990年 ソ連/西ドイツ 19910015 70分

ハンガリーのユダヤ人は、絶滅政策の最後の犠牲者であったが、そのギリギリの段階においてスウェーデンのブタペスト駐在大使のワレンベルクは、ビザの発給によって多くのユダヤ人を救い出した。しかしソ連の占領下で1947年に突然消息を絶つ。彼のブタペストでの活動を、多くの証言によって再構成する。

E-4 「膝ががくがくしていたーキンダートランスポートの思い出」 My Knees Were Jumping:  
Remembering the Kindertransports 監督：Mellissa Hacker 1995年 アメリカ 19970109 76  
分

監督の母親はナチス統治下のオーストリアからイギリスに送られた。アメリカがユダヤ人救出を始めるのは、ユダヤ人の子供たちをイギリスが政策的に迎え入れた後である。このイギリスの政策によって救われたユダヤ人の子供たちの運命についての記録。

E-5 「杉原とその他の人々」 Sugihara and Others 監督：A.Milosz 1997年 ポーランド  
19970318 53分

ポーランド語映画であるが、英語字幕はない。杉原千畝が発給したビザで生き延びた老人たちが思い出を語る。ビザ取得後、リトアニアからモスクワ、ウラジオストックを経て日本に辿り着

いたユダヤ人たちは、さらに東京、神戸を経て上海に到着した。

E-6「救われた者たち」The Saved 監督：Oeke Hoogendijk/ Paul Cohen 1998年 オランダ  
19990102 90分

オランダ人行政官フレデリック (Frederick) は、できるだけ多くのユダヤ人を救い出そうと試みた。彼は技術者や学者、専門職を持つ者のリストを作成し、これらの人々を絶滅収容所送りになることからなんとか防ごうとした。多くのユダヤ人が自分や家族を名簿に乗せてくれるように懇願し、フレデリックもこれに応えようと努力した。名簿に掲載された者たちは、Barneveldの施設に収容された。自由やプライバシーはなかったが、若い男女の間で恋愛関係が生まれ、後に夫婦になった者もある。終戦直前にレジエンシュタットからアウシュヴィッツに移送されたが、かろうじて生き延びた。Barneveldに収容された人々は幸運だった。

E-7「シャバヌヌの子供たち」The Children of Chabannes 監督：Dean Wetherell/ Lisa Gossels  
1999年 アメリカ 19990254 91分

ビシー政権下で村ぐるみでユダヤ人の子供たちを守り通そうとしたシャバヌヌ村 (Chabannes) の試みを描く。ドイツ、オーストリア、ポーランドから400人ものユダヤ人の子供たちを村は匿った。両親を殺害された子供たちを、抵抗グループの人々は救済しようとした。またパリでも反ユダヤ主義的な雰囲気があったが、シャバヌヌはこれらとは無縁であった。ビシー政権はユダヤ人たちを収容所に送ろうとしたが、村人や学校教師たちは必死で子供を守り通そうとし、森に隠したり、レジスタンスの協力でパスポートを入手し、亡命させようと試みた。

E-8「リヴェサルト日記」Journal de Rivesaltes 1941-42 監督：Jacqueline Veuve 制作年不明 スイス  
19990251 77分

フランスのリヴェサルトにはナチス占領下のフランスやスペインからユダヤ人やロマの子供たちが送られてくる。親を失った子供たちがバラックで暮らし、スイス人の若いボランティアが支援する。スイス人の若いナースの日記を中心に、映画を構成する。親たちはアウシュヴィッツへ送られた。子供たちも劣悪な生活環境で、親から切り離されて暮らす。

E-9「杉原：善意の陰謀」Sugihara: Conspiracy of Kindness 監督：Robert Kirk 2000 アメリカ  
20010104 102分

杉原千畝の生涯と活動を記録する。駐在リトアニア公使の杉原は、政府から許可を得ることなく、ユダヤ人のためにビザを発給した。その行為によって何の利益も報酬も得ることはなかった。杉原は士族出身で、早稲田大学で英文学を学んだが、その後ロシア語を学ぶ。ヒトラー政権の弾圧から逃れるユダヤ人の技術力を、日本政府は満州建設にいかそうとするが、杉原も外務省職員

としてロシア専門家として活動する。しかし日本の中国政策に失望し、外務省を辞任し帰国する。杉原は結婚後、リトアニアのカウナスへ外交官として派遣される。そこでポーランドからリトアニアに逃れたユダヤ人難民の状況に関心を持つようになる。ユダヤ人たちはカリブ海のオランダ領への亡命を目指す、それまでの間のトランジットビザが必要になる。杉原は公使としてビザを発行しようとするが、外務省からは許可が得られない。彼は公使としての最後の日々、ビザを発給し続ける。彼は離任のためベルリンに旅立つが、最後のホテルや駅でもビザに署名し続ける。その後リトアニアはドイツに占領され、ユダヤ人の大量虐殺が始まる。ユダヤ人にとっては杉原から発給されたビザは、唯一の救いだった。しかし杉原は1947年に外務省から解雇される。1960年に彼はソ連との貿易会社を設立する。1968年に彼は初めて自分のビザで多くの人間が救われたことを知る。

E-10 「最後の移民－上海のユダヤ系移民の話」 The Story of Jewish Refugees in Shanghai 監督：Xiao-hong Cheng 2002年 アメリカ 20030326 50分

ナチス政権がドイツで成立し、支配を広げるにつれ、多くのユダヤ人が亡命を試みるが、ビザを発行してくれる国が見つからなかった。しかし1937年以降に日本に支配された上海はビザが不要であった。1938年以降、1941年の日米開戦までの間に18000人のユダヤ人が上海に居住していた。この時期、多くのユダヤ人は上海で様々な事業を展開し、新聞を刊行し（イディッシュ・英語・ドイツ語・ロシア語）、スポーツチームや劇場、ユダヤ人学校なども開設されていた。1941年秋には杉原千畝が発行したビザを持ったポーランド、リトアニア出身のユダヤ人も到着した。しかし日米開戦とともに、ユダヤ人はゲットーに押し込められ、制限された生活を送るようになる。戦争末期にはユダヤ人と中国人の間に協力関係も生じた。本作品は、戦争終了後の解放までを画像・映像資料とともに、経験者の証言によって制作されている。

E-11 「奇妙な空の下で」 Under Strange Skies 監督：Daniel Blaufokus 2002年 ポルトガル 20030864 52分

第二次世界大戦中にポルトガルは中立の立場にあった。監督の祖父母はドイツ・マクデブルク市の出身であったが、ドイツからリスボンに避難してきた。リスボンを経てアメリカ合衆国に亡命した者は多く、シャガールやハインリヒ・マン、レマルクのような有名人もいた。リスボンの避難民の生活はアメリカ合衆国のユダヤ人慈善団体の資金が頼りであった。ビザを得るとともに、ポルトガルで仕事を探すのも難題であった。ユダヤ人の中には地元のポルトガル人と結婚する人もいた。祖父母は戦後もポルトガルに残ったが、それは例外であった。

E-12 「ヴァリアンとプッツィ：20世紀の物語」 Varin and Putzi: A Twentieth Century Tale 監督：Richard Kaplan 2003年 アメリカ 20031058 80分

ヴァリアン・フライ (Varian Fry) とプッツィ・ハンフシュテングル (Putzi Hanfstaengl) はともにハーバード大学出身で、ヴァリアンは古典学を学び、プッツィは音楽を愛したが、ナチスに対しては対照的な態度をとった。ヴァリアンはベルリンオリンピック取材したとき、その反ユダヤ主義と国家統制に強い印象を受け、その後マルセイユでナチスから迫害された芸術家や思想家を救済する活動を推進した。これに対してプッツィはヒトラー支援者のドイツ人の父親を持ち、ナチスの対外報道の活動をした。最終的にはゲッベルスやヒトラーと仲違いし、ナチスのインサイダーとしてアメリカ政府に協力したが、生涯ナチスと同じ思想を持ち続けた。

E-13 「ユダヤ人救済取引」 Jews for Sale. Payment with Delivery 監督：Axel Brandt/ Berthram von Boxberg 2004年 ドイツ 20050612 90分

Roszö Katzner はハンガリーの法律家にしてシオニストであった。彼はヒムラーと交渉して1800人のユダヤ人を救い出したが、戦後イスラエルではナチスと交渉した者として糾弾され、暗殺されてしまった。ハンガリーは第二次世界大戦中にユダヤ人が生存できた最後の場所であったが、ここでも1944年3月19日にドイツ支配が及び、ホロコーストが始まる。Katzner はブダペストのユダヤ人委員会の立場でアイヒマンと交渉し、金銭でユダヤ人の生命を購入する交渉をはじめ。アイヒマンに対して、金額や人数をめぐって粘り強く交渉する。SSの高官の中にはBecherのようにドイツの敗戦を予想し、自分の身の安全の保証のために、交渉に積極的な者もいた。Katzner はなんとか1800人を救いだした後ドイツに戻り、さらなるユダヤ人を救済しようとした。ニュルンベルク裁判ではKatzner は実際にBecherのために弁護をした。

E-14 「戦争の子供たち」 War Children – Between Two Countries 監督：Erja Dammert 制作年不明 フィンランド 20050090 93分

1939年6月9日にソ連がフィンランドを侵略する。フィンランドの多くの家族は子供たちをスウェーデンに避難させる。戦時中7万人の子供がスウェーデンの里親の元で育てられた。子供たちはスウェーデン語になれていったが、戦後にフィンランドに戻ると生活条件の悪さに苦しみ、スウェーデンでの恵まれた生活を懐かしむ。中にはフィンランドに戻らない子供たちもいた。

E-15 「匿われた子供たち」 The Hidden Children 監督：Jonathan Hacker 2007年 イギリス 20070732 49分

1942年にフランスのビシー政権はナチスに協力して、ユダヤ人を収容所に送ったが、フランスでは数多くのユダヤ人の子供たちを匿い、命を救おうとする人々がいた。かろうじて生き残った4人のユダヤ人が、両親と別れた後の体験を語る。BBC制作。

E-16 「アンネ・フランクの級友たち」 Classmates of Anne Frank 監督：Eyal Boers 2008年 イ

スラエル 20091194 58分

アンネ・フランクの同級生だったテオは、妻に勧められて、級友たちの映画を撮影することを決意した。彼らはアムステルダムのユダヤ人学校に通っていた。生き残った級友たちはオランダやイスラエルに居住しているが、アンネ・フランク博物館に集まり、自分たちの体験やアンネの思い出を語り合う。アンネの他にも絶滅収容所で死去した友人がいた。テオはドイツ人家族に匿ってもらい、生き延びることができた。ユダヤ人であることを隠していたが、住民たちはどうも自分のことをユダヤ人だと知っていたらしい。皆が秘密を守ってくれたことを知る。

## F 芸術家・俳優・知識人

F-1 「ティボール・ヤンカイ - 生存への芸術」 Tibor Jankay - The Art of Survival 監督：Harlan Steinberger 1995年 アメリカ 19970013 40分

ティボール・ヤンカイ (1889-1994) はハンガリー出身のユダヤ人画家である。彼の描く絵は、ピカソやシャガールを彷彿とさせる一方、アフリカ文化の影響も濃厚で、人間肯定的で生命力があふれている。いまでも亡き妻を礼賛し、彼女を描いた絵も多い。彼は、ハンガリーがドイツに占領された際、アウシュヴィッツに送られそうになったが、列車から脱走し、絵を描きながら逃亡生活を送った。いかなる苦難も、彼の人生肯定的性格を変えることはなかった。

F-2 「彼は自分をスラヴァと呼んだ」 He called himself Surava 監督：Erich Schmid 1995/ 7年 スイス 19970147 80分

1912年生まれのスイスのジャーナリストのスラヴァ (ペンネーム) は、1991年に自伝を出版したが、それは戦時中のスイスのジャーナリズムについての貴重な記録である。1933年にドイツでナチス政権ができると、スイスでも右翼政党が左派を弾圧するようになる。反ナチの立場を鮮明にしていた彼は、Nation 紙の編集長として活動するが、ゲッベルスの影響を受けたシュタイガーが、検閲を強化する。スラヴァは果敢に反ナチの活動を展開し、ユダヤ人の子供の救済運動や、フランス・オラドゥール村 (Oradour) の集団虐殺調査を行った。戦後、シュタイガーは地位を維持し、態度を一変させたが、相変わらずスラヴァの活動を邪魔し続けた。

F-3 「テレージェンでの日々」 Those Days in Terezien 監督：Sibille Schönemann 1997年 ドイツ 19970414 77分

ユダヤ人の俳優 Karel Svenk はテレージェンシュタットのゲッターの中でも、芝居を演じ、収容者たちを励まし続けた。最後には彼自身もアウシュヴィッツに送られて殺害される。彼の精神に触れようと、3人の女性が在りし日の Karel Svenk の姿を求めて回る。

F-4 「チャッツケル・レムチェン」 Uncle Chatzkel 監督：Rod Freedman 1999年 オーストラリ

ア 20010051 52分

オーストラリアに住む監督の祖母はリトアニア出身のユダヤ人である。祖母は南アフリカを経てオーストラリアに移住していた。彼女の弟、即ち監督の大叔父が現在でもリトアニアに居住しているチャッツケルである。大叔父は大学でリトアニア語を研究し、戦前、ユダヤ人の高等学校でリトアニア語を教えていた。教師仲間の女性と結婚し二人の息子が生まれた。しかし1941年にドイツ軍に占領されると、リトアニアのファシストによって3000人のユダヤ人が広場に集められ、集団虐殺された。この中には大叔父の父母（監督の曾祖父母）も含まれていた。大叔父の一家もゲットーに収容されたが、言語の専門家としての技能が活かされ、多くの書籍を言語別に整理する仕事をさせられた。しかし戦争中息子たちを亡くし、妻とも生き別れになった。戦後リトアニアに帰郷し、妻との再会を果たす。戦後はソ連統治下のリトアニアでリトアニア語の辞書の編纂に携わった。1979年に妻を亡くすと、ただ一人の親族もないままりトアニアで暮らし続けている。

F-5 「絵を見つけて」 Finding Pictures 監督：Benjamin Geisler 2002年 ドイツ 20030658 106分

作家にして画家のブルーノ・シュルツは現ウクライナの下ホロビチ市（Dohorobych）で活動したユダヤ系ポーランド人であった。彼は親衛隊長のフェリックス・ランダウ（Felix Landau）のために、彼の邸宅にフレスコ画を描いたが、結局親衛隊に殺害された。Christian Geisler（監督の父？）は、ブルーノ・シュルツのフレスコ画を求めて、地元の音楽家アルフレッド・シュライアー（シュルツの教え子）の協力により、ついにフレスコ画を見つけ出し、修繕を始める。しかしイスラエルの Yad Vashem 博物館は、それを密かに国外に持ち出してしまう。地元で生き残った数少ないユダヤ人であったシュライアーはこれに落胆する。在りし日のブルーノ・シュルツを回顧するとともに、絵画の所有権をめぐる国際関係に光を当てる。

F-6 「ロマンスとレジスタンス」 Romance and Resistance 監督：Mark Waren 2002年 アメリカ 20030140 54分

ユダヤ人の医師ギルバートはパリ歓楽街の女性の性病専門の医師であった。彼はドイツ支配下で強制収容所から脱走し、レジスタンスに参加した。彼は人気の踊り子のギジーと恋におちる。ギジーはナチス高官から可愛がられているのを利用し、ギルバートを匿い続ける。ギルバートはパリの解放までレジスタンスに参加した。二人は戦後になっても結婚せず、別々の道を歩む。ギジーはアメリカのラスベガスで活躍した。

F-7 「マルティン・ハイデッガー」 Martin Heidegger 監督：Marcel Schwierin 2003年 ドイツ 20030609 59分

哲学者ハイデッガーの生涯と思想的影響を追う。ナチス時代における師フッサール(ユダヤ人)や友人ヤスパーズとの緊張した関係、政治社会情勢が大きく変わっても続いた弟子ハンナ・アレントとの交流、フランスの実存主義者への影響、そしてフランクフルト学派からの手厳しい批判などが紹介される。

F-8 「レジスタンス・パラダイス」 Resisting Paradise 監督：Barbara Hammer 2003年 アメリカ  
20030406 80分

南仏のカシスには戦時中画家のアンリ・マチスやボナールが滞在していた。またユダヤ人救済運動があって、ユダヤ人がスペインを通じて連合国側に亡命するために中継ルートにもなっていた。このためベンヤミンなども一時的に滞在していた。マチスやボナールの戦時中の生活と共に、ベンヤミンなど亡命ユダヤ人の様子、支援活動などを振り返る。

F-9 「クレンペラーの日記」 Klemperer's Diary 監督：Stan Neumann 2004年 フランス  
20050672 75分

文学者・言語学者のヴィクトール・クレンペラーのナチス支配下での日記。クレンペラーはユダヤ人であったが、妻がドイツ人であったため、絶滅収容所送りを免れた。しかしナチス下でポストを奪われ、発表の場もなく、ひたすら日記を書く。自由人として日記を通じて思考を続けた。その中でナチス時代の言語を分析した。その成果は、戦後注目される。

F-10 「グロック：道化師王」 Grock: King of Crown 監督：Felici Zenoni 2004年 スイス  
20050016 55分

グロックは第二次世界大戦前に、ヨーロッパ各地で活躍した人気のコメディアンである。1880年にスイスで生まれ時計工場で働くが、道化師としてハンガリー、フランス、イギリスの劇場で活動する。イギリスではチャーチルと親交があった。第一次世界大戦後はアメリカ合衆国やドイツ、イタリアでも活動する。イタリアに邸宅を購入しそこで暮らしていた。しかし戦争中、ヒトラーやゲッペルスの求めで、ドイツで演じるという失敗を犯す。戦況が悪化するとスイスに帰国し、戦後もハンブルクなどで活動した。20世紀前半にヨーロッパ各地で活動した喜劇王の物語。

F-11 「ドホロビチ最後のユダヤ人」 The Last Jew from Dohorobych 監督：Paul Rosdy 2011年  
オーストリア 20130334 94分

ウクライナの都市ドホロビチには、戦前までウクライナ人、ポーランド人、ユダヤ人の3民族が共存していた。町のユダヤ人には富裕な者が多く、美しいシナゴークもあった。しかし貧しいウクライナ人の中には反セム主義も広がっていた。ほとんどのユダヤ人は1942年8月にベルゼック(Belzec)の絶滅収容所に送られて、死に絶えた。ブッヘンヴァルト(Buchenwald)の強制収

容所に送られたアルフレッド・シュライアーは、例外的に生き延びることができた。彼は作家・画家ブルーノ・シュルツの教え子でもあった。シュライアーは戦後ドホロビチに戻ったが、彼以外にユダヤ人はもう町にはいなかった。戦後は音楽家となったが、ユダヤ人であるがため、非ユダヤ人の妻とともに差別の中で人生を送った。

## 付 記

本調査は、故高橋卓也氏（認定 NPO 法人・山形国際ドキュメンタリー映画祭理事）からの情報提供を契機に開始した。高橋氏と映画祭山形事務局の皆様には、心よりお礼を申し上げる。

A Filmography of Documentary Films on Nazi Germany and  
the Holocaust – From Entries submitted to the Yamagata  
International Documentary Film Festival

YAMAZAKI Akira

After *Shoah*, directed by Claude Lanzmann, was released in 1985, numerous documentary films about the Holocaust and the Nazi regime have been produced, making it difficult to obtain an accurate conspectus of these films, addressing as they do some of the most serious issues in 20th century history. The Yamagata International Documentary Festival has been held since 1989, and many films concerning the Holocaust and the Nazi regime have been submitted. This List is composed of such films for the purpose of obtaining an overview of the genre.



## 「山形大学人文社会科学部研究年報」投稿規程

### 1 投稿資格

「山形大学人文社会科学部研究年報」(Yamagata University Faculty of Humanities & Social Sciences Annual Research Report) に投稿の資格を有するのは、以下の者とする。

- (1) 山形大学人文社会科学部の教員 (教授, 准教授, 講師, 助教)
- (2) 山形大学大学院社会文化システム研究科学生 (指導教員の推薦ある者)  
また,
- (3) 本学部教員以外の者との共同研究についても, 応募を認めることがある。
- (4) 山形大学人文社会科学部もしくは山形大学大学院社会文化システム研究科の主催で開催された講演会の原稿も掲載可とするが, 原稿依頼および原稿のとりまとめについては当該の講演会を担当した本学教員の責任においておこなう。

### 2 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「判例評釈」「書評」「講演」その他学術研究に資すると判断されるものとする。
- (2) これら以外に, 本学部教員の研究活動に関する報告等を掲載する。

### 3 原稿枚数

- (1) 原稿は, 各号原則として一人一編までとするが, 2に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「講演」は, 原則として400字詰め原稿用紙に換算して100枚以内とする。
- (3) 「判例評釈」「書評」については, 原則として400字詰め原稿用紙に換算して30枚以内とする。

### 4 書式

刷り上がりの版型はB5版とする。なお, 以下に記載のない書式の詳細については, 山形大学紀要の書式に準ずるものとする。

- (1) 原稿は, 縦書きもしくは横書きとする。縦書きの場合は二段組みとする。
- (2) 横書きの場合は裏表紙から始める。
- (3) 外国語論文原稿の投稿も認める。
- (4) 原稿は原則としてワープロで作成し, 使用したワープロ・ソフト名を明記した電子ファイル (フロッピー・ディスクなど) とプリントアウトしたもの2部 (1部は所属・氏名を記載しない) を提出する。
- (5) 日本語 (外国語) の場合は外国語 (日本語) のレジメを付ける。その枚数も上記の原稿枚数に含める。投稿者は, 当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェッ

クを受けたいうえで、外国語レジュメを編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語によるレジュメに限り、編集委員会が仲介するものとする。

## 5 原稿掲載の可否の決定および査読

原稿掲載の可否（原稿の種類に適否も含む。）は、原則として、当該分野の専門家の査読を経て、編集委員会が決定する。ただし、「論文」と「研究ノート」以外の種類の原稿については、その審査方法を編集委員会において個別に決定できるものとする。

## 6 校正

- (1) 校正は執筆者の責任でおこなう。
- (2) 校正時における大幅な訂正は認めない。

## 7 抜刷

- (1) 抜刷を必要とする者は、投稿申し込み時に申告する。
- (2) 抜刷の作成費用は、制限部数を超過した分について執筆者の負担とする。

## 8 図版等

図版、図表、グラフなど印刷に特別の費用を要するものについては、執筆者の負担とする場合もある。

## 9 原稿提出期日

原稿提出期限は11月末とする。

## 10 原稿提出先

原稿は、編集委員に提出する。

## 11 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学人文社会科学部に対し、当該論文に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

## 12 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文社会科学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

編集委員

石澤靖典 (人間文化コース)  
小林正法 (人間文化コース)  
アーウィン マーク (グローバル・スタディーズコース)  
小笠原奈葉 (総合法律コース)

編集者 山形大学人文社会科学部  
発行 990-8560  
山形市小白川町一丁目4-12  
責任者 是川 晴彦  
印刷所 田宮印刷株式会社  
発行年月日 令和5年3月8日

# Yamagata University Faculty of Humanities & Social Sciences Annual Research Report

Vol. 20

## CONTENTS

### Articles

- A labeling analysis of *tough*-movement operations ..... Naoto TOMIZAWA..... 1
- International Securities Investment Expansion in the 2010s ..... Masaki YAMAGUCHI..... 21
- The Music from the void : Ichiro Saito's Film Score "The Fate Theme"  
in *Floating Clouds* directed by Mikio Naruse ..... Kiyooki OKUBO..... 41

### Research Paper

- An Analysis of Companies Accepting Technical Intern Trainees in Yamagata Prefecture  
..... Yutaka GENJIMA, Hiroki HONDA, Nobuyuki NAKAZAWA..... 75

### Research Materials

- A Filmography of Documentary Films on Nazi Germany and the Holocaust  
—From Entries submitted to the Yamagata International Documentary Film Festival  
..... Akira YAMAZAKI..... 99

- Requirements for Contributors ..... 125

March 2023

Faculty of Humanities & Social Sciences  
Yamagata University